

JAMS

マレーシア研究

Malaysian Studies Journal

第 14 号 2025 年

〈論説〉

- マレーシアにおけるミャンマー移民労働者の拡大
——交錯する法的ステータスと移民ネットワーク 水野 敦子 1

〈書評〉

- 熊谷聡、中村正志著『マレーシアに学ぶ経済発展戦略
——「中所得国の罟」を克服するためヒント』 上原 健太郎 33
- 鳥居高編著『マレーシアを知るための58章』 富沢 壽勇 41
- FUSHIKI Kaori and SAKURADA Ryoko eds.
Anthropology through the Experience of the Physical Body 板垣 明美 46
- Wan Aida Wan Yahaya ed. *Malaysian Cinema and Beyond: Genre, Representation and the Nation*
..... 山本 博之 51
- The Center to Combat Corruption & Cronyism, *State of Corruption:
Power, Politics, and Policies in Malaysia* 中村 正志 58
- Janet Steele, *Malaysiakini: And the Power of Independent Media in Malaysia* 伊賀 司 64
- Kevin Blackburn, *The Comfort Women of Singapore in History and Memory* 渡辺 洋介 68

〈フォーラム〉

- インドネシアがハラル食品の国家認証制度開始
——マレーシアとともにイスラム経済けん引 野沢 康二 75

〈エッセイ〉

- 知識探訪——多民族社会マレーシアの横顔を読む（エッセイ12編） 79
- 英文要旨 92

日本マレーシア学会

【論文】

マレーシアにおけるミャンマー移民労働者の拡大
交錯する法的ステータスと移民ネットワーク

水野敦子

はじめに

マレーシアにおけるミャンマーからの移民（移住者）は、近年、顕著に増加している。国連の国際移民統計¹（United Nations, 2020）によれば、マレーシア国内の移民数は、2000年の146万人から2020年の348万人へ2.4倍に増加したが、同期間にミャンマーからの移民は1.9万人から35.1万人へ18.2倍に急増した。マレーシアでは移民労働者が不可欠な存在となって久しい²が、非正規（irregular または undocumented）の移民労働者が多数存在することが指摘されている（吉村, 1998; Kassim, 2014; Lee, 2018; IOM, 2023 など）。

マレーシアへのミャンマー移民は、増加が著しいだけでなく、正規移民と同数以上の非正規移民と難民・庇護希望者が存在している点に特徴がある。マレーシア国内の難民・庇護希望者の9割以上は、ミャンマーからの移民が占める（UNHCR Malaysia, 2011-2024）。

「難民条約」³を批准していないマレーシア国内では、難民・庇護希望者は法的地位を与えられない。マレーシア政府は、難民認定者が第三国移住まで滞在し就労することは容認しているが、在留資格を与えられていない点で、難民は法的に非正規移民に分類される（Hoffstaedter, 2024）。したがって、本稿では、難民を広義の非正規移民に含め、難民以外

¹ 国連は国際移民を「移住の理由や法的地位に関係なく、定住国を変更した人々を指す」と定義している（United Nations 2020）。本稿は、これに準じて移民を定義する。なお、国際移民統計には、政府の把握する在留外国人と UNHCR の認定する難民・庇護希望者が含まれている。したがって、在留資格を持たず、難民認定も受けていない非正規移民は捕捉されていない。

² マレーシアは、1980年代後半に本格的な工業化が進展し、農村のマレー人の商工業部門への動員が急速に進んだにもかかわらず、労働力不足が深刻化した。これを受けて政府は1991年末に、それまでプランテーションや建設現場、家事労働などに限定的に認められていた外国人労働者の雇用を、製造業やサービス業にも広げ本格的な受け入れを開始した（吉村 1998:41-43）。

³ 1951年に締結された「難民の地位に関する条約」と1967年の「難民の地位に関する議定書」の略称。

の非正規移民を狭義の非正規移民と定義する。本稿の目的は、マレーシアにおいて近年増加したミャンマーからの移民が、正規就業のみならず、多数が非正規に就業している実態とその要因を明らかにすることにある。

マレーシアにおいて移民が増加した背景には、経済成長に伴う労働力不足により、単純労働力として移民労働者への需要が高まっていることがある(熊谷・中村, 2023:74-85)。これに加え、ミャンマー国内では、2010年代半ばに激化したロヒンギャ問題や2021年の政変以降の国内情勢悪化によって、プッシュ圧力が高まったことがある。しかし、プッシュ・プル要因のみでは、ミャンマー移民労働市場で正規就業者と非正規就業者が交錯している要因を十分に説明できない。

そこで、本稿では、移住システム論と移住インフラストラクチャー(以下、移住インフラ)論の理論的枠組みを援用する。移住システムとは、「移住を促進し、その規模と移民先を決定する社会的ネットワーク」と定義される(樋口, 2002)。移住インフラとは、移住を促進、または条件づける技術・組織・アクターが関連し合う総体を指す(Xiang, 2014)。移住インフラは、①営利目的の組織・個人である斡旋業(commercial)、②移住に関わる制度(regulatory)、③通信・輸送などの技術(technological)、④NGOや国際機関など支援組織(humanitarian)、⑤移民の社会的ネットワーク(social)の5つのファクターからなる。移住システム論が、移住を決定する社会的ネットワークに着目するのに対して、移民インフラ論は、移民ネットワークを移住インフラの構成要素の一部として捉えなおすとともに、移住インフラの中で如何に機能するのかに着目する。本論では、両理論の枠組みを統合し、移民の社会的ネットワークが移住を決定づけるとともに、移住インフラの一部として機能するとの視角に立つ。

②の制度に関して、国際移住機関IOM(2023)は、マレーシア国内のネパール、バングラデシュ、インドネシア人の非正規労働者への調査に基づき、賃金・報酬の問題、劣悪な生活環境、長時間労働、それによる健康被害などの搾取的な雇用条件を移民労働者の非正規化の要因に挙げている。さらにIOM(2023)は、人材斡旋業者や雇用主の虚偽や、これらの役割が重複し不明確であることが、移民労働者の脆弱性を生んでいると指摘する。これらの移民労働者の非正規化の要因は、ミャンマー移民にも当てはまろう。しかし、正規労働者として有していた就業許可とそれに付随する保証は、非正規化することで失われる。その意味では、より脆弱な立場になり得るにもかかわらず、なぜ非正規労働者が多数存在するのかを十分に説明できていない。また、マレーシアにおけるミャンマー移民に占める

比率が高い難民と非正規化との関係についても分析されていない。

これに対し、フランク（Franck, 2019）が、ペナン州ジョージタウンでのミャンマー移民への調査に基づき、「合法的」移住に限られた交渉力と拘束型の労働契約と結びついている場合、「違法」ステータスは抑圧的な制度や雇用主の慣行を回避する利用可能な手段となりうることを指摘している。また、このような制度に内包される移住労働者の脆弱性を緩和する機能を、④支援組織や⑤移民ネットワークが有する。キンソーチー（Kyi, 2018）は、スランゴール州とクアラルンプールで調査を実施し、ミャンマー移民による互助組織や宗教組織などの社会組織が、移民らの困難を緩和していることを示している。キンソーチーとフランクの研究は、受入制度が整備され、非正規移民の正規化と取締りが繰り返されてきたにもかかわらず、多数の非正規移民が存続している要因を探るうえで示唆に富む。しかし、これらの研究も、基本的に移動先であるマレーシア国内の分析に留まっており、両国に跨る制度と移民ネットワークに関わる分析や、非正規移民と難民の関係についての検討は、ほとんど為されていない。

そこで、本稿では、労働者と難民のそれぞれの移住に関わる制度、斡旋組織、支援組織、および移民ネットワークの相互関係を分析する。樋口（2002）は、北米で発展した移住システム論が移民の相互互助関係（互酬）にのみ着目していたのに対し、アジア諸国においては市場交換の原理に移住が主導されていることを指摘して、市場媒介型移住システムを提示した。互酬と市場交換という媒介原理の相違によって社会的資本である移民コミュニティの様相は異なる。この理論枠組みは、労働者の移住と難民の移住を、市場媒介という観点から区分し、両者のコミュニティ間の関係を分析する上で有用である。

本稿は以下のように構成される。Ⅰで、ミャンマーからのマレーシアへの移民の増加について概観したうえで、マクロ経済的要因を確認する。次いで、マクロ的な労働供給確保策である入国管理政策をⅡで検討し、ミャンマー移民の法的ステータスが交錯する制度的要因を探る。Ⅲにおいて、法的ステータスの違いを踏まえたうえで、ミャンマー移民の拡大経緯を辿り、Ⅳで事例検討を行う。Ⅴでは、ミャンマーからマレーシアへの移住が、拘束的な制度の下での市場媒介型移住システムに加えて移民独自のネットワークが形成されていること、労働者と難民の互助組織が相互補完的に共進化してきたことが、多様で流動的な法的ステータスの移民を内包するコミュニティを形成してきたことを示す。

なお、本稿の分析対象は、正規移民労働者の法的ステータスを取得しうる移民であり、

ほとんどが無国籍であるロヒンギャ難民については詳細には検討しない⁴。また、特に断りのない限り、すべての情報は、筆者による一次現地調査から得たものである⁵。

I ミャンマーからの移民増加のマクロ経済的要因

1. マレーシアにおける移民の増加

マレーシア雇用統計によると2022年の就業者1,440万人のうち移民は、220万人で15.3%を占める (Jabatan Perangkaan Malaysia, 2022)。2020年時点の移民総数は348万人であることから (表1)、移民の多くが就業者であることが分かる。移民就業者のうち単純労働者が対象の一時雇用訪問パス (Visit Pass (Temporary Employment) / Pas Lawatan (Kerja Sementara) ; 以下 PLKS) が、2019年時点で220万人に上る (Kementerian Dalam Negeri, 2019)。すなわち、マレーシアに居住する移民の多くが就業者で、そのほとんどが単純労働者である⁶。

移民全体、PLKSの主な出身国⁷は、降順にインドネシア、バングラデシュ、ネパールであり、ミャンマーはこれらに次ぐ4番目の移民送出国である (表1、2)。2020年時点のマレーシアにおける移民の出身国上位10か国の2000年以降10年毎の推移を見れば (表1)、ミャンマー移民の増加が著しかったことが分かる。ミャンマー移民は、2000年時点で1.9万人、移民総数の1.3%を占めるに過ぎなかったが、2020年時点で35.1万人、10.1%を占めるまでに拡大している。また、PLKS国籍別人数を2019年6月と2021年12月時点で比

⁴ Andika Ab. Wahab (2018) は、マレーシアにおいて無国籍の難民であるロヒンギャ難民の脆弱性が移動過程における搾取を生んでいることを指摘している。

⁵ ミャンマー国内の調査は、2007年1月から2024年2月にかけて、ヤンゴン管区域、マンダレー管区域で、職業斡旋業者、仲介者、移民の送出世帯や帰国者に対する聞き取り調査。マレーシア国内での調査は、2014年8月から2024年3月に実施した、クアラルンプール、ペナンとその周辺地域で互助組織、難民組織、NGOなどへの調査とともに、雪だるま標本法による移民からの聞き取りである。調査の一部は、水野 (2015a; 2020) で公表済みである。2016年と2019年の調査の一部は、京都精華大学ナンミャケーカイン特任教授とともに実施した。

⁶ PLKSのほか、マレーシアで外国人の就労が認められる査証は、高度人材を対象としたレジデンス・パス、専門家訪問パス、管理職・専門職を対象とした雇用パス (Employment pass) である。2021年の雇用パス外国人は7万9,415人で、うちミャンマー人は607人にすぎない (Kementerian Sumber Manusia, 2022)。

⁷ PLKSの受入対象国は、インド、タイ、カンボジア、ネパール、ミャンマー、ラオス、ベトナム、フィリピン、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、インドネシア、カザフスタンの15か国である。

較すると（表2）、コロナ禍の影響によって総数は200万人から117万人へと4割強も減少したが、ミャンマー人の減少は6%に過ぎず、総数に占める比率は、6.3%から10%に高まっている。

表1：マレーシアにおける主要出身国別の移民数の変化

国名	2020			2010		2000	
	万人	%	(2000=1)	万人	%	万人	%
1 インドネシア	124.2	35.7	1.7	96.1	39.7	72.7	49.7
2 ネパール	58.6	16.9	12.1	27.7	11.4	4.8	3.3
3 バングラデシュ	41.6	12.0	7.8	35.1	14.5	5.3	3.6
4 ミャンマー	35.1	10.1	18.2	22.6	9.4	1.9	1.3
5 インド	14.8	4.3	1.7	11.9	4.9	8.8	6.0
6 フィリピン	11.8	3.4	0.7	3.9	1.6	17.7	12.1
7 ベトナム	10.1	2.9	1.9	7.8	3.2	5.4	3.7
8 シンガポール	9.2	2.7	2.1	7.1	3.0	4.5	3.1
9 パキスタン	8.5	2.4	11.9	3.2	1.3	0.7	0.5
10 日本	1.9	0.5	2.2	1.5	0.6	0.8	0.6
その他	22.9	6.6	1.8	17.5	7.2	12.6	8.6
計	347.7	100.0	2.4	241.7	100.0	146.4	100.0

出所) United Nations (2020) より筆者作成。

表2：外国人労働者（PLKS）の国籍別人数（2019年6月末・2021年12月末時点）

国名	2021		2019		増減数	増減率
	人数	構成比	人数	構成比		
インドネシア	370,686	31.6%	704,175	35.2%	-333,489	-47.4%
バングラデシュ	353,209	30.1%	568,929	28.4%	-215,720	-37.9%
ネパール	180,259	15.4%	316,102	15.8%	-135,843	-43.0%
ミャンマー	117,408	10.0%	125,795	6.3%	-8,387	-6.7%
インド	55,543	4.7%	117,733	5.9%	-62,190	-52.8%
フィリピン	39,154	3.3%	52,410	2.6%	-13,256	-25.3%
パキスタン	30,188	2.6%	61,689	3.1%	-31,501	-51.1%
ベトナム	9,198	0.8%	18,177	0.9%	-8,979	-49.4%
タイ	5,905	0.5%	14,691	0.7%	-8,786	-59.8%
中国	3,664	0.3%	12,651	0.6%	-8,987	-71.0%
スリランカ	3,949	0.3%	6,489	0.3%	-2,540	-39.1%
カンボジア	2,198	0.2%	3,545	0.2%	-1,347	-38.0%
その他	548	0.0%	41	0.0%	507	1236.6%
計	1,171,909	100.0%	2,002,427	100.0%	-830,518	-41.5%

出所) Kementerian Dalam Negeri (2019)、Kementerian Sumber Manusia (2022) より筆者作成。

2. 移民増加のマクロ経済的要因

IMF (2020, Chapter4) は、国際移民の主要因を次の4つであることを明らかにしている。

①地理的・文化的近接性。②移民の送出国の人口動態（人口規模が大きいほど、若年層が所得格差の大きい国へ移動する）。③紛争（紛争の激化は、特に他の途上国・新興国への移民、難民を増加させる）。④所得格差および、送出国、受入国それぞれ1人当たり所得水準、である。

マレーシアへの主な移民送出国4か国は、①アジア域内の近隣諸国であり地理的に近接している。なかでもミャンマーはタイを経由して陸路での移動が可能である。また文化的近接性については、インドネシアがマレー系住民に近く、南アジアのバングラデシュとネパールはインド系住民に近い。多数が仏教徒とキリスト教徒であるミャンマー移民は、最も中国系住民に近い。また、②人口動態、人口規模に関しても、いずれの国も、マレーシアに比較して人口規模が大きく若年層が厚い。加えて、ミャンマー移民が、他国に比較し顕著に増加した要因としては、③紛争による移民増加が大きいことと、④所得が最低水準にあり所得格差が大きいことが挙げられる。

IMF (2020) は、新興国への移動の場合は、送出国の1人当たりの年間所得水準が2,000ドル、先進国への移動の場合は7,000ドルを超えるまで、増加傾向が続くことを明らかにした。表3は名目GDPを経済格差の指標として、マレーシアと主要送出4か国の推移を見たものである。2023年現在で、マレーシアの1人当たりGDPは1万1,649ドルに達しており、世銀の定める高所得国の水準に迫っている。一方、ミャンマーは主要送出国のなかで最低の1,188ドルで、マレーシアの約10分の1に過ぎない。ミャンマーの1人当たりGDPは、2010年代に着実に増加していたが、2021年以降、大幅な減少に転じており、縮小する兆しにあったマレーシアとの格差は、再び拡大している。

さらに、マレーシアとミャンマーの経済成長要因を分析してみれば、労働力需要格差も大きいことがわかる。表4は、経済成長への貢献を、労働投入、資本とそれ以外の効率性の向上、いわゆる全要素生産性に分解したものを比較したものである。2000年代に入って漸く低所得国を脱したミャンマーは、2010年代に高い経済成長を示していたが、そのほとんどは資本投入の貢献であり、労働投入の貢献は、むしろ減少する傾向にあった。本格化し始めた農村から都市への移動人口は、都市労働市場の雇用吸収力を超え、国外への人口流出圧力となった。2015年から2021年の期間は、コロナ禍と政変によって、年平均経済成長率は-2.7%に落ち込んでおり、労働投入は3.6%ポイントも減少して、国内雇用が大

きく損失したことを如実に示している。他方、マレーシアは、経済成長のうち労働投入によるものが、依然としておよそ3割を占めている。すなわち、所得水準格差に加え、労働力需要格差も拡大しており、二国間の労働力移動のマクロ経済的要因が高まっているのである。

表3: マレーシアと主要送出国の1人当たり名目GDPの推移 (単位: USD)

	マレーシア	インドネシア	バングラデシュ	ネパール	ミャンマー
2000	4,088	771	413	224	196
(%)	(100.0)	(18.9)	(10.1)	(5.5)	(4.8)
2005	5,537	1,249	493	309	251
(%)	(100.0)	(22.6)	(8.9)	(5.6)	(4.5)
2010	8,880	3,094	777	589	1,003
(%)	(100.0)	(34.8)	(8.7)	(6.6)	(11.3)
2015	9,700	3,323	1,236	882	1,158
(%)	(100.0)	(34.3)	(12.7)	(9.1)	(11.9)
2020	10,164	3,896	2,234	1,139	1,479
(%)	(100.0)	(38.3)	(22.0)	(11.2)	(14.5)
2021	11,135	4,334	2,458	1,229	1,233
(%)	(100.0)	(38.9)	(22.1)	(11.0)	(11.1)
2022	11,993	4,788	2,688	1,348	1,149
(%)	(100.0)	(39.9)	(22.4)	(11.2)	(9.6)
2023	11,649	4,941	2,529	1,324	1,188
(%)	(100.0)	(42.4)	(21.7)	(11.4)	(10.2)

注) (%) は、当該年のマレーシアの値を100とした各国の値の相対比率。

出所) World Bank, *World Development Indicators* より筆者作成。

表4: マレーシアとミャンマーの経済成長要因 (単位: %)

		GDP 成長率	労働投入の貢献			資本投入の貢献			全要素 生産性の 貢献
			小計	労働 時間	労働 の質	小計	IT 資本	非 IT 資本	
マレーシア	2000-2005	5.6 (100)	1.5 (28)	0.7	0.8	1.6 (30)	0.7	0.9	2.4 (43)
	2005-2010	4.8 (100)	1.5 (30)	1.0	0.5	2.3 (48)	0.5	1.8	1.1 (23)
	2010-2015	6.4 (100)	1.5 (24)	1.1	0.4	2.2 (34)	0.4	1.8	2.7 (41)
	2015-2019	4.2 (100)	1.1 (24)	0.8	0.3	2.6 (66)	1.4	2.4	0.4 (10)
	2015-2021	2.9 (100)	0.9 (31)	0.3	0.6	1.9 (67)	0.2	1.7	0.1 (2)
ミャンマー	2000-2005	5.6 (100)	1.7 (31)	1.0	0.7	5.3 (95)	0.1	5.2	-1.4 (-26)
	2005-2010	4.8 (100)	1.2 (26)	0.5	0.7	3.1 (65)	0.1	3.0	0.4 (8)
	2010-2015	6.1 (100)	1.1 (19)	0.5	0.6	6.2 (102)	0.2	6.0	-1.3 (-21)
	2015-2019	4.5 (100)	-1.0 (-19)	-1.2	0.2	4.3 (95)	0.2	4.1	1.2 (26)
	2015-2021	-2.7 (100)	-3.6 (133)	-3.5	-0.1	2.3 (-84)	0.1	2.2	-1.3 (48)

出所) Asian Productivity Organization (2021; 2023) より筆者作成。

ここで、PLKS 労働者数を産業別にみれば、最多の製造業は70万人で35%、続く建設業

が44万人で20%を占める（表5）。ミャンマー人に着目すれば、製造業比率が74.5%と極めて高い。吉村（1998）によると、労働力不足が深刻化し始めた1990年代において、移民労働者数（1992-1997年）は67万人で、最多のプランテーションが14万人、続く建設業が13万人、製造業は11万人弱を占めていた。出身国では、インドネシア人とバングラデシュ人で、全体の9割弱を占めていた。1990年代と比較して大幅に増加した製造業における移民労働力への需要を、インドネシア人とバングラデシュ人で満たしきれなくなり、近年増加したミャンマー人が満たし、結果として都市部に集中していることが伺える。

表5：PLKSの総数及び主要出身国別の産業別就業者数（2019年）

	製造業	建設業	サービス	プラン テーション	農業	家事 労働者	計
総数（人）	699,430	438,264	306,152	273,079	156,334	129,168	2,002,427
インドネシア	139,163	153,470	43,026	201,050	75,061	92,405	704,175
バングラデシュ	207,394	216,880	93,651	30,938	19,951	115	568,929
ネパール	228,925	6,919	68,662	2,652	8,891	53	316,102
ミャンマー	93,543	12,605	15,265	874	3,443	65	125,795
総数（%）	34.9	21.9	15.3	13.6	7.8	6.5	100.0
インドネシア	19.8	21.8	6.1	28.6	10.7	13.1	100.0
バングラデシュ	36.5	38.1	16.5	5.4	3.5	0.0	100.0
ネパール	72.4	2.2	21.7	0.8	2.8	0.0	100.0
ミャンマー	74.4	10.0	12.1	0.7	2.7	0.1	100.0

出所）Kementerian Dalam Negeri（2019）より筆者作成。

II 二国間の移住に関わる制度と非正規化

1. ミャンマーからマレーシアへの労働者の受入・送出制度

次いで、マクロ的な労働供給確保策である入国管理政策について、検討する。

マレーシアは、「マレーシア人の雇用第一（Malaysians First）」の下で、移民労働者を誘致すると同時に、労働市場における移民労働者の一時性（temporary）と非流動性を維持しようとしてきた（Kaur, 2014）。それゆえ、(a) 経済の特定のセクターへの移民労働者の継続的な供給を確保する、と同時に、(b) 「国境の閉鎖に取り組む」という、2つの主要な（ただし多少矛盾する）政策目標の両立を図ってきた（Garcés-Mascareñas, 2012 : 64）。

移民労働者の大半を占める PLKS は、送出国と産業分野を限定した許可制度⁸で、割当枠内に限って雇用が認められる。PLKS を取得するプロセスは、以下の通りである。

PLKS 労働者の雇用を希望する事業主は、政府の求人サイトであるマイ・フューチャージョブス (MYFutureJobs) に 30 日以上求人広告を出さなければならない。ここで地元労働者で求人を充足できなかった場合に、人的資源省労働力局に PLKS の雇用許可を申請することが可能となる。その後、内務省が申請を承認する。PLKS 雇用割当枠の申請手続きは煩雑であり、多くの場合、事業主は人材斡旋業者を通じて申請する⁹(MEF, 2014; Ariff, 2021)。

人材斡旋業者は、送出国であるミャンマー国内の業者を通じて求職者を募る。ミャンマーでは、1999 年に制定された海外雇用関連法 (Law Relating to Overseas Employment) に基づき、海外就業斡旋業者 (Overseas Employment Agency : OEA) にライセンス制が採られている。海外からの求人票は、OEA を通じて政府の承認が必要である。この審査に約 3 週間を要する。求職者は海外求職者登録が必要で、採用された者は出発前研修を受講し、海外就業者パスポート (Passport of Job : PJ)、海外就業者身分証 (Overseas Worker Identification Card : OWIC)¹⁰を取得しなければならない。

採用された労働者は、マレーシアの雇用主の招聘によって入国ビザを取得して渡航。マレーシア到着後は、健康診断¹¹を受けて適格と判断された場合に PLKS 雇用許可を得る。雇用認可期間は 1 年であるが、更新することで 10 年までの延長が認められる。PLKS を雇用するには、斡旋業者に支払う手数料以外に、健康診断料、保証金、人頭税や労災保険料など諸々の費用が、採用と更新毎に必要である (表 6)。PLKS は、雇用主に縛られた雇用契約であり、家族帯同や結婚、不動産の取得、自由な出入国、再入国、永住権の申請を許可しておらず、契約終了後には強制的に帰国しなければならない。移民法に違反した者は犯罪者とみなされ、罰金、懲役、拘留、むち打ち刑に処される (Nah, 2011 : 139)。

⁸ 受入対象国 (注 7 参照) からの労働者に限り、対象業種は、製造業、建設業、鉱業、警備業、サービス業、プランテーション、農業、家政婦にのみ雇用が認められる。ただし、ミャンマー人は家政婦の対象外である。

⁹ 2012 年の雇用法改正によって派遣労働が制度化されており、事業主は、直接雇用ではなく労働請負業者に委託する形で外国人労働力を利用することも可能となっている (Ariff, 2021)。

¹⁰ 1999 年に導入され 2021 年に必須となった。通称は、スマートカード。

¹¹ 政府は雇用主に対し、外国人労働者の入国後と、年一度の健診実施を義務付けており、外国人労働者健康診断観察機関 (Foreign Workers Medical Examination Monitoring Agency : FOMEMA) が保健省に代わり健診制度を運営している (FOMEMA website)。

表6：ミャンマー人労働者（PLKS）の雇用に掛かる費用（RM:マレーシアリングギ）

PLKS 査証料	RM19	
健康診断料	RM207（男）， RM217（女）	
保証金	RM750	
人頭税	半島部	サバ州および サラワク州
製造業	RM 1,850	RM 1,010
建設業	RM 1,850	RM 1,010
プランテーション	RM 640	RM 590
農業	RM 640	RM 410
サービス業	RM 1,850	RM 1,490
サービス業（リゾート島）	RM 1,850	RM 1,010
労災保険料	RM255～（給与の 1.25%）	

注）斡旋業者への手数料、渡航費用は含まない。

保証金、査証料、および人頭税は国籍により異なる。保証金は、任期を終えて帰国する際に返還されるが、労働者が失踪した場合などは没収される。

出所）Immigration Department of Malaysia および FOMEMA ウェブサイトより筆者作成。

2. 非正規化の制度的要因

（1）移民労働者の管理・規制と非正規化

管理と規制の強い雇用許可政策は、時間と費用の負担を雇用主と労働者に課す。これらの負担の忌避が、非正規化の要因となっている¹²。二国間の外国人労働者の受入策と送出国はともに、その政策意図に反して非正規化抑制に失敗しているのである。

送出国であるミャンマーの制度は、過度に中央集権的で、手続きに非常に時間がかかる一方で、求職者が求める情報提供や支援は十分に提供されていないことが、闇業者による非合法な移動を促している（Testaverde, 2020）。2021年の政変後のOWIC必須化、PJ以外の就労目的の海外渡航禁止、2024年8月のミャンマー労働省通達（Ministry of Labour, 2024）による海外就労で得た給与所得の25%以上の銀行送金の義務化¹³などの管理強化は、非正規出国を促す要因となっている。

受入国であるマレーシア政府は、非正規移民を管理する政策手段として、自発的な本国送還（恩赦）プログラムと正規化プログラムを実施してきた。2011年以降に実施されたも

¹² 吉村（1998：47）は、外国人労働者の雇用が認められているにもかかわらず外国人を不法就労させる理由として、賃金、登録、社会保障費、宿舍などの施設整備などの直接コストの削減と、労働力調整（採用、登録の必要がない、雇用調整が容易である）を挙げる。

¹³ 同通達により、これに違反した労働者は、PJやOWICの更新を認められない。また、OEAには、斡旋した労働者の送金の労働省への報告することが義務付けられた。

のは、6P¹⁴プログラム（2011 年）、スリー・プラス・ワン・プログラム（2014 年）、バック・フォー・グッド・プログラム（2019 年）、再調整計画（Recalibration Program/Rekalibrasi Tenaga Kerja ; RTK、RTK1.0 ; 2020 年、RTK2.0 ; 2023 年）である。しかし、治安上の懸念から繰り返されてきた恩赦／正規化プログラムは、非正規移民とその雇用主の双方に、正規 PLKS よりも安価な合法化措置の利用を促す結果を招いている。移民管理に関する包括的労働管理が欠如しており、非正規移民の根本的要因には対応できていない (Low, 2024)。筆者の聞き取りでは、繰り返される恩赦プログラムは、ミャンマー移民らにマレーシアでミャンマーのパスポートとマレーシアに滞在するための査証が容易に取得できる機会とさえ認識されていた。

（2）難民の就業と非正規就業の交錯

マレーシア国内で「不法移民」と見なされる難民の法的ステータスは、狭義の非正規移民労働者と同一である。ただし、UNHCR に難民認定を受けた者は、逮捕、拘束されず、就労することがマレーシア政府に容認されている。難民に発給される身分証（通称 UN カード）は、その所持者が国際的な保護を必要とする人物であることを示す。UNHCR の難民認定を得れば、3 年毎の更新で第三国移住が叶うまでマレーシアに居住することができる。つまり、UN カード所持者は、マレーシア政府による非正規滞在と就労の不法性の認定と処罰を免れる可能性がある。後述するように、難民申請は、民族ごとに組織された難民組織を介して行われるため、各難民組織が発給する会員証は、難民申請中であることを示し、UN カードに準ずる身分証明書となる。それ故に、逮捕、拘留から逃れ就業することを目的に、難民組織へ加盟する者もいる。さらに、偽造 UN カードも流通している¹⁵。複数の難民組織での聞き取りでは、会員証を取得したのちに難民申請を行わず、非正規に就業したのちに、合法化措置を受ける例も多いという。

また、難民認定者は、医療費自己負担の 50% 軽減を受けるほか、家族帯同が可能である。そのため、正規移民・非正規移民が、妊娠、出産、怪我や疾病など医療の必要が生じたことを契機に難民申請するケースや、第三国移住や家族帯同のために、難民申請するケース

¹⁴ マレー語の Pendaftaran : 登録、Pemutihan : 合法化、Pengampunan : 恩赦、Pemantauan : 管理、Penguatasaan : 強制執行、Pengusiran : 国外追放の略。

¹⁵ 筆者の 2016 年調査では、100 リンギで簡単に入手することが可能であった。UNHCR は、手続きの厳格化やカードの真正性の高度化などによって、身元詐欺やカード偽造への対策を進めている (UNHCR Malaysia, 2024)。

もある。これらの事例が示すように、権利の制限や脆弱性を緩和するために難民申請を行う移民の存在が、真に国際的保護を必要とする難民・庇護希望者の峻別を困難にしている。

Ⅲ ミャンマーからマレーシアへの移民の拡大経緯

1. ミャンマー移民の多様な法的ステータス

マレーシアにおけるミャンマー移民労働者の法的なステータスの区別は、入国、在留、就業、(一時)帰国の過程のそれぞれに存在する。一時点における移民労働者の法的ステータスは、在留資格と就業資格の各々に正規／非正規を区別することができる。表7は、移民労働者の法的ステータスを類型化して整理したものである。

表7：移民労働者の法的ステータスの多様性（○正規、●非正規）

類型	法的ステータス	入国	在留資格	雇用許可	就業実態	(一時)帰国	統計捕捉
1	正規労働者	○	○	○	○	○	○
2	正規労働者の非正規副業	○	○	○	○+●	○	△
3* ¹	正規雇用許可所持者の非正規就労	○	○	○	●	○	△
4* ¹	正規滞在者の非正規就労	○	○	●	●	○	×
5* ¹	非正規(超過)滞在者の非正規就労	○	●	●	●	●/○* ²	×
6* ¹	密入国者の非正規就労	●	●	●	●	●/○* ²	×
7	密入国者の合法化後の正規就労	●	○	○	○	○	○
8	密入国者の合法化後の正規就労と非正規副業	●	○	○	○+●	○	△
9	密入国者の合法化後の非正規就労	●	○	○	●	○	×
10	難民・庇護希望者(認定者、申請者)の就労	●	●	△	△	●	○
11	庇護希望者(未申請者)の就労	●	●	●	●	●	×

注) ○は正規、●は非正規を示す。●は法的ステータスにかかわらない。

*¹は、合法化措置の対象となり得る。

*²は、恩赦措置による帰国。

統計捕捉の記号は、それぞれ移民統計において、実態と統計が合致していること○、実態とは一部異なって捕捉されていること△、捕捉されないこと×を示す。

出所) 筆者作成。

類型1から5は、正規に入国したのちに、就業する移民労働者を分類したものである。このうち類型1から4は在留資格を有している。＜類型1＞は、雇用許可を得て就業する

正規労働者である。＜類型 2＞は、正規労働者で、許可された仕事に雇用されながら、非正規に副業を行っている場合である。＜類型 3＞は、法的には正規労働者のままに、実際は非正規に他で就業している非正規労働者である。これには、労働者の意思にかかわらず書類上の雇用主が実際の雇用主の手続きを代行している場合と、労働者が自らの意思で書類上の雇用主から雇用許可の名義を借りている場合がある。前者の例には、労働者が詐欺にあっている場合も含まれる。後者の場合は、ミャンマー移民らは「雇用許可を自己所持している」と述べる。それは、書類上 PLKS の身分を維持したまま、自由意志で転職することが可能になるなどのメリットが大きいからである。多くの場合、これらの非正規移民は、書類上の雇用主に謝金（名義料）を支払い、本来は雇用主が負担すべき費用などを自己負担している。他方、実際の雇用主は、賃金を支払うのみで、雇用許可証の取得の煩雑な手続きや諸費用が不要となる。＜類型 4＞は、在留資格は有している者で、非正規に資格外に就業する非正規労働者である。観光ビザで入国し、短期間就業する例などである。＜類型 5＞は、超過滞在している非正規労働者である。

次いで、密入国した移民労働者を類型 6 から 9 に示した。＜類型 6＞は、陸路でタイを経由して、あるいは海路で密入国し、非正規に就業する労働者である。＜類型 7＞は、マレーシア政府による合法化措置で正規化した労働者である。＜類型 8＞は、合法化された正規労働者で非正規に副業をしている者、＜類型 9＞は、合法化で雇用許可を得たものの、実際は非正規に他の仕事をしている非正規労働者である。

最後に、難民・庇護希望者である。（在留資格の有効期間中である申請者を除いて）難民（類型 9）は、マレーシアの国内法で法的地位は与えられず、非正規移民とみなされる。申請に至らない難民状態の移民も多数存在する（類型 10）。

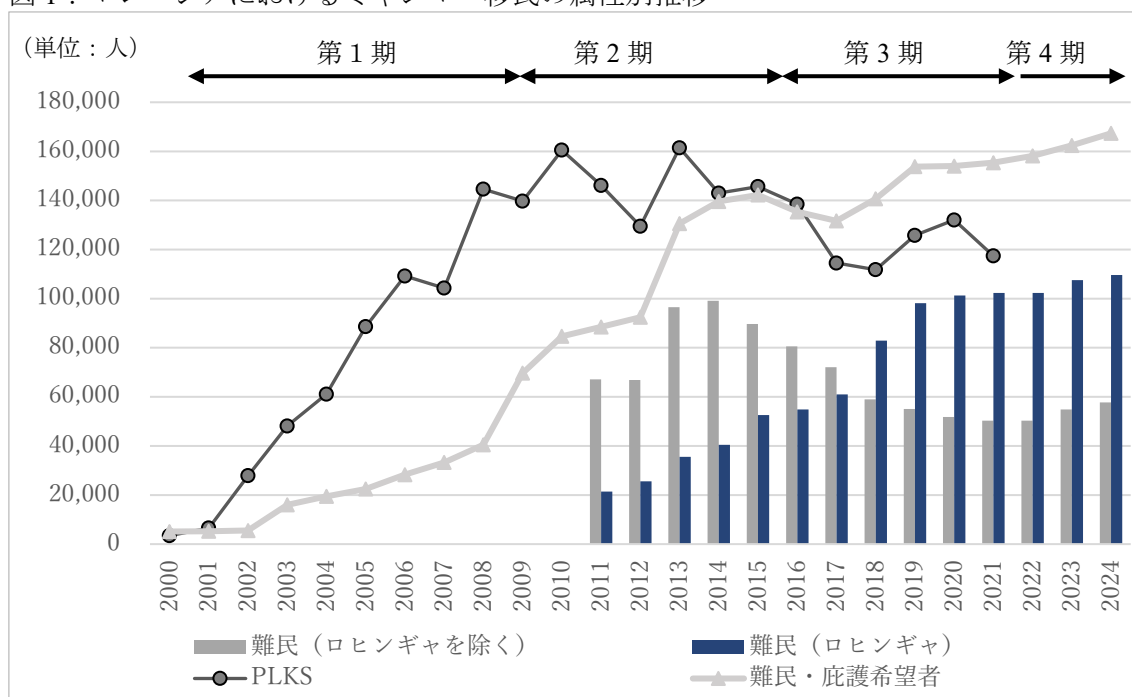
類型 1、2、3、7、8、9 は、法的には正規移民かつ正規労働者である。しかし、類型 2、8 は、副業として非正規に就業しており、類型 3、9 は、法的には正規移民・正規労働者であるが実態は非正規就業である。類型 4 は、在留資格を有するが、就業は非正規である。類型 5、6 は在留資格を有していない非正規労働者である。類型 10 の難民は、法的には非正規移民・非正規労働者であるが、マレーシア政府に在留と就業が黙認される。類型 11 は、法的には類型 5、6 と同様であるが、逮捕、拘束された際に、難民申請し類型 10 に変わり得る。

2. ミャンマーからマレーシアへの移民の拡大経緯

前項のミャンマー移民の類型を踏まえたうえで、マレーシア内務省と UNHCR の統計を用いて、PLKS と難民の 2000 年以降の推移を確認しよう（図 1）。PLKS はマレーシアにおいて多数を占める正規労働者（類型 1、2、3、7、8、9）を把握できる。難民（類型 10）は UNHCR に認定された人数である。これらに捕捉されない非正規移民（類型 4、5、6、11）が存在していることには留意が必要であるが、ここでは、両属性の移民数の推移により 4 つに時期区分し、マレーシアへの移民拡大の経緯を辿る。

なお、ミャンマー側の統計が整備されておらず、国外への移民数は断片的にしか追うことができない。2014 年人口センサスによれば、国外居住者は 202 万人で、マレーシアへの移動者は、タイに次いで多く 30.4 万人を占める。ただし、実際の国外居住者数は、2 倍以上に上ると推計されている（MoLIP, 2017）。2019 年に実施された中間センサスでは、マレーシアへの移動者は、推計 20 万人強に減少している（MoLIP, 2020）。

図 1：マレーシアにおけるミャンマー移民の属性別推移



注）棒グラフは難民・庇護希望者を、ロヒンギヤとそれ以外に区分したもの。

出所）Kementerian Dalam Negeri（2019）、Kementerian Sumber Manusia（2022）、UNHCR Malaysia（2011-2024）、UNHCR, *Refugee Data Finder* より筆者作成。

(1) 第1期（2000年～2008年）：出稼ぎの拡大期

この間、マレーシアへの移民の拡大は、PLKSによる出稼ぎ増加に牽引されていた。ミャンマーからの海外出稼ぎが本格化したのは、1999年にミャンマーで海外雇用関連法が制定されて以降である。2000年代初頭のPLKSのミャンマー人は数千人規模に過ぎなかったが、2002年から2008年にかけて、年平均増加率55%で急激に増加した。

当時、ミャンマーの工業化は緩慢として進まず、都市労働市場は狭小で、農村から直接海外への出稼ぎが拡大していた（水野 2015b）。唯一、輸出志向型工業として成長しつつあった衣類産業は、2003年のアメリカによる経済制裁強化で停滞し、多数の縫製工が失業し国外に流出した。筆者が2007年1月にヤンゴン市内で調査したマレーシアへの就労斡旋業者の事務所には、手先の器用さを測定する器具やミシンが備えられ、縫製企業の求人採用選考の候補者に指導を行っていた。

(2) 第2期（2008年～2015年）：難民・庇護希望者の増加

この時期、PLKSは15万人前後で安定的に推移していた一方、難民・庇護希望者（以下、難民）が大幅に増加した。2000年代初頭に2万人程度であった難民数は2008年に4万人を超えて以降、増加率が高まり、2015年には14.2万人に上った。この頃まで、ロヒンギャの割合は相対的に低く、最多のチン族など少数民族が大半を占めていた。2000年代初頭から半ばにかけて各民族別に難民組織が結成され、2007年にはこれらを統括するマレーシア在住ビルマ少数民族連合（Coalition of Burma Ethnic Malaysia：COBEM）が、UNHCRとの交渉調整のために設立された。ビルマ族難民組織は、2006年に設立されている（表8）。これらの組織が、UNHCRへの難民申請の窓口となり、就労や生活支援を行っている。マ

表8：マレーシアにおけるミャンマー難民組織

組織名	結成年	民族	備考
ACR (Alliance of Chin Refugees)	2001年	チン族	COBEM (Coalition of Burma Ethnic Malaysia) 2007年結成
CRC (Chin Refugee Committee)	2001年	チン族	
KRC (Kachin Refugee Committee)	2003年	カチン族	
MKO (Malaysia Karen Organization)	2005年	カレン族	
SRO (Shan Refugee Organization)	2006年	シャン族	
ARRC (Arakan Refugee Relief Committee)	2007年	ラカイン族	
MRO (Mon Refugee Organization)	2007年	モン族	
OKD (Organization of Karenni Development)	2007年	カヤー族	
Burma Refugee Organization (BRO)	2006年	ビルマ族	

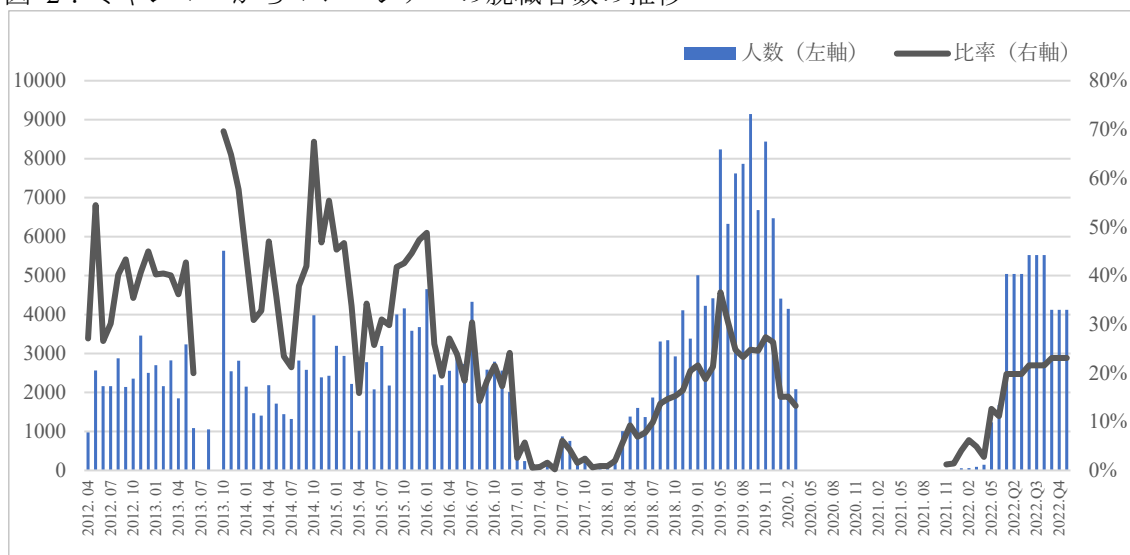
出所）ACR、CRC、MRO、MKO、COBEM への聞き取りをもとに筆者作成。

レーシアは「難民条約」未批准であり、難民には法的ステータスを付与せず、物質的な支援も提供していない。従って、ほとんどの難民の希望は第三国移住で、実際に、マレーシアからの第三国移住者数は増加し続け、2013年には UNHCR が実施した世界の第三国定住者のなかで最多となった。しかし、その数は、在留する難民数には及ばず、結果として、多くの難民がクアラルンプールなど都市部に居住するようになった（Hoffstaedter, 2015）。

（3）第3期（2016年～2019年）：移民の漸減とロヒンギャ問題

この時期ミャンマーは、国民民主連盟（National League for Democracy）政権下で政治経済状況が安定しており、着実な経済成長によって、1人当たり GDP は伸びていた。マレーシアへの移民は、若干減少する傾向にあった。また、2017年から2018年にかけて、ロヒンギャ問題の影響もあって、PLKS は減少した。図2は、ミャンマーの海外雇用統計から、2012年度以降のマレーシアへの就職者数を見たものである。マレーシアへの就職者は毎月3,000人前後で推移していたが、ロヒンギャ問題の影響によりミャンマー政府はこれを2016年末から2018年2月まで禁止した。禁止解除後の2018年度には元の水準に回復し、2019年度に過去最高水準に増加した。ただし、OEAによる届け出数から OWIC 発給数に集計法が変更されたことで、捕捉率が高まったことには留意が必要である。

図2：ミャンマーからマレーシアへの就職者数の推移



注）2012年度～2022年度6月までは月毎の数値。2022年度7月以降は、四半期のデータを等分した数値である。

出所）Central Statistical Organization（2012-2022, 2023）より筆者作成。

難民についてみれば、ロヒンギャ難民が、2017 年の国軍による掃討作戦¹⁶以降、急増している。一方、チン族など少数民族は減少する傾向にあった。UNHCR は少数民族難民らに、これまで以上に帰国可能性を確認するようになり、第三国移住の数は減少した。また、難民認定審査も、厳格化された¹⁷。

(4) 第 4 期 (2020 年～) : コロナ禍と政変による変化

ミャンマー移民に限らずマレーシアにおける移民の構造的不平等が、コロナ禍で浮き彫りにされた。ヴェルギス (2023) は、コロナ禍での移民政策に調整と一貫性がなかったこと、移民労働者を安価な使い捨て労働力としたこと、移民の安全保障化が、移民労働者への適切な手当に失敗した主要因だと指摘する。2020 年 4 月に保健省は非正規移民を含む全ての移民労働者は、無料で治療を受けられることを保証した。しかし入国管理局は、感染拡大阻止を目的に大規模な非正規移民の逮捕、拘留を行った。過密状態となった移民収容センターでは避けられたはずのクラスターが発生し、非正規移民は治療完了後に強制送還されることとなった。また、人材省は、解雇がやむを得ない場合はまず外国人労働者を解雇するよう勧告を発出した。

12 次マレーシア計画 (12MP、対象期間 ; 2021-25 年) では、移民労働者の比率を 15% 以下にすることが目標に定められた。これに対し、マレーシア雇用者連盟 (Malaysian Employers Federation : MEF) は、労働力不足が同国の競争力維持を阻害するとの懸念を表明し、移民が欠かせない労働力であることを強調した (*The Malaysian Reverse*, 1 Nov 2021)。

2020 年 11 月には、非正規移民の恩赦、すなわち自主的帰国あるいは正規化を目的とした労働力再調整プログラム RTK 1.0 が開始され、2021 年末までに 41 万 8,649 人の非正規移民が登録¹⁸した。翌 2022 年 1 月から実施された RTK2.0 では 2023 年末までに、110 万 5061 人の非正規移民が登録した (*The Star*, 21 May 2024)。コロナ禍以前からの非正規の移民労働者層が厚く存在していたことと、移民労働力への需要が高いことが示唆される。

PLKS 発給総数は、2022 年の 132 万から 2023 年の 159 万に増加した (Ministry of Immigration Malaysia, 2024)。PLKS 国別統計は 2022 年以降のデータが 2024 年 9 月現在で

¹⁶ 2017 年のミャンマー国軍のロヒンギャ掃討作戦については、中西 (2021) を参照。

¹⁷ 2018 年 3 月 ACR 代表、COBEN 代表、2024 年 3 月 COBEN、MKO 代表からの聞き取り。

¹⁸ 対象者は、まず定められた期間に登録しなければならない。その後、登録者の国籍確認が行われ、自主的な帰国 (恩赦) か正規化 (雇用許可の取得) のプロセスに移る。正規化は、雇用主が手続きをする必要がある。

未公表であるが、ミャンマーからの入国者数は、2002年7.5万人から2023年の15.7万人に増加、2024年は10月までに14.6万人で、前年同期比14%増加している (Malaysia's official open data portal, 2024)。2022年度末までに公表されたミャンマーの海外就業者統計を確認すれば (図2)、政変後のコロナ禍終息後に以前の水準に回復している。ミャンマー政府は、2024年2月の徴兵制の開始発表以降、PJ以外のパスポート所持者の就労目的とした出国を禁止するなどの管理を強化しているが、非正規入国者が大幅に増加している¹⁹。

IV マレーシアにおけるミャンマー移民の事例

Ⅲに見たミャンマーからの移民の多様な法的ステータスと移民拡大の4つの時期の変遷を事例から辿り、ミャンマー移民の非正規化、および難民申請に至る法的ステータスの変化の過程を確認する。

1. PLKSの非正規化と難民認定

事例1は、第Ⅰ期に渡航しPLKSとして就労 (類型1) 後、第Ⅱ期に非正規化 (類型5) し、さらに難民認定 (類型10) を得た事例である。筆者は、対象者である女性Nさん (1976年生) に、ペナン州ジョージタウンで2014年8月から2019年3月にかけて計3回面談して聞き取りを実施した (初回面談時38歳)。Nさんは、ヤンゴン市内出身のビルマ族で、父は公務員、母は油などの小売店経営、兄2人、姉2人の5人兄弟の三女である。通信大学を中退し、2002年からの3年間、中国系企業の衣類工場で就労し、月約3万5,000チャット (2002年当時約6,500円) の賃金を得ていた。当時の都市中産階級出身の若年女性の典型的経験を有する。しかし、2003年の米国の経済制裁後の不況により、勤めていた縫製工場は2005年に操業停止した。Nさんは失業し、工場社長の斡旋でPLKSとして2006年6月にマレーシア・ペナン州の同工場の関連企業に就職した。渡航費のうち、自己負担はパスポート取得などに要した3万チャット (2006年当時、約3,000円) のみで、残りは全て雇用企業が負担した。同社長は、ヤンゴン市内でOEA経営に転じた。この事例からは、米

¹⁹ 2024年3月のクアラルンプール市内での複数のミャンマー移民からの聞き取り調査による。

国の制裁による縫製業停滞によって、就業者のみならず経営者もマレーシアへの就業とその斡旋に活路を見出したことがうかがえる。

N さんが就職したペナン州の衣類工場は、ラインワーカー約 1,000 人で、そのうちミャンマー人が 500 人を占めていた。当初の賃金は月 600 リンギ（2006 年当時、約 1 万 9,200 円）であった。勤続 5 年目には、英語が可能な N さんは重用されてラインリーダーに昇任し、賃金は月 900 リンギ（2011 年当時、約 2 万 3,400 円）に上がった。ただし、それまで無料であった寮費月 50 リンギ（同 1,300 円）が自己負担になった。

2011 年に PLKS で就業していた縫製工場を自らの意思で退職し、非正規の飲食店従業員に転職した。単調な仕事に飽きたことが転職の理由であった。PLKS は雇用契約が終了すれば帰国しなければならないが、既に両親は他界し兄弟たちも結婚して世帯を構えており、戻る実家がなくなっていたことも帰国しなかった理由である。

翌年、ペナン市内のビルマ寺院で寺男として働いていたモン族難民男性と結婚した。夫婦での第三国移住を目指して難民の配偶者として自らも難民申請をし、2014 年 4 月に難民認定を受けた。しかし、第 3 期の 2016 年に、UNHCR の呼び出しを受けた際に、情勢が改善していたミャンマーに夫が一時帰国していたため、第三国移住の機会を逃してしまった。2019 年 3 月の面談では、N さんは第三国移住を希望していたが、現実には難しくなっていた。夫の故郷モン州に帰国することも視野に入れながら、UN カードを保持してマレーシアに留まり、夫婦で中華料理の屋台を自営していた。

N さんの事例からは、PLKS の正規就労者が自らの意思で非正規移民となり、さらに難民認定を受けるに至った経緯を辿ることができる。

2. PLKS の名義借りによる非正規化

事例 2 は、第 1 期に PLKS として夫婦で渡航し就業（類型 1）した後に、第 2 期に PLKS のステータスを保持したままで、非正規に商店を自営する事例（類型 3）である。筆者は、対象者である女性 S さん（1974 年生、初回面談時 40 歳）に 2014 年 8 月から 2024 年 3 月までに計 6 回面談した。

S さんは、カレン州農村出身のカレン族、中学校（7 年生）卒で、渡航前の家族構成は、夫の母と、夫、子供 2 人の 5 人家族、10 エーカーの水田を所有する中規模のコメ農家であった。S さんは先に PLKS として来ていた 2 歳年上の夫に続き、息子 2 人（当時長男 4

歳、次男3歳)を残し、自らも2007年にPLKSで入国し、1年半は正規労働者として工場勤務をした。その後、非正規化して店員として2年間働いた。この間に、マレー語、華語を習得した。

2010年に夫婦で中国系マレーシア人の名義を借りてミャンマー人相手の商店経営を始めた。この店は、元は夫の友人であるミャンマー人が中国系マレーシア人に名義を借りて営んでいたもので、同人が帰国する際に、名義を引き継いだ。書類上はPLKSで雇用される労働者のステータスで、非正規に店舗経営をしているのである。書類上の雇用主である中国系マレーシア人に、雇用許可証と店舗経営の名義料として月1,500リンギ(2024年3月時、約4万8,000円)を支払っている。

Sさんの店舗は、クアラルンプール市内チャイナタウンのプタリン通りと交差する通りにある。第2期は、ミャンマーからPLKSが安定的に流入しており、同通りにはミャンマー移民相手の商店や飲食店が集積していた。その後、ミャンマー移民が漸減していた第3期には、これら店舗は次第に減少し、Sさん夫婦も帰郷を検討していた。第4期の現在は、ミャンマー移民相手の路面店は3店舗にまで減少している。しかし、ミャンマー国内情勢が悪化しているため、Sさんは、当面、帰国せずにマレーシアに残り、店の経営を続けるつもりだという。

現在までSさんの店が繁盛しているのは、物品販売以外に、正規、非正規に関わらず客の相談に応じて、様々な情報と便宜をミャンマー移民に提供していることによる。また、2023年に夫が愛人と生活するようになって以降、実質的に1人で経営しているSさんの面倒見の良い人柄によるところも大きい。筆者が最後に訪問した際にSさんは、自身がチケットを販売したミャンマーのミャワディーに向かうバス(非公式ルート)の乗客らに道中の検問などでの注意点を伝え、負傷している男性客を前席に乗せるように指示していた。

さらにSさんは、店舗の一部を間貸ししており、そこでミャンマー移民が非正規の商売を行っている。すなわち、Sさんが店舗営業権の一部を又貸しする形で、他のミャンマー移民の非正規就業を可能としているのである。

最後に、Sさんの子供らのマレーシアでの法的ステータスを確認しておこう。Sさんは、第3子となる長女を2010年に出産したが、書類上はPLKSであるSさんには家族帯同が認められない。そこで長女はSさんの友人(カレン族難民)の娘として2011年に難民認定を受け、マレーシアで生活することとなった(類型10)。ミャンマーに残してきた息子2人は、ミャンマー政変後の2023年にSさんの手引きでマレーシアに来た。彼らはともに書

類上は PLKS であるが、「雇用許可証を自分で持って」非正規に就労している（類型 3）。長男（2024 年調査時 22 歳）は S さんの店舗を手伝いながら、ミャンマー移民相手のタトゥー師をしている。次男（20 歳）はジョホール州でマッサージ師として働いている。息子らの所得は月 3,000 リンギ（2024 年 3 月時、約 9 万 6,000 円）で、工場労働者の賃金が 1,500 リンギ（同、4 万 8,000 円）程度であるのと比較してかなり良い。ここからも多くの移民が、名義料を負担してでも PLKS 許可を「自己所有」し、非正規就業を目指す理由がうかがえる。

3. PLKS の時間外の非正規就業

事例 3 は、PLKS として就業しながら勤務時間外に非正規で就労（類型 2）していた男性 Z さん（1980 年生）の事例である。筆者は、Z さんとペナン州バタワースで 2016 年 8 月に 1 回面談（当時 36 歳）し、その後ミャンマーに帰国した Z さんの出身地ヤンゴン北部県内農村で 2024 年 2 月までに計 4 回面談した。Z さんの出身地は稲作農村であるが、コメ仲買人であった両親は農地を有しておらず富裕層ではない。しかし Z さんは、ダゴン大学と技術専門学校を卒業しており、村内では少ない高学歴者である。妹 2 人も大学を卒業しており、Z さんの父親は、決して裕福ではないなかで、子供たちが優秀で大学を卒業していることが自慢であると述べていた。

Z さんは、2008 年から 2018 年まで PLKS として、ペナン州バタワースにあるインド系マレーシア人経営の薬品工場に勤めた。渡航に要した費用は、諸経費を合わせた総額で約 100 万チャット（2008 年時、約 10 万円）であった。当初の基本給は月 500 リンギ（2008 年時約 1 万 7,000 円）であったが、10 年の在留期間の最後には 1,400 リンギまで昇給し、残業代と合わせた給与は月 1,500 リンギ程度（2018 年当時約 4 万 1,000 円）であった。

Z さんはマレーシアで就職して 2 年目に中古車を購入し、勤務時間外に非正規でタクシー業を営んだ。タクシー業では、主にバタワースから約 150 キロ程度に位置するタイ国境から出国あるいは入国するミャンマー移民を客としたが、バタワースの街中では移民に限らず地元の客も乗せて、月 1,500 リンギ程度（2018 年当時約 4 万 1,000 円）の利益があった。このように、正規の勤務時間外の非正規就労で、PLKS の正規就業と同程度の所得を得ることができたのである。

この要因として、Z さんが勤勉で能力が高いことが挙げられる。Z さんは、バタワース

では、葬送協会（後述）理事会メンバー（書記長）として様々な活動に関わり、マレーシア国内の他地域で活動するミャンマー移民の葬送協会や移民支援組織幹部らとも親しい。単純労働力である PLKS のミャンマー労働者に Z さんの様な高学歴者は少ないながらも、互助組織などの運営を担うことが多いようである。

Z さんのようにマレーシア滞在中にミャンマー移民のコミュニティー中核で活動した人物は、帰国後も、両国を跨ぐ紐帯となっている。Z さんは、タクシーの乗客として知り合ったインドネシア人女性（PLKS）と結婚し、2018 年にミャンマーに帰国した。ヤンゴン市内の海外就業斡旋業者と就労希望者との仲介を行っており、1 人当たり 5～10 万チャット（2019 年当時約 3,500-7,000 円）の紹介料を得ている。マレーシアで得た知人の伝手で、紹介を依頼されることが多い。また、マレーシアでの貯蓄を元手に購入した幹線道路沿いの農地 1 エーカーを転用して経営する娯楽施設（フットサル場、プールバー）は、近隣の若者にマレーシアの就職情報を提供する場となっている。毎日 5～6 人のマレーシアへの就職相談に応じている。

4. 政変後の非正規移民と難民申請

最後の事例は、政変後の非正規移民とその難民申請の事例である。対象者の K さんは、ヤンゴン市内出身のカレン族の男性（1983 年生）で、2024 年 3 月にクアラルンプール市内の MKO 事務所で面談を行った。

K さんは都市中間層世帯の出身で、ダゴン大学で 2 年まで学んだのち、2003 年から 2010 年にシンガポールで留学ビザで滞在しながらアルバイトで貯蓄し、2010 年から 2014 年にタイ国アサンプション大学で学び、看護師資格を取得した。大学院に進むも学費を稼ぐために中退し、タイ国内の私立病院で勤務していた。コロナ禍でミャンマーに一時帰国中にクーデターが発生し、医療者としてデモに参加した。コロナの収束後にタイの病院に戻ることも可能であったが、そこではミャンマー軍関係者の患者が多く、彼らを診ることに抵抗があったため、2022 年に観光ビザでマレーシアに渡り、オーバーステイのまま非正規に働いていた（類型 5）。K さんは当初、自分が難民になるとは全く考えていなかったが、警察に不法滞在者として逮捕され、送還されることへの恐怖を感じ、自身が難民の立場にあることを認識し、難民申請するに至ったと言う。K さんは 2023 年に難民申請が認められた（類型 10）。

申請に際し加盟した MKO で、能力をかわれ推されて代表に就いた。さらに、COBEM の代表として UNHCR との交渉にも当たっている。ミャンマー諸民族が多様性を維持しながら、結束できていることに誇りを持っているという。また、後述する移民労働者の互助組織とも連携を図っている。難民は 50% の医療費補助を受けられるが、書類を持たない非正規移民は医療にアクセスできない。このことに関して Kさんは、医療支援など自分の経験を生かせると考えている。ミャンマー国内情勢の先行きが不透明で、自分自身の将来の展望も立たないが、Kさんはいつか大学院に入りなおして勉強を続けることを希望している。

Kさんの事例は、短期入国者が資格外就労、オーバーステイを経て難民申請に至る過程とともに、政変後のミャンマーからは、PLKS の対象となる単純労働者層のみならず、専門職の資格を持つ人材層においても非正規の移動や難民が拡大していることを表している。さらに、このような人物が難民組織と移民の互助組織を繋ぐ紐帯となることも示している。

V 正規移民と非正規移民を繋ぐ移民ネットワーク

第IV章の事例から、マレーシアへの移住と非正規化と難民申請の契機をまとめると以下のようなになる。事例 1 から 3 では、時期が異なるものの、全て PLKS としてマレーシアに移住している（類型 1）。その後、事例 1 の Nさんは、非正規移民（類型 4）を経て、難民認定を受けた（類型 10）。事例 2 の Sさんは、PLKS の資格を維持したまま非正規に就業している（類型 3）。事例 3 の Zさんは、PLKS の正規雇用に就いたまま非正規に副業した（類型 2）。非正規の類型は異なるものの、いずれも自らの意志で、非正規就業を行うことを選択した点で共通している。難民申請については、事例 1 の Nさんが難民との婚姻を契機とし、事例 2 の Sさんは PLKS に認められない家族帯同を図るためであった。事例 4 の Kさんは、2021 年のミャンマーの政変がマレーシア移住の契機である点で、事例 1 の Nさんと事例 2 の Sさんとは異なっている。

また、移民労働者の互助組織や難民組織との関わりについて見れば、事例 2 の Sさんは、難民認定を受けた長女が加盟する難民組織と緊密な関係にある。事例 3 の Zさんは、正規の PLKS としてのマレーシア滞在期間中に、互助組織の理事としてミャンマー移民コミュニティで活動し、さらにミャンマーへの帰国後は、ミャンマーとマレーシアを跨ぐネットワークを維持して活動している。事例 4 の Kさんは難民組織の代表に就き、UNHCR と

の交渉のみならず、他の少数民族の難民組織や移民労働者の互助組織とも連携して活動している。

なぜ、マレーシアでは、PLKS に牽引されてミャンマーからの移民が拡大してきたにもかかわらず、様々な法的ステータスを持つ移民を網羅的に覆うコミュニティが形成されているのであろうか。以下では、マレーシアにおいて、多様で流動的な法的ステータスを持つミャンマー移民のコミュニティが形成された要因について、制度・斡旋組織、互助組織・難民組織と移民ネットワークとの関係から考察する。

1. 制度・斡旋組織と移民ネットワーク

2000年代以降、マレーシアにおけるミャンマー移民の増加は、PLKS の増加に牽引されてきた。PLKS の移動と就労を包括的に支援する専門的かつ商業的な斡旋組織によって労働力移動が促進されてきた。すなわち両国間の移民は、労働力送出入制度の下で市場媒介型システムに牽引されて来たのである。市場媒介型移住システムは、特定の集団への帰属を条件としない(樋口, 2002)。このことが、ミャンマー国内の幅広い層から PLKS の移動を拡大させたと考えられる。

しかし、ミャンマーからマレーシアへの PLKS の移動は、斡旋組織に依存しながらも、両国に跨る移民独自のネットワークの役割も大きい。ミャンマー国内の OEA 認可企業のほとんどは、ヤンゴンにのみ立地している²⁰。マレーシアへの移動の多数を占める地方出身者は、OEA から直接求人情報を得ることは少ない。事例3で示されるように、地方出身者と OEA を繋ぐ仲介者が介在する。事例2のように、血縁者が介在する例もみられる。2019年の中間人口センサスによると、マレーシアへの移動伝達経路は、雇用主、斡旋業者よりも、ブローカー、家族、友人などが圧倒的に多い(図3)。

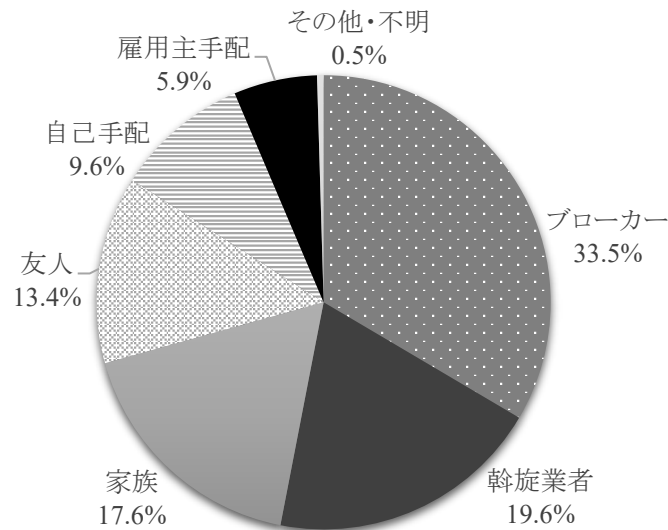
両国に亘る移民独自のネットワークは、正規移動に限らず、非正規移動も媒介する²¹。マレーシアにおけるミャンマー移民は、正規移民と同等数あるいはそれ以上の非正規移民が存在し、さらに、非正規移民の多数が少数民族難民であることから、正規の斡旋組織とならび移民独自のネットワークの介在が大きい。筆者の現地調査によると、悪質なブロー

²⁰ 労働省発表の OEA 認可企業リストによる。認可企業数は、2023年2月の389社(うち6社操業停止)から、2024年1月の541社(うち12社操業停止)に急増している。

²¹ 政変以降、特に徴兵制の開始以降、急増した移動希望者を狙った悪質ブローカーの被害に合う例が、顕著に増加している(2024年3月ナロンラ献血青年会での聞き取り)。

カーによる被害もあるが、非正規移民は地縁・血縁を介した移動が多く、むしろ比較的良好な条件で就業する事例が多かった。

図3：マレーシアへの移動の仲介者（n=227,832）



出所）Ministry of Labour, Immigration and Population（2016）より筆者作成。

また、マレーシア在留中の非正規化についても、雇用主側の虚偽による移民の望まない非正規就業を除けば、移民労働者間の紹介による転職が多い。事例2に見たように PLKS の名義借りは、ミャンマー移民を介して行われている。合法化措置の際には、雇用者による手続きが必要であるが、その際にもマレーシア人からの名義借りをミャンマー移民が仲介することもあると言う。ミャンマー移民間の仲介にも金銭取引が伴う場合もあるが、不特定の他者との間ではなく、移民コミュニティの人間関係の中で行われている。

ただし、市場媒介型移住システムの下で、大多数のミャンマー移民は、フレキシブルな労働力として、マレーシア社会に定着しているのであって、市民として社会に包摂されているのではない。正規移民労働者であっても、労災や一部の健康保険以外の社会保障は受入制度に盛り込まれていない。当然に非正規の労働者は、一切の保障から外れる。よって、移民は独自の移民コミュニティ内の互助的機能に頼るほかない。

しかし、一般に、移民労働者の家族帯同を認めない制度の下では、移民は単身者が中心になり、親族・友人などパーソナルな移民ネットワークを用いた相互扶助的機能が発展しにくいとされる（樋口, 2005）。PLKS 労働者は、制度上家族の帯同が認められておらず、労働契約が切れれば強制的に帰国しなければならない。実際、PLKS のミャンマー移民は、

単身の男性が多い。とはいえ、先に見たように移動伝達経路は、斡旋組織よりも、友人、家族などが多い。また、複数の家族構成員の PLKS としての就業や、非正規就業によって家族再結合も図られている（事例 2）。PLKS にやや遅れて増加した難民・庇護希望者は、家族を伴っている場合が多い。PLKS から非正規化した移民や、詐称による難民申請によっても家族での滞在が図られている（事例 1, 2）。すなわち、マレーシアでは制度上、移民労働者に結婚や家族帯同が認められないが、実態としては親族・友人ネットワークが形成されている。

2. 移民組織・難民組織と移民ネットワーク

パーソナルな移民ネットワークに加えて、民族ごとに組織された難民組織や移民労働者の互助組織が、移民コミュニティの相互互助的機能を強化している。すでに述べたように、難民組織は、UNHCR への難民申請の窓口を一手に引き受けている。UNHCR マレーシアは、難民認定と第三国移住に関わる業務に資源の多くを割かれており、難民への生活支援は限定されている。そうした中で、難民組織は、自律的に様々な相互扶助的活動を行っている。それぞれの組織は会員から会費を徴収して運営されている²²。チン族やカレン族などの民族組織は登録者が数万人に上り、コミュニティースクールも運営している。ただし、これらの互助的活動は、基本的には難民を対象としたものであり、移民労働者に必要な支援を全てカバーするものではない。

2010 年頃に結成された移民労働者の互助組織が、難民組織の担っていない支援を、主な活動内容としている。例えば、2011 年にクポン、2010 年にペナンで結成された葬送互助協会（Free Funeral Service Society : FFSS）、葬送支援のほか献血など様々なボランティア活動を行う 2012 年結成のナロンラ献血青年会（နုလုံးလှူငယ်များသွေးလှူရှင်အဖွဲ့）である²³。これらの互助組織は、移民が直面する様々な問題を支援しており、労災事故被害、非正規滞在者の合法化、恩赦措置などについては大使館²⁴の労働担当官とも連携する。

事例 4 の K さんやナロンラ献血青年会からの聞き取りによれば、非正規滞在者の傷疾の

²² 組織によって異なるが、1 人年間 130～360 リンギである。

²³ ミャンマー移民の互助組織の設立については、キンソーチー（Kyi, 2018）に詳しい。ナロンラは、ミャンマー語で「心が美しい」の意で、献血ボランティアのために結成されたことが組織名の由来である。

²⁴ なお、当然ながら、難民（組織）は本国政府機関であるミャンマー大使館を頼れない。

際には、難民組織が医療費支援を提供する。一方、法的には不法滞在者である難民の労災や労働問題や、ミャンマー政府の公的手続きが必要な死亡事故の場合などは、難民組織で対応するのが難しいため、移民労働者の互助組織が支援を提供する。難民組織と移民の互助組織は、その機能を補完しつつ自律的に活動を行っており、多様な法的ステータスと民族を包摂するミャンマー移民コミュニティの共有財となっているのである。

なお、難民組織と移民組織は、中国系マレーシア人の企業家や現地 NGO、個人ボランティアからも支援を得ている。ミャンマー移民は主要な移民の中で最も中国系マレーシア人と宗教的、文化的に近く、両者の関係は比較的良好である。ペナンにあるダミカヤーマ・ビルマ仏教寺院では信者同士の交流が持たれており²⁵、中華レストランでは、多様なステータスのミャンマー移民が就業している（水野, 2015a; 2020）。また、ミャンマーでムスリムは少数ではあるが、OEA、旅行業、医師に比較的多く、マレーシアでの PLKS 就労手続や合法化措置では、彼らがカウンターパートであるマレーシア人との仲介機能を担っている。マレーシアにおけるミャンマー移民社会の形成には、マレーシア人との関わりがあることも最後に指摘しておきたい。

おわりに

マレーシアにおいて単純労働力として移民労働者への需要は高い。また、ミャンマーとマレーシア間の制度が整備されたことを契機として、ミャンマーからの移民は 2000 年代以降拡大してきた。その拡大経緯は、まず正規移民である PLKS が増加し、やや遅れて難民が増加した。ミャンマー国内で民主化が進み、国内情勢が安定していた 2010 年代半ば以降には、PLKS、（ロヒンギヤを除く）難民ともに若干減少する傾向にあった。しかし、2020 年代に入り、コロナ禍と政変を経て、マレーシアへの移民は再拡大しており、特に、非正規移民、難民の増加が著しい。

²⁵ 1803 年にビルマ移民によって建立された当地最古の上座部仏教寺院。歴代の住持職はビルマ僧侶が務めるが、当地のビルマ移民は少数となり中国系マレーシア人に同化していたため、1980 年代には、寺院の行事は全て中国式で行われていた（Liow, 1989）。寺内装飾はビルマ式と中国様式が混在しており、大乘仏教の仏像も安置される。ミャンマー移民が増加しはじめた 1990 年代以降に、ビルマ式の暦年行事が復活した。当初は小規模であったが、マレーシア各地からミャンマー移民が参加し次第に盛大におこなわれるようになった。現地中国系マレーシア人信者、移民信者双方が、日常的に寄進を行っているが、行事は個別に催される。寺外での信者間の交流は多くはないが、医療、雇用の支援などの例もある（水野, 2019）。

制度整備を契機に増加したミャンマーからマレーシアへの正規移民労働者は、専門的商業的斡旋組織に媒介される。ただし、労働者の一時的移動を企図した制度設計の下で、移民労働者に対する包括的政策が欠如している。ミャンマー政府の送出国政策は、過度に中央集権的で、管理が強化される一方、移民への情報提供、支援は不十分である。情報の非対称性は、移住希望者と斡旋組織を繋ぐ仲介者に役割を与え、非正規の移動を生む要因となる。マレーシア政府は、労働力を確保しつつ、移民労働者の一時性と労働市場の非流動性の維持という2つの（多少矛盾した）政策を採る。正規の受入れは、制限的で拘束的な労働契約に基づいており、結果として、労使双方の非正規雇用の要因になっている。さらに、治安上の懸念に対応して繰り返される合法化措置は、制度上も正規と非正規移民の境界を曖昧にしている。

やや遅れて増加した難民による組織は、個人と UNHCR との調整窓口として結成されたが、労働市場への参入を含む様々な支援を自律的に提供する組織となった。マレーシア国内法で不法滞在者とみなされる難民は、その多くが都市部で就労しており、難民組織の支援対象は、難民認定者に限られない。しかし、恩赦や合法化措置、労働災害、葬祭などミャンマー国内の身分証や公的手続きが必要な事案については、母国政府に頼れない難民の性格上、難民組織の支援内容からは外れる。移民労働者の互助組織は、難民組織が担えなかった支援のために発足した。一方、基本的には一時滞在者である移民労働者の互助組織は、児童に対する教育や、労災以外の傷疾や出産に支援を提供するのは難しい。難民組織と移民労働者の互助組織は、相互補完的に連携する。難民組織と移民労働者の互助組織は、多様な法的ステータスと民族を包摂する移民コミュニティの共有財として機能している。これらが担うのは、一時労働者の送出入を企図とした制度設計とその下で斡旋組織が媒介する市場媒介型移民システムに欠ける互助的機能である。

ミャンマーからマレーシアへの移民は、市場媒介型システムと互助的な移民ネットワークが共進化して拡大してきた。ミャンマー国内情勢の改善が見通せない現状にあって、送出国とも政府は出入国管理を強化している。しかし、移住インフラの内部で、コストとリスクを下げるフィードバック・ループが確立しており、外部条件の変化があっても、移民は拡大するであろう。ミャンマー移民は、正規移民から非正規移民、難民まで流動的で多様な法的ステータスを有しており、それらを網羅的に覆う移民コミュニティが形成されている。非正規移民労働者と難民を個別の問題としてではなく、総合的に捉えた対応を模索する必要がある。

<参考文献>

【データベース】

Malaysia's official open data portal (2024) Monthly Arrivals by Nationality & Sex, Data as of 31 Oct 2024, <https://data.gov.my/data-catalogue/arrivals> (2025.01.30 最終閲覧) .

UNHCR. *Refugee Data Finder*, <https://www.unhcr.org/refugee-statistics/download/?url=o8v14S>

World Bank, *World Development Indicators*, <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators> (2024.08.23 最終閲覧) .

【英語・マレー語書籍・論文】

Andika Ab. Wahab (2018) “The Colours of Exploitation: Smuggling of Rohingyas from Myanmar to Malaysia”, *Akademika*, 88(1): 5-16.

Asian Productivity Organization (2021, 2023) *APO Productivity Outlook 2000, 2022*, Tokyo: Asian Productivity Organization.

Azizah Kassim (2014) “Recent Trends in Transnational Population Inflows into Malaysia: Policy, Issues and Challenges”, *Malaysian Journal of Economic Studies*, 51(1): 9-28.

Central Statistical Organization (2012-2022) *Selected Monthly Economic Indicators*, Nay Pyi Taw: Central Statistical Organization.

Central Statistical Organization (2023) *Quarterly Statistics Bulletin 2022-2023 (Q2, Q3, Q4)*, Nay Pyi Taw: Central Statistical Organization.

Faisal Ariff (2021) “Malaysia’s Migrant Worker Recruitment Process”, The Centre, <https://www.centre.my/post/malaysias-migrant-worker-recruitment-process> (2024.08.06 最終閲覧) .

Franck, Anja.Karlsson (2019) “The ‘street politics’ of migrant il/legality: Navigating Malaysia’s urban borderscape”, *Asia Pacific Viewpoint*, 60(1).

Garcés-Mascareñas, Blanka (2012) *Labour Migration in Malaysia and Spain: Markets, citizenship and rights*. Amsterdam: Amsterdam University Press.

FOMEMA website, <https://fomema2u.com.my/fomema-medical-examination/> (2024.08.21 最終閲覧) .

Hoffstaedter, Gerhard (2015) “Urban refugees and the UNHCR in Kuala Lumpur: dependency, assistance and survival”, in Hoffstaedter, G. and Koizumi, K., *Urban Refugees: challenges in*

- protection, services and policy*, London: Routledge, 187-205.
- Hoffstaedter, Gerhard; Abd Jalil, Aslam (2024) “The (Un) Official Refugee Protection Regimes in Malaysia: What Is the Way Forward?”, in Susan Kneebone, Reyvi Mariñas, Antje Missbach and Max Walden eds., *Refugee Protection in Southeast Asia: Between Humanitarianism and Sovereignty*, New York, Oxford: Berghahn Books, 159-182.
- Immigration department of Malaysia (2024) “Foreign Worker”, <https://www.imi.gov.my/index.php/en/main-services/foreign-worker/> (2024.08.21 最終閲覧) .
- International Monetary Fund (2020) *World Economic Outlook, April 2020: The Great Lockdown*, Washington, DC: International Monetary Fund.
- International Organization for Migration (IOM) (2023) *Assessment of Causes and Contributing Factors to Migrant Workers Becoming Undocumented in Malaysia*, Geneva: International Organization for Migration.
- Jabatan Perangkaan Malaysia (2022) “Employed persons by ethnic group and state, Malaysia”. https://archive.data.gov.my/data/en_US/dataset/employed-persons-by-ethnic-group-and-state-malaysia (2024.08.23 最終閲覧) .
- Kaur, Amarjit (2014) “Managing Labour Migration in Malaysia: Guest Worker Programs and the Regularisation of Irregular Labour Migrants as a Policy Instrument”, *Asian Studies Review*, 38(3), 345–366, <https://doi.org/10.1080/10357823.2014.934659>.
- Kementerian Dalam Negeri (2019) “Jumlah Pekerja Asing (Plks Aktif) Mengikut Jantina Dan Negara Sumber Sehingga 30 Jun 2019”, <https://archive.data.gov.my/data/dataset/jumlah-pekerja-asing-plks-aktif-mengikut-jantina-dan-negara-sumber/resource/e5353b72-0b63-4f3a-9b39-047c513952c5> (2024.08.06 ダウンロード) .
- Kementerian Sumber Manusia (2022) *Statistik Pekerjaan dan Perburuhan, Siri 31BIL. 1/2022* https://jtksm.mohr.gov.my/sites/default/files/2024-01/iStatistik%20bil%201%20_2022.pdf
- Khin Soe Kyi (2018) “Social Relationships of Myanmar Migrant Workers in Malaysia: An Ethnographic Study”, *Understanding Myanmar's Development Research Report* (8), Regional Center for Social Science and Sustainable Development (RCSD), Faculty of Social Sciences, Chiang Mai University.
- Lee, Hwok-Aun; Khor, Yu Leng (2018) “Counting Migrant Workers in Malaysia: A Needlessly Persisting Conundrum”, *ISEAS Perspective*, 2018 (25).

- Liow, Benny Woon Khin (1989) “Buddhist temples and associations in Penang, 1845-1948”, *Journal of the Malaysian Branch of the Royal Asiatic Society*, 62: 57–85.
- Low, Choo Chin (2024) “Amnesty for Undocumented Migrants in Malaysia: Policy Development and Implementation since 2011”, *Malaysia and International History Review*, 6(1), 1-19.
- Malaysian Employers Federation (MEF) (2014) *Practical guidelines for employers on the recruitment, placement, employment and repatriation of foreign workers in Malaysia*. Kuala Lumpur: MEF.
- Ministry of Immigration Malaysia (2024) “Statistic of Online Services Transaction for Year 2023”, <https://www.imi.gov.my/index.php/statistik-transaksi-perkhidmatan/> (2025.01.30 最終閲覧) .
- Ministry of Labour, Immigration and Population, Myanmar (MoLIP) (2016) *The 2014 Myanmar Population and Housing Census Thematic Report on Migration and Urbanization, Census Report Volume 4-D*. Nay Pyi Taw: MoLIP.
- Ministry of Labour, Immigration and Population, Myanmar (MoLIP) (2020) *The 2019 Inter-Censal Survey*, Nay Pyi Taw: MoLIP.
- Ministry of Labor, Myanmar (2024) Notification 108/2024.
- Nah, Alice Maria (2011). “Legitimizing Violence: The Impact of Public ‘Crackdowns’ on Migrant Workers and Refugees in Malaysia”, *Australian Journal of Human Rights*, 17(2), 131-157.
- Testaverde, Mauro; Moroz, Harry Edmund; Dutta, Puja Vasudeva (2020) *Labor Mobility as a Jobs Strategy for Myanmar: Strengthening Active Labor Market Policies to Enhance the Benefits of Mobility*. Washington, D.C.: World Bank Group.
- United Nations (2020) *International Migrant Stock 2020*, https://www.un.org/development/desa/pd/sites/www.un.org.development.desa.pd/files/undesd_pd_2020_ims_stock_by_sex_destination_and_origin.xlsx (2024.8.06 ダウンロード)
- UNHCR Malaysia (2011-2024) “Figure at glance”, <https://www.unhcr.org/my/what-we-do/figures-glance-malaysia> (Retrieved from *Internet Archive* website: <https://web.archive.org/>, 2024.08.23 最終閲覧) .
- UNHCR Malaysia (2024) “Strengthening trust in UNHCR cards enhances protection for refugees”, June 2024, <https://www.unhcr.org/my/news/stories/strengthening-trust-unhcr-cards-enhances-protection-refugees> (2024.08.23 最終閲覧) .
- Verghis Sharuna (2023) “COVID-19 and migrants: lessons for pandemic preparedness from the

Malaysian experience”. *Globalization and Health*, 19(1): 92.

Xiang, Biao; Lindquist, Johan (2014) “Migration Infrastructure”, *International Migration Review*. 48, 122-148.

【日本語書籍・論文】

熊谷聡、中村正志 (2023) 『マレーシアに学ぶ経済発展戦略——「中所得の罠」を克服するヒント』作品社。

樋口直人 (2002) 「国際移民の組織的基盤——移住システム論の意義と課題」『ソシオロジ』47(2): 55-71。

樋口直人 (2005) 「移住システムと移民コミュニティ——移民ネットワーク論からみた移住過程」梶田孝道、丹野清人、樋口直人『顔の見えない定住化——日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会：76-105。

中西嘉宏 (2021) 『ロヒンギャ危機——「民族浄化」の真相』中央公論新社。

水野敦子 (2015a) 「ミャンマーからマレーシアへの人口移動とその就業」西芳実・篠崎香織編『東南アジアの移民・難民問題を考える——地域研究の視点から』JCAS Collaboration Series 12：13-18。

水野敦子 (2015b) 「ミャンマー中央乾燥地域における農村労働力流出の決定要因」『地域研究』16 (1)：215-239。

水野敦子 (2020) 「マレーシア都市部におけるミャンマー移民労働者」篠崎香織・山本博之編『多民族社会マレーシアにおける移民と社会統合』CIRAS discussion paper No.93：18-22。

吉村真子 (1998) 『マレーシアの経済発展と労働力構造——エスニシティ、ジェンダー、ナショナルリティー』法政大学出版局。

(謝辞) 本稿は、JSPS 科研費 23K28313/23H0362、20H04408 の助成を受けたものです。

(みずの・あつこ 九州大学)

2025年4月21日掲載決定

【書評】

熊谷聡、中村正志著『マレーシアに学ぶ経済発展戦略
——「中所得国の罠」を克服するヒント』
(作品社、2023年)

上原健太郎

1. はじめに

現在、マレーシアでは、2022年11月に発足したアンワル・イブラヒム政権の下、2023年7月に「マダニ経済—国民力の強化」(Ekonomi Madani : Memperkasa Rakyat)¹が掲げられた。そこでは、国民全体への分配姿勢を示しながら、国際競争力の向上、高付加価値部門の活性化、投資誘致強化を通じたGDPの成長が目指されている(吾郷・エスター, 2023)。

このようなマレーシア経済の新たな門出と今後の行方を考える上で、本書はマレーシア研究者によって書かれた、同国の現代政治経済のテキストとして位置付けられる1冊である(アジア経済研究所, 2024)。

本書は、「経済発展をするうえでとくに恵まれた条件を持たない普通の国々は、東アジアの特別な国々よりも、同様に普通の国であるマレーシアの経済発展から学べることが多いのではないか」(本書: 9)といった考えの下、執筆されるに至った。そこでは、マレーシアが着実な経済成長を推し進めながら、「中所得国の罠」を脱しようとしてきた軌跡、またその政策のあり方が検討されている。

2. 本書の概要

第1章「低所得期の課題とその克服：新経済政策の効果(1960年代から1980年代)」では、独立時かつ低所得期のマレーシアにおいて、経済発展を目指す上での初期条件と考え

¹ マレー語でマダニ(madani)とは、「市民」や「文明化された」という意味を示す。

られる諸要因、また新経済政策（New Economic Policy：NEP）の具体的内容と、その経済発展への影響が論じられている。前者の諸要因として①農業部門での生産性と②質の高い行政機関という好条件、逆に③民族問題という悪条件が挙げられた。

まず、①農業部門の生産性は向上すると、余剰の労働力が工業部門に移動し、工業部門の発展に貢献できる。その点で、ゴムなどの天然資源が豊富なマレーシアは、工業化の出発点として恵まれており、加えて政府が積極的な農村開発を進めていた点も評価されている。②については、所得水準に対して政府の質が非常に高かったとして評価した上で、その原因として、イギリス統治期に整備された行政組織・司法組織がマレーシアにそのまま引き継がれたという歴史的背景を示す。

③に関して本書では、マレーシアが多民族国家であるという点が経済発展に対しては悪条件であるとの評価が下されている。この評価は、文化的多様性の度合いが増加するにつれて社会の制度設計・運用にかかるコストが増大するため、文化的多様性は経済成長を阻害する傾向にあるとの考えに基づく。また、人口のマジョリティを占めながら農業に従事するマレー人の貧困率は高く、彼らは都市で商工業を営む、経済的に有利な華人とは対極的な状況にあったことから、マレーシア社会は「爆弾」を抱えていたと筆者は示す。

1969年の5月13日事件を契機として、1971年に開始されたNEPは、マレー人と華人との民族間分業構造を是正し、民族の違いに関わらず、貧困を解消することが目標とされた。本書は、低所得期のマレーシアにおける本政策を、農村のマレー人に対して近代的都市部門や政府部門での雇用機会を与えるという点から「農民優遇政策」と捉え、その後の経済発展に寄与する政府の介入として高く評価している。

また、本書は下位中所得国が上位中所得国へ移行する上で、労働力を量の増加から質の向上へと転換できるかどうかについて議論されなければならないとしている。第2章「労働力の量的・質的拡充：都市化・格差・教育（1970年代から1990年代）」は、上記の課題解決に向けて、マレーシアがNEPの中で、どのような取り組みを行ってきたのかについて、以下のように論じている。

まず、初期のNEPでは、農村のマレー人による商工業分野への進出を後押しした結果、労働の量的問題の解決、また民族間分業構造と民族間所得格差の縮小に繋がった。一方で、NEPの支援の矛先が1970年代までの農村開発から、ブミプトラによる商工業分野の進出へ変化してきたことによって、これまでのブミプトラと華人との民族間格差問題から、ブミプトラ間での民族内格差につながった可能性がある。

次に、教育分野では、NEP の影響でマレー語教育が強化されたことによって、中等教育就学率が上昇したとされるのに対し、高等教育の機会の拡充は、1970 年代末から 1990 年代に至るまでタイやフィリピンといった東南アジア諸国や OECD 諸国に遅れをとっていた。しかし、1990 年代後半より、政策転換（私立大学設立の認可や英語を教授言語とする授業が認められるなど）が起きることによって、それ以前は認められなかった、華語や英語を教授言語とする高等教育のニーズの受け皿が出来ることとなった。上記のニーズに対応する形で、相対的に低かった高等教育就学率は今日に至るまで上昇した。本書では、この教育政策の転換が開発政策の見直し、具体的にはマレー人支援策最優先（分配）から経済成長重視（成長）へのシフトとともに進んだと示されている。

第 3 章「経済発展の担い手：地場民間企業・外資系企業・政府系企業（1980 年代から 2000 年代）」は、マレーシアにおける地場民間企業、外資系企業、政府系企業がどのようにバランスを取りながら経済発展に貢献してきたのか、またそこでの政府の役割は何かという点について分析されており、分岐点として以下の 3 点を示す。

第 1 の分岐点は、政府系企業の設立・定着である。独立時にはイギリスを中心とした外資系企業、華人系企業が、企業全体の割合の大部分を占めていたマレーシアの企業構造に対して、1970～1980 年代の NEP 下でブミプトラの資本保有と経営参加の向上が目指された。その結果、国営企業公社による既存のイギリス・華人企業の買収が行われ、政府系企業が設立された。

第 2 の分岐点は 1980 年代中盤に始まった、製造業の外資系企業・華人企業に対する規制緩和と、政府系企業の民営化である。マレーシア経済が不況に入るに伴い、特に、電子・電気産業などを中心に外資系企業のプレゼンスが高まった。同時に、政府系企業の民営化へと政策方針が転換され、ブミプトラ系の大企業が生み出された。

第 3 の分岐点は 1997 年のアジア通貨危機を契機に生じた。経営が悪化した企業の再国有化が行われ、再び政府系企業のプレゼンスが拡大したのである。2000 年代に入ると、この政府系企業は GLC（Government Linked Companies）と呼ばれ、「GLC 改革プログラム」の下、その原則に従って、従来よりも業績が重要視されるようになった。この改革プログラムは、企業による業績改善・向上の結果から称賛される声も上がっている。一方で、「ソフトな予算制約線」問題の解決には至っていない。つまり国有企業では補助金や損失補填などの追加的資金が与えられることから、民間企業と比べて支出に関する規律が失われてしまう現状は十分に改善されていないのである。

第4章「産業高度化の実態と課題：生産性主導型経済成長への苦闘（1990年代から2010年代）」は、1990年代前半に上位中所得国入りを果たした後のマレーシアの成長の要因が、資本・労働の生産要素の量的拡大から、生産性の向上という段階に移行できているかという問題に着目している。

経済成長率の要因分析から、マレーシアでは、経営効率の改善や技術進歩を意味する全要素生産性（TFP）の上昇率が伸び悩んでおり、生産性主導の経済成長に転換できていないようだと評価されている。また、輸出構造という観点からも同国は、1990年代までは急速に高度化が進んだのに対して、2000年代以降は停滞しているという。

産業高度化の後進性を招いた経済的な原因としては①「資源の呪い」（天然資源の豊富さが、かえって工業化を困難化させ、経済発展を遅らせてしまう）、②マレーシア発の多国籍企業の不足、③地場民間企業における経営層の高齢化と非製造業への集中という3点が挙げられている。①では、一次産品の輸出国から出発したマレーシアの貿易構造に対して、工業化を持続して進める上ではマイナスであるものの、輸出を安定させる上ではプラスという評価が与えられている。

②に関して、ある国が部品・資本金輸出国を確立する上では、その販売先に対して自国の多国籍企業が海外直接投資を行うことが重要であるとされている。しかし、マレーシアの場合、自国の多国籍企業を育成することが叶っていない。この点は、国民車メーカーのプロトンが国外の輸出市場で成功を収められなかったことから見受けられる。

一方、産業高度化を停滞させている政治上の課題として、民主的政治制度の未定着を挙げている。1970年代から1990年代までの選挙は、ブミプトラ政策の是非など民族的利害に関わる問題が主に問われていたが、通貨危機以降では、ブミプトラ企業に対する縁故主義への反省とメリトクラシー（能力主義）の重視が主要論点となり、民主化の道を歩む最中であるという。

第5章「外需から内需：民間消費が経済を牽引（2000年代から2010年代）」は、中所得国から高所得国入りを目指すマレーシアが中・低所得層への所得分配率を高めるなどして内需を拡大させることができているのかどうかを問題として掲げている。本章は消費、投資、輸出といった需要項目別にマレーシアの経済成長率を大きく支えた要因を振り返っている。そこでは1980年代には輸出の割合が大きく、それに加えて1990年代には投資による経済成長への寄与も大きかったが、アジア通貨危機を期に投資の寄与度が小さくなり、さらに2005年以降は輸出の割合も小さくなっていく。一方で投資や輸出に代わり頭角を

現すようになったのは民間消費である。実際に 2010 年代以降、外需が頭打ちになるなかで民間消費の伸び率は高い水準を示していることから、内需が全体の経済成長を支えてきた。

上記の点について本書は、政治的要因と人口動態的要因を挙げている。前者に関しては、2000 年代以降、政府の政策方針が成長から分配を重視するようになった点が指摘され、後者に関しては、同国が現在、人口全体における労働人口の割合が大きいという人口ボーナス期にある点が示されている。また、マレーシアでは 2045 年まで、この人口ボーナス期が続くと予想されている。

3. 本書の特徴と先行研究に対する意義

本書は、マレーシアの独立から現在に至るまでの政治経済動向を踏まえつつ、政策に対する評価を行っており、同国の今後の経済発展を考える上で指標となり得る 1 冊である。本書は「ブミプトラ政策」（1970 年代以降の NEP、そしてその後継の開発政策・開発ビジョンを含む）や、そこから生じたと考えられる政治経済状況に関して、時代状況を踏まえながら、経済学・政治学の理論を用いることで、その再評価を行おうとしている。

本書は、その副題を「『中所得国の罟』を克服するヒント」としているものの、「発展途上国の経済発展についての理論的なメカニズムを、マレーシアの経済発展の軌跡と重ね合わせて論じていく」（本書：35）と示すように、独立前後の低所得国の時代から現在までを射程に入れている。独立前後を分析の前提とすることは、「中所得の罟」という現在の問題を相対的、構造的に把握する上で欠かせない視点である。

本書は、これまでマレーシアが大別して①自由放任型から新経済政策へ（1970 年代から 1980 年代前半）、②マレー人支援策最優先から経済成長重視へ（1980 年代後半から 1990 年代）、③経済成長最優先から分配重視へ（2000 年代後半から）という 3 度の政策転換を経験してきたという。表 1 は、この 3 度の政策転換に従い、NEP が開始された 1970 年代から現在にかけての時期を 3 つに区分して、それぞれの開発政策の傾向、政権、また各分野の特徴や課題をまとめたものである（本書：223）。本書は一連のブミプトラ政策が各時期でどのように評価されるかという点に重点を置いて分析を行なっている。換言すれば、本書の関心は、マレーシアがブミプトラ政策下で生じた利点をいかに活用し、一方でそこで生じた欠点をどのように乗り越えることで「中所得国の罟」脱出への解決策を見出す点にある。

表1：マレーシアにおける経済発展の段階

		I	II	III
		1970～1980年代	1990～2000年代	2010年代～現在
開発政策の傾向		分配	成長	分配
政権		ラザク、フセイン・オン、マハティール	マハティール	アブドラ、ナジブ
低所得期の農業・工業政策の目標(第1章)		農村から工業への労働力移動、都市化、農村開発	—	—
教育・人的資源の目標(第2章)		教育のマレー化、中等教育就学率の向上、英語学校の廃止	高等教育就学率の向上、私立大学の設立認可	—
企業(第3、4章)	動向	政府系企業の設立	外資の誘致、地場民間企業の拡大、ブミプトラ企業家育成、GCL改革	再国有化、メリトクラシーによるGCLの統治
	課題	政府系企業の経営不振・倒産	(マレーシア発)多国籍企業の不足	地場民間企業の高齢化
主な需要要因(第5章)		外需(一次産品の輸出)	外需(工業製品の輸出)	内需(所得の上昇、地域開発)
経済成長の主な動因(第5章)		輸出	輸出+投資	投資+民間消費

出典：本書をもとに評者が整理し、作成。

ある時期の経済発展にとって肯定的に受け止められた政策も、その後、一転して否定的な評価が下される場合もある。例えば、表1の第I期で行われた政府系企業の設立は、1970年代に発表された第2次マレーシア計画におけるブミプトラの資本保有に対しては効果的であるものの、現在の「中所得国の罠」を脱出する段階では、公的部門の肥大化やブミプトラに対する（過度の）優遇とみなされ、構造的な問題とされている。

同様に経済発展の条件に関しても、I～III期の違いによって、その評価は異なるものが多い。第1章では、独立期マレーシアの経済発展にとって天然資源（ゴムや錫など）の輸出が寄与したと述べられており、「経済発展の出発点におけるマレーシアは比較的恵まれていた」（本書：46）と評価されている。その一方で、2000年代以降の産業高度化の停滞要因の一つに「資源の呪い」が挙げられており、一次産品や、その加工品といった低級な財の生産に経済資源がシフトすることが危惧されていた。つまり、経済発展の初期段階では有利に働いた天然資源の存在が、「中所得国の罠」を脱却する上では「資源の呪い」として経済発展の足枷となっていると評されている。

本書は、これまでのマレーシア研究に対して、現時点における経済成長の視点から、ブミプトラ政策の再評価を行っている。例えば、1980年代以降の農業部門におけるブミプトラ政策は、非農業部門が農村の若年人口を吸収し、農村での労働力不足を招いたとネガティブに評価されてきた（堀井, 1989）。これに対して本書は、上記のブミプトラ政策において

1980年代に農村開発から工業化へ政策の力点がシフトしたと捉えることで、非農業部門が農村の若年人口を吸収したことを、工業化に必要な労働力を農村から確保できたとポジティブに評価を下している。

4. 本書の狙いと可能性

本書の関心として、「とくに恵まれた条件を持たない普通の国々は、…（中略）…同様に普通の国であるマレーシアの経済発展から学べることが多いのではないか。」（本書：9）という問いが挙げられていたが、「マレーシアの経済発展から学べること」とは何であろうか。本書「あとがき」では「他国の欠点に目を向けるよりも、他国の長所に目を向けてそこから学ぼうとする姿勢こそが、社会を発展させる原動力になる」（本書：248）という筆者らの考えが示されている。ここでの「長所」とは、例えば、表1では第Ⅲ期の主な需要要因として示されている、内需重視の経済政策（最低賃金の引き上げや給付金の支給）が経済の停滞から脱出するヒントとして示されている。

一方で評者は、他国が経済成長の欠点（と思われる点）をいかに乗り越え、より良い社会を築こうとしているのかという点に着目することも重要であると考え。その点で注目すべきは、NEP、またその後のブミプトラに対する優遇政策が抱えてきた課題に対してマレーシア政府のみならず、国民が、いかに向き合い、解決に向かおうとしているのかという姿勢である。

「中所得国の罫」を脱する上で、本書は企業が投資を進め、労働者が生産性を向上させるための環境づくり（財産権の保障や公正な法体系など）が肝心であるとし、そのための条件として民主的な政治制度・政治過程の実現を掲げている。マレーシアの政治面に関して本書は「1969年の暴動から2018年の政権交代までの期間の政治体制は民主主義とは呼べない」としつつも、「少しずつ民主的な体制の方向へ進んでいる」という評価を下している（本書：168）。また、「あとがき」では、2018年に実施された第14回総選挙の投票率が82.3%に達した点が、選挙を通じた、民主的な政治制度・政治過程の実現に向けた動きとして肯定的に捉えられている。経済発展を目指す上では、利点や長所とみなされる分野・特徴を伸ばそうとするだけでなく、同時に欠点や短所として考えられる問題と向き合い、これを補いながら、是正しようとする姿勢も欠かせない。日本を含む他のアジア社会にとって、マレーシア国民が民主主義の定着という課題に向き合い、歩を進める姿から学ぶこと

の意義は大きい。

マレーシアの政治経済を時代的・理論的に広範に包括する本書は、マレーシア、東南アジア地域を専攻とする研究者だけではなく、経済成長論・開発経済学、政治学などの学問分野に興味のある大学生・大学院生、ビジネスパーソン、企業関係者など、幅広い読者の関心を引く一冊であろう。

〈参考文献〉

【書籍・論文】

吾郷伊都子、エスター頼敏寧（2023）「政権初の国家政策『マダニ経済政策』、構造改革による5.5%超の経済成長目指す」ビジネス短信（2023年08月02日）、アジア経済研究所ウェブサイト、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/08/a496c07dd761b5f6.html>（2024年10月15日閲覧）。

堀井健三編（1989）『マレーシアの社会再編と種族展開』アジア経済研究所。

【インターネット動画配信】

アジア経済研究所（2024）「【アジブック】「中所得国の罠」から脱出するヒントは？マレーシア研究者が解説します！」（YouTube）<https://www.youtube.com/watch?v=Jk4nEtrqkhI>（2024年10月15日閲覧）。

（かんばら・けんたろう 松本大学）

【書評】

鳥居高編著『マレーシアを知るための58章』

(明石書店、2023年)

富沢壽勇

本書は明石書店エリア・スタディーズのシリーズの1冊として刊行されたマレーシアの概説書である。従来のビジネス・ニーズに加えて、同国のロング・ステイ・プログラム参加予定者や修学旅行前の、あるいは同国留学を希望する高校生のニーズなどにも対応したものが企図されたようである(本書:366)。本書は以下の通り5部構成で全58章と8つのコラム記事から構成され、編著者を含め計30名の著者が寄稿している。各章の主題は以下の通りで、それぞれ副題が付いているが紙幅に限られるため副題はここでは省略する。

I マレーシアの成り立ち

1章 2種類の「2つの世界」/2章 地形上の特徴と小規模な国/3章 モンスーンと豊かな森/4章 港市国家マラッカ王国/コラム1 満刺加王国と琉球王国/5章 多民族社会の基盤の形成/6章 警察機構の歴史/7章 マラヤ連合からマラヤ連邦へ/8章 ムルデカへの道/9章 マレー人はなぜ優遇されているのか?/コラム2 30%ルール/10章 国王は何をするのか?/11章 クアラルンプール/12章 首都における「血の記憶」

II 人々の生業と生活

13章 マレーシアには誰が住んでいるのか?/コラム3 あいまいさを持つ「ブミプトラ」/14章 マレー人とは?/コラム4 華麗な一族とオスマントルコ/15章 華僑、華人、マレーシア人?/16章 インド系の人々/17章 サバに住む人々/18章 サラワクの人々と歴史/19章 オラン・アスリと呼ばれる人々とは?/20章 人々は何を信じているのか?/21章 人々はどんな言葉を用いて、日常生活を送っているのか?/コラム5 DBP(言語図書局)/22章 人々の1年と祝日/23章 人々はどこに、どのように住んでいるのか?/24章 人々はどのように移動しているのか?/25章 人々は外出時に、また家の中で何をまとっているのか?/26章 人々は何を、どのように学ぶのか?/27章 高等教育のハブへ/28章 ひとつの高等教育システムへ/29章 女性と社会参加/30章 人々はどのように情報を集め、また発信するのか?/31章 人々は何を楽しんで

いるか? / 32章 マレー人は何を読んでいるか? / 33章 華人は何を読んでいるか? / 34章 人々は「退職後」にどのように備えるのか?

III 政治・行政の仕組み

35章 マレー半島部の人々と政治 / 36章 サバ州の人々と政治 / 37章 サラワク州の人々と政治 / 38章 法律はどのようにつくられるのか? / 39章 連邦—州政府関係 (1) / 40章 連邦—州政府関係 (2) / 41章 州から見たマレーシア / 42章 イスラームは政治にどのように関わるのか? / コラム6 モスクという場

IV 経済の仕組み

43章 マレーシア経済の根幹は? / コラム7 一般化した『ブミプトラ政策』/ 44章 人々のお金はどのように回っているのか? / コラム8 通貨単位 Malaysia Ringgit / 45章 金融制度 / 46章 ツインタワービルは誰のものか? / 47章 工業化の牽引力は誰? / 48章 マレーシアの働く人々 / 49章 経済格差へのアプローチ / 50章 「中所得国の罠」脱出するか / 51章 アリババ・ビジネス、UMNO プトラからの脱却 / 52章 イスラームと経済開発の「接合」/ 53章 新しいマレーシアの経済 / 54章 農村はどうなっているのか? / 55章 多様な環境問題と問われる法対策

V 「小さな国」の周囲との関係

56章 マレーシア外交 / 57章 ASEAN とマレーシア / 58章 マレーシアとシンガポール

まず I 部は主要な地理的、歴史的背景を説明する各章から構成されている。1 章ではマレーシアが、マレー半島部とボルネオ島という「2 つの世界」と、旧マレー人国家と近代国家という「2 つの世界」とが交錯する地域となっているという巨視的視座が示され、続く各章への水先案内を果たす。I 部が現代マレーシアを理解する上で必須の 1969 年 5 月 13 日の民族暴動を解説する 12 章で締め括られているのは、背景知識として妥当な構成展開であろう。

本書の企画・作成にあたっては「歴史、政治経済、外交、何よりもマレーシアの人々の生活に力点を置くことにした」(本書: 367) とのことで、それを反映してか、とりわけ II 部(人々の生業と生活)には全体の 4 割近い頁数が割かれ(全 22 章)、各章の主題も高校生やシニア世代などの興味を引くような日常的で親しみやすい表現で工夫されており、本書の特長と魅力を端的に示す箇所になっている。まず 13 章で現代マレーシア社会がもつ多民族性と多国籍性という特徴が、続く 14 章ではマレー人の多様性や混雑性が丁寧に解説される。

副題に「多民族社会の憂鬱」とする 15 章は華人の位置付けの変容と持続、内外の華語世

界とのつながりや可能性が論じられて興味深い。他方、主語不明だが「華人はマレー人寄りのマレーシア人に同化しなければならないのか。」（本書：115）といった言説での「マレー人寄りのマレーシア人」とは一体誰を指すのか、また「同化」という術語をどのような意味で使用しているのか不明ですっきりしない部分が残された。

また、半島部の先住民オラン・アスリがオーストロアジア語族のグループとオーストロネシア語族のグループから構成されるという 19 章の解説（本書：133-134）を読んだ者は、言語についての 21 章で「オラン・アスリの言語は [オーストロネシア語族とは] 別系統で、[中略]オーストロアジア語族に属す」（本書：142）と言い切ってしまった文章に出くわすと大いに戸惑う。後者の記述は先住民性の度合いについてのこだわりからか、オラン・アスリを限定的にとらえ過ぎで一般的認識から大きく乖離しており、誤りと言わざるを得ない。

「人々は何を信じているのか？」という主題の 20 章は副題が「イスラームとその他の宗教」となっており、文字通りイスラームを中心とした宗教の概観を説明するもので、それ自体は妥当な内容である。他方、多少つむじ曲がりの感想が許されるなら、このようなくだいた主題を生かすなら、たとえば 21 章で示唆されている「英語信仰」（本書：145）やさらには科学技術信仰（？）のような、狭義の宗教領域を超えた人々の価値志向を加えても面白かったかもしれないと思った。22 章はマレーシアの人々の生活を律する複数の暦が解説されており、同地域での暮らしへの導入として重要な章である。連邦全体の休日の例として 2023 年のグレゴリオ暦、ヒジュラ暦、旧暦、ヒンドゥー暦のそれぞれの祝日が表で示されており暦の多元性が理解できて参考になるが、著者の言う「14 日間」という数字が、実際に表で示される休日数と一致しないのは疑問である（本書：151）。また、できれば後三者の各暦の祝日がそれぞれグレゴリオ暦の月日にどう対応するのか併せて示されていれば一般読者にはより親切なものになったであろう。23 章の住居の概説では著者直筆のイラスト 4 点が印象深く、本書を魅力的なものにしている。

26 章から 28 章にかけてはマレーシアの教育制度と近年の高等教育の大きな変化と制度改革が解説され、本邦でグローバル化対応に取り組む大学関係者にも大いに参考となり、刺激を与える箇所である。女性の社会参加についての 29 章、大衆文化についての 31 章などは著者の長年の現地滞在、調査経験が味わい深く反映された興味深い解説になっている。

政府・行政に関する III 部、特に連邦一州政府関係に関わる 39 章と 40 章は、半島部およびサラワク、サバのそれぞれの連邦政府との関係について論じており、上述の 2 種の「2 つの世界」の視座と重ねて読むと読者の理解をさらに深めてくれるものになっている。

経済に関する IV 部は 1971 年以降の新経済政策 (New Economic Policy、NEP) の章を皮切りに、財政・金融制度、外国資本や日系企業との関わり、労働問題、産業構造や社会構造の変化、新興企業や環境問題対策などを解説する。ここではブミプトラ政策やマレーシア・リングgit についてのこぼれ話 (コラム 7, 8) も面白い。今日の新たな経済格差を論じる 49 章、新経済政策以降のブミプトラ企業・経営者の成長とともに、政権与党の統一マレー人国民組織 (UMNO) がマレー人の文化的諸価値の保護者という役割から、マレー人へのビジネス機会の供給者という役割へと変質したことを論じる 51 章は、現代マレーシアの政治・経済理解のためにも必読の章と思われた。イスラームと経済開発との関係を論じる 52 章も巡礼積立基金、イスラーム金融、ハラール認証制度などの解説で重要な章である。ただし章末で「マレーシアのイスラームもまた正統なイスラームに様々な要素が入り込み、『中心世界』から見れば周辺であり、宗教的権威を持つものではない」という断定がなされているが (本書: 330)、ここではイスラームの伝播という歴史的問題と現代マレーシアのイスラームの現実 (それはイスラームの「中心」と「周辺」のどちらかに二者択一的に括られるほど決して単純なものではない) とが混同されており、ミスリーディングな記述になっている。またハラール認証制度において国家が主軸となっているマレーシアとの対比で、民間の宗教団体がそれを管理・運用しているインドネシアとの差異が強調されているが (本書: 329)、後者も近年、政府機関に認証権限が移行しつつある事実に触れておいた方がより正確な説明になったであろう。

マレーシアの外交や国際関係を解説する V 部は外交政策五原則についての 56 章、ASEAN 関係についての 57 章と続き、最後が隣国シンガポールとの二国間関係の 58 章で終わっているのは一見意外だが、歴史的なつながりも深く一時は同じ国家を構成した経緯もある同国との関係の変容と両国間関係の現状の解説は、まさにマレーシアを外側から知る上で重要で、同章で本書が締め括られているのもそれなりに納得できると思った。

* * *

全体に 30 名の多彩な執筆陣が各章を分担執筆しているので歴史や民族構成、政治経済状況などの背景説明が重複する箇所が少なくないが、それは読者が各自の関心やニーズに応じて読みたい章から自由に独立的に読める利点もあるとさしあたり理解しておこう。8 つのコラムも編者のいう「寄り道的」なエピソード、ジャラン (「通り」) に対するロロン

（「小道」）に含まれると思われ（本書：9）、一般読者のみならずマレーシア専門の研究者にも興味深く貴重な記事が多いのも本書の魅力であろう。

他方、このような複数著者による概説書を仕上げる際には、全体を通じて記載内容に齟齬や矛盾がないかをどこかで検証する作業が必要ではないかとあらためて思った。たとえば、本書の冒頭に2頁にわたって掲載されている「略表記一覧」（本書：23-24）にはアルファベットの略表記された重要語群と、それぞれの英語またはマレー語による正式名称と日本語対応訳が示されている。この正式名称の原語表記にざっと見たところでも8ヶ所近くの誤り（主にスペリングミスなど）があった。中にはOIC（イスラーム協力機構）の正式英語名が旧名称の「イスラーム諸国会議機構」に対応する英語表記になっている齟齬もあった。また、UMNOの英語表記での'Nasional'といった誤ったスペリングも気になった。さらに同覧の用語法が各章の用語法と対応していないケースもあった。たとえば同覧でFMSは「マレー連合州」、UMSは「非マレー連合州」の訳語表記だが、5章では前者は「連合マレー諸州」、後者は「非連合マレー諸州」とされ（本書：47）、6章では後者は「マレー非連合州」とされており（本書：54）、用語法の一貫性がない。また7章に登場するCPM（本書：58）はマラヤ共産党の英語名略記と思われるが、一覧表では別の英語名略記のMCPのみの記載となっており、読者に親切とは言えない。

また、紙面の都合で逐一列挙しないが、本書全体を通して、誤植や脱字、英語やマレー語の表記ミスなどが相当数あり、率直に言って校正が不十分という印象が残された。さらに、本書は図表、写真、イラストが豊富で読者の理解を促進することに役立っているが、グラフや表の字が極度に小さく判読できないもの、インターネットから取り込んだと思われる写真やイメージの不鮮明なものも数カ所あった。加えて、各章末に参考文献表があるのは便利だが、著編者名がアルファベット順でも五十音順でもない配列の章も少なくなく、たとえ若干数の文献であっても配列の方針を統一すべきではなかったかと思う。

以上は全体を通読して気になった諸点だが、本書が現代マレーシアを理解する上で十分に濃密な内容と情報を提供し、マレーシアの初心者にも専門家にも面白い読み物になっているとは言ってよい。本書を素材にして当学会員相互の多角的議論や意見交換、そしてコミュニケーションが一層活発になればよいと切に願う。

（とみざわ・ひさお 静岡県立大学）

【書評】

Kaori Fushiki and Ryoko Sakurada eds.

Anthropology through the Experience of the Physical Body

(Springer, 2023)

板垣明美

本書の題名は『生身の人間の経験の積み重ねを通した人類学』と訳せるだろう。それは生身の人間が自ら現場で自然や人々の営みを観察する、その場で生きている生身の人々の動きや知恵、「生きるためのアート（術）」から学ぶという人類学の方法と対象を見事に表現している。英語の *the Physical Body* は具体的物理的に存在する人間であり、四肢、体幹と共に頭部と脳も含まれる総体としてのパーソンである。ここでいう、*the* がついた *experience* はひとつの経験でなく、諸活動によって身につけた知恵というニュアンスがある。AI の時代にこそ未だ謎おおき生身のものたちとその経験が貴重なのである。

人類学の研究の現場は実験室とは異なり、総体としての人間が生きていて、対象を人間の物質が観念かに一元化することは不可能である。まさにそこが、デカルト以来の物心二元論にとどまらない（とどまることができない）人類学の強みでもあり、理論の精緻化と検証が今ひとつ難しいという面では弱みでもあるかもしれない。

しかし、人体の物質的側面と物質的対応についての精緻な理論を積み重ねてきた医療においても、1960年代から現場で実際に個別多様な人間の病気に対処するとき、心の側面への対応が不可欠であり、むしろ心身一如として治療する必要があると言われている[池見, 1963]。自律神経系、ホルモン系、免疫系などの研究が進んだ現在もまだまだ不明な点は多く、これらの系と相互に影響する心を組み込んだ心身医療は重視されている。心身二元論は近代の象徴のように言われるが、それも制度上のもので、生身の人間は日常を総体の人間として生き続けていることを人類学は直視してきた。欧米の人々は人間のボディを物質的なものと考えているという言説を目にするが、ヨーロッパ起源のカップル・ダンス、社交ダンスでは身体接触はまさに心身一如の繊細さが求められる[板垣, 2022]。彼らは心身二元論のみで生きているとはいえず、2人の心身が一体化することを理想としている。

医療もダンスも、理論とスキルを身につけることはもとより、眼前の病人やパートナーとのコミュニケーションを通して生身の人間の個別性と変化を捉え、それを唯一無二の問題解決や喜びの生成に繋げることに挑戦している。身体は「止まらない共時性」[板垣, 2024]という性質を備え、触れ合うことができ、常に生成変化し続けている。

以下に本書の各章の内容とコメントを簡潔に記し、最後に評者の感想を述べたい。

第1章「イントロダクション：生身の身体を経験」（伏木香織）は、近年の人類学に見られる哲学や形而上学への傾倒が身体を置き去りにしているという指摘から、存在論、認識論的な身体観を紹介した上で、フィールドデータのボトムアップという基礎に立ちかえる。

2011年、著者はシンガポールの中元節でグータイ（歌台）と呼ばれるステージの伝統的な人形劇に感動していたところ、隣に霊媒の身体があった。霊媒に宿った、冥界の神々のひとりである大二爺伯は、古ぼけた眼鏡をかけ、壊れた扇子とタバコのパイプを手にし、1杯のビールと共に、人形劇を楽しんでいた。信者が彼の世話をしていた。2014年、大二爺伯（を宿した霊媒）はいなかったが、信者が見えない身体に語りかけ、人形劇の正面のテーブルに眼鏡、扇子、パイプ、ビールが用意されていた。大二爺伯が要求した人形劇は霊媒の身体なしに何年か持続したが、2016年には人形劇の演目は変わり、大二爺伯のテーブルもなくなった。霊媒の生身の身体が導いた聖域はその身体の不在によって消えた。

この章の、大二爺伯のキャラクターが際立つ描写によって、評者にも聖なる空間の魅力と、聖なる身体に対する著者の温かい眼差しが感じられ、それが消え去った時の落胆もわかる。その身体は代替不可能だったのだろう。

第2章「女性の社会的身体：マレーシアの中国系世帯における家父長制的理念と女性中心的親戚ネットワーク」（櫻田涼子）は、家父長制の維持は女性の生身の身体の動きに依存していることを描き出している。中国の中国人上流階級の家族において、息子たちとその家族は両親と同居する3世代同居が理想とされる。娘たちは他の父系的親族に婚出する。家父長制の中の女性はあいまいな存在で、月経中、妊娠中、花嫁は霊的に危険な存在とされている。

著者のフィールドである中国系マレーシア人社会では異なる現状が観察された。著者によれば、奇遇した家族の嫁フィは出稼ぎに行き、第1子（男子）を祖母が世話し、第2子（男子）を出産する際には嫁は喜んで実家に戻り、第2子を実家の妹が世話するという日常があった。実の妹との良い関係を維持することは嫁フィのためにもなっている。

著者の指摘の通り、メアリー・ダグラスのいう「あいまい」な存在である女性は危険視

され、穢れとされるが、女性がいなければ家父長制も維持できない。家父長制とはいうものの、女性たちや子供たちの生身の身体が動き（嫁が動くために穢れの信仰をうまく利用している）、その身体を母方親族の身体が受け入れることによって、夫方妻方親族が一体的に存在し、理念通りでなく生の生活面は双系的ネットワーク的な親族関係が見出されることに評者は面白みを感じた。事例に見る女性たちは子供を産み、妊娠出産の汚辱信仰によってむしろ移動が可能になり、夫方妻方の祖母や叔母が孫や甥の世話をしている。嫁は動き回り、働き、子供の生身の身体が実家に存在することで婚家と実家を結びつけている。この章の主人公たちから、心の底には心配や軋轢もあるだろうが、制度や理念に負けない人間たちの気負わない強さを感じた。まさに生き抜くための生身の身体の動きであろう。

第3章「場違いな身体：マレーシア、サラワクの客家中国系の汚辱と妊娠」(Elena Gregoria Chai) では、女性の強い霊的力と汚辱、特に婚礼、妊娠出産時のそれが恐れられているため、防御のお守り、浄化作用がある植物、浄化作用がある火など、汚辱の浄化法があることが明らかにされた。「場違いなもの」、「場違いな身体」は、上述のさまざまな手続きが施されて生活の現場の脈絡の中に組み込まれ、そこにいることが可能となる。本章と前章から、評者は、汚辱の信仰は浄化しなければ人間の移動の理論的後ろ盾となり、浄化によって生身の人間をそこにとどめることもできると読み取った。汚辱理論は現場で少なくとも上述二方向の応用が可能であることが示された。また、マレー系双系的親族関係の中で夫方妻方の祖父母や親族の女性が預かり子 (*anak angkat*) の世話をすることが一般的であることの作用つまりクレオール化が研究されると面白い。

第4章「日本におけるろう者コミュニティにみる具体化：アイデンティティ、所属、手話使用のための自己発見的モデル」(Steven C. Fedorowicz) は、マーク・ジョンソンの意味の哲学(身体と身体の相互作用によって意味と世界観が創造され、解釈され、表現される)からヒントを得て組み立てられた日本のろう者の民族誌的、言語学的検討である。本章の調査フィールドは大阪の日本手話ワークショップなどである。本章では、聞こえないということは、欠陥ではなく生活に影響するある状態として捉えられる。

手話には日本手話と日本語対応手話がある。日本手話は日本語の口話と同じ特徴、すなわち方言、ジェンダー、年齢、敬語、仲間内言語などがある。日本手話はよりジェスチャー的である。間接話法で話すときは、話している人の名前と表情と目／肩で表現する。

生活の中の諸場面でろう者は身体的コミュニケーションを試み、日本手話のパフォーマンスを実践し、彼らのアイデンティティを確立している。著者は、マーク・ジョンソンの

生きるアート（^{すべ}術）は身体の意味のアートで、人によってはそれが美しいものになるという説を背景に、日本のろう者との付き合いの中で多くの美しい生きるアートの事例を目にしたという。評者は、身体的3次元的言語である手話が対話する人々に共通の身体的経験を生成し、意図的でない美しさを表出するというところに社交ダンスとの共通性を感じた。

第5章「私たちの完全でない身体で完全でない身体を演じる：バリ人の仮面劇『デボン』で身体的『障がい』を上演する」（吉田ゆか子）はバリの仮面舞踊劇で多くの機会に上演されるデボンに登場する道化に着目する。山口 [1985] は、道化は異人であり、その逸脱した身体や行動は規範に縛られた人々の普通の世界にエネルギーを与えると定義するが、バリの道化が大げさに表現した障がいは、観客自身の不完全性であり欠陥であると著者はいう。道化は、山口のような異人ではなく村びと自身だった。道化の不完全な身体だからこそ出る切れ味の良いセリフと演技を笑う村びとたちは「私たち」の不完全を笑っている。

評者はここでいう「私たち」は発信側と受信側を一体として表現する *kita* だと推測する。道化が演ずる不完全性は程度の違いこそあれ誰にでもあり、それが観客の嘲笑ではない身体的笑いを誘発することは日本のお笑いにも共通する。発信側と受信側に一体感があることが、涙を流し腹を抱えて笑うような身体的笑いの発生と関係するかもしれない。

第6章「シンガポールにおける身体的神話と腐男子の腐敗」（Aerin Elizabeth Lai）は、男性同士の恋愛（ボーイズラブ）を題材とした漫画を読む男性、本章でいう「腐男子」をテーマとする。腐男子は、ボーイズラブ漫画を読む女性たちを指す腐女子という語にちなんでいる。腐女子にとって、ボーイズラブ漫画の魅力は、女子のジェンダー役割にとらわれない恋愛だという。ボーイズラブ漫画を読むシンガポールの男性にインタビューを実施したところ、彼らはそれを個人的に個人的な空間で読んでおり、自分自身を腐男子と認めない場合もある。彼らにはガールフレンドもおり、性的な読み物というよりも芸術的なものとして捉え、カミングアウトしてグループを作るサブカルチャー的な特徴もないことがわかった。

第7章「世帯審査儀礼を通して中国系世帯の親族研究における自己を再考する」（Dean Koon Lee Wang）は、シンガポールにおいて年始に年1回、寺によって実施される中国系シンガポール人世帯の審査儀礼の事例である。世帯審査儀礼は、世帯の構成員の運勢とその年に避けなければならないタブーを占う。構成員の生まれ年の十二支が重要で、動物農場に共に生きる動物としてメンバーを捉えるところが特徴である。これまでの、規範に則った親族関係の捉え方と異なる。

第8章「染み込む身体：南タイ学校における憑霊：感情・情動の人類学へ向けて」（西井涼

子)は、女子生徒の霊取り憑かれ事件の顛末をいきいきと記述する。2004年11月、霊に取り憑かれた複数の生徒、助けようとした教師、過去に発生した学校の土地の霊の問題と結びつける村びと、土地の霊のための儀礼をしなかった校長、ヒーラー、宗教指導者、クラスメート、池、医師、保健所の担当者などが、事件のストーリーを共同で生成し、校長という生身の人間を移動するという具体的方策(人事異動)によって、事件は解決に向かう。事件は複数の関係者と場所を抱え込んだボディなき機械、必要に応じて生成する見えないボディだ。憑霊の事例はタイでは珍しくなく、日常の一面かもしれない。浸透し合い、共在する身体の特異な有機的集合体は祭りやコンサートでも見られる。私たちの生命の境界は多孔性で、不規則なリズムに満ちた時間と共にある。評者の調査地であるマレーシア北西部ケダ州でも観察される類似の集合的憑霊も身体対話と移動をとまなう問題解決の一環であった。それが、東南アジアもしくは人類一般に見られるのか事例の蓄積が待たれる。

以上が各章の概要とコメントである。本書で示された生身の身体とその経験的知恵についての研究は、いろいろな方向に展開可能だろう。例えば、感動も受け流しも笑いもある発信側と受信側の多様な呼応の内部構造、マレーシアの人々(ひいては東南アジアの人々)にみられる規範に縛られるのではなく応用によって互いに対等で自由になる方法の研究がある。具体的には、規範の聞き取りと共に、関係者の対話、表情、動きの具体的・多元的観察、身体感覚を共有する試み、映像や3次元動作解析などの機器分析の併用などがあり得る。対人関係、心身医療、身体的コミュニケーションにおいて、関係者を必要に応じて包摂する変幻自在神出鬼没の有機的集合体の生成とその契機、さらには生身の身体の「生きるすべ」についての具体的知見の蓄積も期待しつつこの小論を閉じる。

〈参考文献〉

- 池見西次郎(1963)『心療内科』中央公論社。
- 板垣明美(2022)「身体技法としてのボールルーム・ダンス歩行に関する人類学的研究——世界チャンピオンの『ハイブリッド歩行』の3次元動作解析」『文化人類学』83巻3号:367-386。
- 板垣明美(2024)『ベルブアルブアルの世界——マレーシアの柔構造時間と柔構造社会』春風社。

(いたがき・あけみ)

【書評】

Wan Aida Wan Yahaya ed.

Malaysian Cinema and Beyond: Genre, Representation and the Nation

(SIRD, 2024年出版)

山本博之

これまでのマレーシア映画研究の多くは、マレーシアの映画産業の発展史を描くか、民族・宗教の政治と絡めて映画を論じるかのいずれかであり、美学、物語構造、作者、ジャンルなどの分析はほとんど行われてこなかった。その背景にはマレーシアの映画研究・批評における西洋中心の理論に対する拒絶的な態度がある。これに対し、本書は西洋中心の理論的パラダイムに批判的に切り結び、そこにマレーシアの文化的・国民的な事情を結びつけることで西洋中心の理論を読み替えようとする意欲的な取り組みである。

本書は序論および編者を含む7人の著者による7つの章から構成される。各章の著者は、2010年代初頭にオーストラリアで博士の学位を取得した3人および2020年代初頭にイギリスで博士の学位を取得した2人を含むマレーシア出身の映画研究者である。

なお、本書では集合的に映画を指す場合の *Malaysian cinema* と *Malay cinema*、個別の作品を指す場合の *Malaysian film* と *Malay film* が混在して使われており、「マレーシア映画」と「マレー（語）映画」は区別されていないため、本稿でも「マレーシア映画」を「マレー（語）映画」の意味で使っている。関連して、1960年代以前にシンガポールで制作されたマレー語映画も本書では「マレーシア映画」に含まれており、マレーシアで制作された非マレー語映画は本書の対象に含まれていない。

序章を除く本章の内容を紹介する。第1章のノルマン・ユソフはジャンルの観点からマレーシア映画の歴史と発展を捉え直す。1950年代から1960年代にかけて黄金期を迎えたマレーシア映画は、アクション、恋愛、コメディ、ホラーなどの多くのジャンル映画を産み出した。ただしこれらの外来のジャンルは主に宣伝目的に用いられたもので、マレーシア映画がジャンルごとに分かれていたわけではなく、1つの映画が複数のジャンルにまたがることも珍しくなかった。これらのジャンルと別に、マレーシアにはプルバと呼ばれるジャンルがあった。プル

バはマレーの古典文学に由来する歴史物語で、バンサワン（マレー語歌劇）で発展し、映画にも引き継がれた。『ハン・トゥア』（1956年）のように個人の欲望と集団主義的価値観の対立をテーマとするものが多く、アクションや恋愛などの外来のジャンルが1つの物語に混在していた。プルバというジャンル名は聞かれなくなったが、世界のジャンルに触発されて変化しながらもプルバ映画は今日でもマレーシア映画に繰り返し現われている。

第2章のコン・コクワイはファンタジー映画におけるCGI（コンピュータを使った視覚表現）の適用について論じる。マレーシアでは、『チチャマン』（2006年）、『マギカ』（2010年）、『マンテラ』（マントラ、2012年）、『バダン』（2018年）のようにCGIの活用により商業的に成功した映画が作られている。その一方で、デイン・サイード監督の『ブノハン』（2012年）や『インターチェンジ』（2016年）のように、産業的・商業的なスペクタクルのためではなく、イスラム化や経済開発によって失われつつある在地の営みを人びとの記憶から掘り起こすためにCGIを用いる映画も制作されている。『インターチェンジ』では、ボルネオの先住民が数十年前に旅まわりの写真家によって撮影されたことで写真ガラス板の中に魂が閉じ込められ、一族の最後の生き残りであるイヴァが祖先の魂をガラス板から解放しようとする。CGIはガラス板の中の人物に動きを与えるために使われており、現実社会で失われつつある先住民文化に再び息吹を与えるという意図が重ねられている。

第3章のノルレラ・イスマイルは物語論的アプローチで『ブノハン』を読み解く。『ブノハン』の物語は影絵演者でボモ（呪術医）でもあるボク・エンおよび3人の息子たちの間で展開する。ボク・エンの家に出入りするアディック少年は3兄弟の物語にほとんど関わらないが、ときおり何ものかに憑依されたようにボク・エンの声で語り出し、『ブノハン』の物語世界で起こったことに時間と空間を超えて言及する。1人の登場人物が個別の語り手であるとともに全知の語り手にもなることは、サカ（精霊）という超自然的な力による憑依という観点から理解される。マレー人はサカの存在を信じている。サカがある人物に憑依し、別の人物に移ることで、時間と空間を超えて記憶が共有される。『ブノハン』は、サカによる憑依を通じて、イスラム化や経済開発によって失われつつある影絵芝居や呪術医などの継承の道を模索するとともに、見て語る主体を明確にすることでものごとが明晰に捉えられるという考え方の攪乱を企てている。

第4章のデイビッド・ネオはマジック・リアリズムの美的アプローチで『ブノハン』を分析する。『ブノハン』では、ボク・エンの3人の息子のイルハム、バカール、アディルのうち都会で暮らすバカールがボク・エン名義の土地の商業開発を目論み、墓地を掘り返して遺体と墓碑

を別の場所に乱雑に移すと、亡き母と暮らした記憶を抱くイルハムが遺体と墓碑を掘り返してすべて元の場所に埋葬し直す。ネオは、イルハムが『ハムレット』の一場面のように骸骨を持ってたたずむ場面を、植民地主義およびそれを受け継いだ国民国家によって断片化された在地の文化や記憶をつなぎ直して取り戻そうとする試みと解釈する。

第5章のマストゥーラ・ムハンマドはマレーシア映画におけるマレー人女性の表象を検証する。1930年代～1940年代にマレーシア映画の多くはインド人によって作られ、男性は知的で力強く英雄的で、女性は無力で親または男性の保護を必要とする存在として描かれた。インドとマレーの混合の側面が強調され、イスラム教の問題は画面から除かれていた。1950年代～1970年代の黄金期にはマレー人の映画監督が増え、『ベチャ引き』（1955年）のアジザは個人的願望と共同体の伝統的な責任の間でバランスを取る自立した女性として描かれた。ただしこの時期の映画は社会問題や階級問題に重点を置き、イスラム教の問題には目が向けられなかった。1970年代以降には家庭内で伝統的な役割と責任を負うとともに家庭外で職業上の自由を積極的に模索するマレー人女性が描かれたが、その多くは暗黙の異議申し立ての対象だった。1990年代に女性監督が登場し、『パール的人生』（1992年）や『最後のマレー人女性』（1999年）では現代的価値を受け入れた穏健なムスリム女性や慣習とイスラム教の間で折り合いをつけることができるマレー人女性が描かれた。

第6章のワン・アイダ・ワン・ヤハヤは、多民族性の表象（華人の描かれ方）の観点から、集合的記憶と国民的アイデンティティの形成における歴史映画の役割を論じる。日本占領期を描いた『ハッサン軍曹』（1958年）と『アドナン中尉』（2000年）には華人が登場せず、共産主義ゲリラによる警察襲撃の実話をもとにした『ブキット・クポン』（1981年）では華人は敵対者としてステレオタイプ的に描かれた。これらに対し、『パロー』（2003年）は日本占領期からイギリス軍の復帰までの過渡期に共産主義者が果たした役割を肯定的に評価しており、共産主義が忌避されるマレーシアで公的に語られてこなかった歴史を取り戻す営みである。また、マレーシアでの公開は認められなかったが、歴史ドキュメンタリー『最後の共産主義者』（2006年）ではマラヤ共産党の最高指導者チンペンの生涯が語られた。マレーシアの歴史映画は、マレー人の勇気や愛国心に焦点を当てた映画だけでなく、国家防衛の戦いにおける他民族の貢献も認める映画へと進化し始めている。

第7章のモハマド・エルマン・マハラムは国境に縛られずに生きる人びとを描いた映画を分析する。『ラデン・マス』（1959年）は、ジャワの王宮から追放された父とともにトゥマセック（シンガポール）に逃れ、敬虔で親孝行な娘に育ったラデン・マスの物語である。マレー人を

敵対者として描き、混血者が将来の王になることを民衆が称賛する場面で終わる『ラデン・マス』は、純血種として想像されるマレー人が国を支配するというナショナリズムを反転させる。『バジャオ』(1957年)は、海の民であるバジャウ人のハッサンと陸の民であるタウスグ人のバラ・アマイの物語である。生活習慣も社会階層も異なる2人の恋愛は祝福されず、ハッサンはバジャウ人であることを捨てることを求められるが、2人は海の民として生きることを選ぶ。この2つの映画は、国民国家がナショナリズムというレンズを通して文化的な境界とアイデンティティを固めていた時期に制作・公開されながらも、土地と海に帰属意識を持ち、国家から疎外されているがそれゆえに国家の統一を脅かす存在に光を当てることで、国民国家の境界に疑問を投げかけている。

* * *

映画が1つの作品に複数の異なるメッセージを同時に盛り込むことができる複層的なメディアであることを念頭に置いて読むと、本書は、西洋理論への異議申し立ての形を取ることでマレーシアの映画研究・批評の更新を目論むという野心的な試みである。

マレーシアの政府系の映画研究・批評では、マレー人とイスラム教を中心に据えた国家の発展に寄与するか否かで映画がもっぱら評価されてきた。外国人や在野の研究者・批評家がそれらと異なる議論を展開しても、公的な言説はそれらに影響されないという態度を取り続けてきた。

本書は、マレーシアの国立大学に所属し、マレーシアの民族的・宗教的な多数派であるマレー人の研究者たちを中心とするグループによって発表されたもので、著者の属性からは公的な言説に沿った議論が展開されているのではないかと思わせるが、実際に展開されているのは公的な言説を批判する議論ばかりである。

第6章では歴史映画の分野でマレー人中心の覇権主義的な作品が多く作られてきたことを批判し、日本占領期および終戦直後にマラヤ共産党が果たした役割を積極的に評価している。また、第7章では純血性によって想像されるマレー人による国家支配を批判的に論じている。外国人や在野の研究・評論に触れる機会が多い読者には既読感がある議論もあるが、それが公的な研究成果として発表されたことの意義は大きい。

以下では本書についての疑問を2点記したい。1点目はマレーシア映画の「進化」という捉え方についてである。各章はマレーシア映画に進化が見られると結んでいるが、マレーシア映

画に見られる変化は常に理想的な方向に向かうと見てよいのか。また、その変化は逆方向に向かうことがない一方向の変化と見てよいのか。

例えば、マレー人の勇気や愛国心に焦点を当てた映画だけでなく国家防衛の戦いにおける他民族の貢献を認める映画が登場したことについて、第6章のように「進化」と呼ぶのは妥当だろうか。1892年に起こったイギリス人支配への抵抗の史実をもとにした『マット・キラウ』(2022年)は、マレー人観客が家族で劇場に足を運び、国産映画の歴代最高の興行収入を得たが、マレー人の反植民地主義を際立たせるためにインド人と華人とボルネオ先住民を親イギリスの敵役としてステレオタイプ的に描いたことで批判を受けた。

また、2021年に配信された『メンテガ・テルバン』は、マレー人イスラム教徒の女子生徒がインド人ヒンドゥ教徒の男子生徒の助けを借りて他宗教の世界観を学ぶ映画で、プロデューサーと監督が「宗教的感情を傷つけた」として刑事訴追されるという異例の事態が生じた。マレーシア映画の全体を見たとき、従来の社会的な制約を超えた映画が作られるようになったことをもって「進化」と評価してよいのかは再考の余地があるのではないかな。

2点目は本書の構成に関することである。本書はデイン・サイード監督の実質的な長編デビュー作『ブノハン』に強い関心を示している。デイン・サイード監督は1957年にクアラルンプールで生まれ、幼少期から青年期にかけてクランタン、エジプト、ロンドンで育ち、イギリスの大学で映像と写真を学んだ。2007年に初長編作品の『ドゥクン』を発表したが、諸事情により2018年まで一切の公開が認められなかった。『ブノハン』は第25回マレーシア映画祭で作品賞、監督賞、脚本賞を含む8部門を受賞し、国内外の批評家から高い評価を得たが、商業的には十分に成功しなかった。本書は、高い芸術性と強烈な批評性を持つが大衆的な支持を得ているとは言えないデイン・サイード監督の魅力を言語化する試みである。

第3章と第4章は『ブノハン』を主に論じており、第2章を含めると3つの章で『ブノハン』が取り上げられている。そうであれば、この3章以外の立場で『ブノハン』をどのように評価するのかを論じてもよかったのではないかな。『ブノハン』は男たちの物語で、ポク・エンの妻が人間の姿をしたワニとして登場するのを除けば女性はまったく登場しない。第5章でマレー人女性の表象を論じたマストゥーラはこのことをどのように評価するのか。また、ポク・エンの3人の息子のうちイルハムは金で殺人を請け負い、アディルは違法のムエタイ試合で金を稼ぎ、どちらも国境を越えて移動した先で違法行為を行って生計を立てている。このことは国境を越えた移動の観点から映画を分析する第7章のモハマド・エルマンの立場ではどのように評価されるのか。そもそもデイン・サイード監督は、マレー人イスラム教徒として生まれながらも幼

少期から青年期にかけて国外で生活したこともあり、イスラム化と経済開発を中心に据えた現在のマレーシア国家のあり方に批判的であり、その意味で文化的な「亡命者」であるとも言えるため、第7章の分析の対象としてふさわしいのではないかと。また、特定のジャンルにあてはめにくいと言われるデイン・サイード監督の映画を第1章のノルマンはマレーシア映画にどのように位置づけるのか。これらを織り込むことで本書の議論は広がりとし深みをさらに増したのではないだろうか。

本書の議論を評者なりにまとめて紹介したが、本書には両論併記の形を取っているなどの理由で議論の要点を掴みにくいところもいくつかある。例えば第2章では、CGIを積極的に用いて商業的に成功した作品を紹介した上で、ついでのようにデイン・サイード監督の作品に控え目に言及しているが、行間からはコンがデイン・サイード監督の映画制作を支持していることがよく伝わってくる。

不特定多数の読者にわかりやすい記述を心がけることは当然であるが、わかりやすさを過度に重視することで著者のメッセージを削いでしまうのでは本末転倒だろう。わかりにくく感じられる箇所は著者の想いが込められているところでもある。学術書といえども1つの作品であり、そこには著者の想いも込められていて、それを読み解くことも読書の愉しみの1つであるということを改めて思わせてくれる良書である。

〈映像作品〉

『邦題』（原題 [英題]、監督、制作年/公開年）。邦題は原則として日本での公開・紹介時のものにした。原語の発音に照らしてより適切と思われるカタカナ表記がある場合は括弧で示した。

『アドナン中尉』（Leftenan Adnan [Lieutenant Adnan], Aziz M. Osman, 2000)

『インターチェンジ』（Interchange, Dain Said, 2016)

『最後の共産主義者』（Lelaki Komunis Terakhir [The Last Communist], Amir Muhammad, 2006)

『最後のマレー人女性』（Perempuan Melayu Terakhir [The Last Malay Woman], Erma Fatima, 1999)

『チチャマン』（Cicak-Man, Yusry Abdul Halim, 2006)

『ドゥクン』（Dukun, Dain Said, 2007/2018)

『バジャオ』（Badjao [Badjao: The Sea Gypsies], Lamberto V. Avellana, 1957)

『バダン』（Badang, Abdul Razak Mohaideen, 2018)

- 『ハッサン軍曹』 (Sarjan Hassan [Serjent Hassan], Lamberto V. Avellana, 1958)
- 『パロー』 (Paloh, Adman Salleh, 2003)
- 『ハン・トゥア』 (Hang Tuah, Phani Majumdar, 1956)
- 『ブキット・クポン』 (Bukit Kepong, Jins Shamsuddin, 1981)
- 『ブノハン』 (Bunohan [Bunohan: Return to Murder], Dain Said, 2012)
- 『ベールの人生』 (Selubung [Veil of Life], Shuhaimi Baba, 1992)
- 『ベチャ引き』 (Penarek Becha [The Trishaw Man], P. Ramlee, 1955)
- 『マギカ』 (Magika, Edry Abdul Halim, 2010)
- 『マット・キラウ』 (Mat Kilau: Kebangkitan Pahlawan [Mat Kilau], Syamsul Yusof, 2022)
- 『マンテラ』 (マントラ) (Mantera, Aliyar Ali Kutty & Miza Mohamad, 2012)
- 『メンテガ・テルバン』 (ムンテガ・トゥルバン) (Mentega Terbang [Flying Butter], Khairi Anwar, 2021)
- 『ラデン・マス』 (Raden Mas, L. Krishnan, 1959)

(やまもと・ひろゆき 京都大学)

【書評】

The Center to Combat Corruption & Cronyism
State of Corruption: Power, Politics, and Policies in Malaysia
(Gerakbudaya and C4 Consultancies, 2023)

中村正志

1. 本書の成り立ちと構成

本書は、マレーシアの NGO「汚職・縁故主義対策センター」(Center to Combat Corruption & Cronyism, C4) が 2021 年 4 月から 2022 年 11 月にかけて発表した 3 点のレポートを書籍としてまとめたものである。『汚職の現状』というタイトルが示すとおり、近年、汚職容疑で起訴された政治家の公判などを通じて知られはじめた新たな形態の汚職の仕組みと背景が描かれている。

本書の執筆陣は、C4 の会長を務めるエドムンド・テレンス・ゴメス元マラヤ大学教授と共同研究者たちである。ゴメス氏は、1980 年代からマレーシアにおける政治とカネの問題を精力的に研究してきた、この分野の第一人者だ。

ゴメス氏の率いる C4 が新たな形態の汚職としてレポートしたのは、(1) 財団を通じた汚職、(2) PFI (民間資金活用事業) を騙った公共事業、(3) 実業家の政界進出、の 3 点である。本書は、これらの問題を分析した 3 つのパートと、その要点をまとめた概観で構成されている。

本書の内容は、いわゆる研究書のように結論に向かって理詰めで論証を重ねるものではない。当初は別個に公表されたレポートをまとめたものであるため、記述の重複も多い。しかし、「汚職の現状」を世に知らしめることを目的とする本書を、学術書として扱って批評するのは見当違いであろう。そこで本稿では、本書の内容を簡潔に紹介することに重点を置き、そのうえで本書ではあまり言及されていない 2022 年 11 月以降の展開、すなわちアンワル政権下での動きについて若干言及することとしたい。

2. 財団を通じた汚職

3 部構成をとる本書の第 1 部で扱われているのは、財団を介した汚職である。周知のとおり、マレーシアでは 2018 年の政権交代以降、ナジブ元首相やザヒド元副首相（当時）など有力政治家が汚職容疑で起訴される事例が相次いだ。その公判において、福祉事業などを目的とする財団が政治家の資金集めの道具として利用されていることが広く知られるようになった。

ザヒドが統一マレー人国民組織（United Malays National Organisation、UMNO）の青年部長だった 1997 年に設立したアカルブディ財団は、こうした財団の典型例である。同財団の表向きの目的は低所得者支援だが、その資金がザヒドのクレジットカードの決裁などに使用されていた疑いがある。この件でザヒドは、2018 年に背任の容疑で起訴された。本書によれば、同財団の大口寄付者である実業家のン・ホンシンは、見返りとして政府の IT 事業を請け負うことを目的に 600 万リンギを寄付したという。2018 年の総選挙で国民戦線（Barisan Nasional）が敗れたため、結果的にンが見返りを得ることはなかった。

政治家と実業家の癒着は、政府が「ブミプトラ商工業コミュニティの創設」を旗印に民営化政策を進めた 1980 年代に広まった。Gomez and Jomo（1997）で描かれたように、当時はダイム財務相（UMNO 財務部長）を中心として、組織的に党の資金調達が行われていた。ところが、その後は個々の政治家が金策に奔走するようになり、1990 年代半ばにはすでに党総裁でさえコントロールできない状況に陥っていたという。その際、政治家が個人的な資金集めのための道具として活用しはじめたのが財団であった。

マレーシアの財団は、非営利組織は内務省傘下の結社登録局、営利組織は国内取引・生活費省傘下の会社登記所の監督下にある。にもかかわらず、財団の資金利用が適正に管理されず、情報公開も進まないのは、管轄権を握っているのが大臣、すなわち政治家であり、自らの手を縛るような改革を望まないからだと本書は指摘する。

では、野党所属の議員が財団の規制や情報公開を求めてきたかといえば、そうではなかった。野党の政治家もまた財団と繋がっているからである。長らく野党側の指導者だったアンワル現首相は、UMNO 時代から特定の財団（Yayasan Aman）と深い関わりをもっている。本書第 1 部の末尾には、ナジブ元首相、ザヒド現副首相、ムヒディン元首相、マハティール元首相、アミルディン現スランゴール州首相、ワン・アジザ元副首相など野党の主要政治家とその家族 13 名に関連する財団のリスト（付録 A）と、うち 7 名に関する簡潔な

ケーススタディ（付録B）が置かれている。

3. PFI を騙った公共事業

本書第2部では、「名ばかり PFI」とでもいうべき公共事業のカラクリが明らかにされる。本来 PFI（Private Finance Initiative）とは、私企業が費用を負担して公的事业を行う形態を指す。民間資金を活用することで、政府支出を抑えて公共事業を実施するのが目的である。マレーシアでは、2009年に設立された首相府の民間公共事業局（Unit Kerjasama Awam Swasta、UKAS）が PFI を取り仕切っている。

この UKAS とは別に、PFI 開発（Pembinaan PFI Sdn Bhd）なる政府系企業がある。同社は財務省持株会社（MoF Inc）がほぼすべての株式を保有する企業で、UKAS に先駆けて2006年に設立された。PFI 開発は、連邦土地管理官（Federal Lands Commissioner）ならびに従業員年金基金（Employees Provident Fund、EPF）、公務員年金基金（Kumpulan Wang Persaraan (Diperbadankan)、KWAP）との取引を通じて、あわせて300億リングを調達した。

PFI 開発の資金調達は、次のような仕組みを通じて行われた。まず、連邦土地管理官が国有地を破格の安値で PFI 開発に貸し付ける。PFI 開発は、この土地を担保に EPF と KWAP から資金を借り入れる。さらに PFI 開発は、連邦土地管理官から借り入れた国有地を貸主の連邦土地管理官に又貸しする。連邦土地管理官は地代を PFI 開発に支払い、PFI 開発はその金を EPF と KWAP への返済に充てる。つまり、PFI 開発を経由して連邦政府が2つの大型年金基金から資金を借り入れているのである。連邦政府が本来支払う必要のない地代を PFI 開発に支払うことで成り立つこのスキームは、国家ぐるみの裏金づくりといっていよい。

こうして調達された PFI 開発の資金は、16の省庁の事業に充てられた。これらの事業は、競争入札によらず随意契約で発注されており、受注者に関する情報は公開されていない。本書では、会計検査院報告の精査を通じて、いくつかの事業が UMNO やマレーシア華人協会（Malaysian Chinese Association、MCA）の政治家と繋がる企業に渡ったことが示される。また、PFI 開発の資金によるインフラ開発が未完に終わっていたり、適切に管理されていなかったりする事例があることが指摘されている。

こうして本書では、PFI 開発を通じた資金づくりと事業発注が、競争入札を回避して公共事業や政府調達を政治利権化するためのスキームであることが明らかにされた。

4. 実業家の政界進出

本書第3部で扱われているのは、2000年代以降に広まった実業家の政界進出（business-in-politics）である。実業家が政治家になる事例は古くからあり、本書では1949年のMCA¹設立を最初のケースと見なしている。その後もラザレイ元商工相やダイム元財務相のような顕著な事例があるものの、20世紀中にはその数は限られていた。むしろ、政治とビジネスの関係が深まっていった1980年代から90年代にかけてさかんに見られたのは、政治家のビジネスへの進出（politicians-in-business）であった。この動きを後押ししたのが当時の民営化政策である。

民営化政策は、1997年に始まったアジア通貨危機によって頓挫する。経営難に陥った民営化企業は政府主導の再建スキームを通じて再国有化されたのち、政府系企業（Government Linked Companies）として再出発することになった。

2000年代には、これらの政府系企業を通じて政治家のビジネス進出が促される。政府系企業の調達契約やライセンスがコネをもつ実業家や政治家に付与されたのに加え、多くの政治家が政府系企業の役員になった。政治家のキャリアパスに政府系企業役員が組み込まれたことにより、政府系企業、民間企業と議会を渡り歩く人物が出現した。

こうして政治とビジネスの癒着が深まるなか、実業家として活動した後に政界へ進出する事例が増えていった。本書によれば、実業家の政界進出には、(1) 家族経営の企業グループの一員が政界進出するケース、(2) 政治指導者の子弟が実業家を経て政界進出するケース、(3) 実業家として身を立てた者が政界進出するケース、(4) 民間企業や政府系企業のプロフェッショナル経営者が政界進出するケース、の4種がある。

本書では、この4種について具体例を挙げて説明している。家族経営企業の一員の例としては、人民公正党（Parti Keadilan Rakyat）を経てマレーシア民族党（Parti Bangsa Malaysia）を旗揚げしたラリー・スンと、統一ブミプトラ伝統党（Parti Pesaka Bumiputera Bersatu）のファディラ・ユソフ現副首相が取りあげられている。指導者子弟の例は、タイブ元サラワク州首相の娘ハニファ・タイブとムサ・アマン元サバ州首相の長男ヤマニ・ハフェズ・ムサの2人が、実業家出身者の例としてはマレーシア統一プリブミ党（Parti Pribumi Bersatu Malaysia）のハムザ元内相ら4人が、プロフェッショナル経営者の例としてはザフルル・

¹ 当時はマラヤ華人協会（Malayan Chinese Association）という名称であった。

アジズ現投資貿易産業相 (UMNO 所属) ら4人が、それぞれ挙げられている。

これらの事例の紹介を通じて、政財関係の主導権が政から財へと移りつつある様子が描かれている。かつて政治家のビジネスへの進出がさかんだった時期にこの現象を分析したゴメス氏は、「ダイム・ボーイズ」と呼ばれた民営化企業経営者を政治家の子分 (protege) と表現した。それに対して本書では、企業の代理人と化した政治家が、関係する企業の利益のために影響力を行使して政策を歪めることへの懸念が表明されている。

5. アンワル政権下の現状に関するインプリケーション

本書はアンワル政権発足直前の時期までしかカバーしていないが、現政権下の状況を考えるうえで重要な含意がある。それは、政治とビジネスの癒着が政党の派閥争いを激化させ、党の分裂や議員の鞍替えを促して政府を不安定化させたという指摘である。2018年の政権交代以降、政党間関係が著しく流動化したために各政権は連立維持に苦労してきた。そうしたなかで、ムヒディン政権が国民同盟 (Perikatan Nasional) の陣笠議員に政府系企業役員職を与えるなど、政党・政治家の競争激化が政治とビジネスの癒着をさらに悪化させるという悪循環に陥った。

アンワル政権もまた、金権政治が政治競争を激化させ、政治競争の激化が金権政治を悪化させるという構造のなかから生まれた。総選挙でどの党派も過半数をとれないという状況が、それまで敵対していた希望連盟 (Pakatan Harapan) と国民戦線の連立をもたらしたのだった。政権維持には UMNO との協力が不可欠なため、アンワルは汚職容疑で起訴されていた同党総裁のザヒドを副首相に任命した。その後ザヒドに対する起訴は、不可解なプロセスを経て取り下げられるに至る。さらに、ワン・マレーシア開発公社 (1 Malaysia Development Berhad) 子会社に関連する汚職の罪で投獄されたナジブ元首相の刑期は恩赦で半減され、別の背任容疑での起訴も 2024 年 11 月に取り下げられた。一方で、金権政治抑制に不可欠な措置として長らくゴメス氏らが求めてきた、政治献金の透明性を確保するための法制度の導入に向けた動きは見られない。

本書のタイトル “State of Corruption” には、「汚職の現状」だけでなく「腐敗国家」という意味もある。2022 年までのマレーシアが腐敗国家だったのだとしたら、アンワル政権下のいまなおマレーシアは腐敗国家なのだと解するのが妥当だろう。

ただし、このレトリックを深刻に受け止めすぎるのも問題である。本書の第1部でも述

べられているが、マレーシアの財団のほとんどは公共の目的のために健全に運営されており、政治家に悪用されているのはごく一部に過ぎない。そもそも金権政治は、程度の差こそあれ日本を含む多くの国で見られる問題である。本書を読むことで、マレーシアの政治について極端に偏ったイメージをもつことにならないよう注意を促しておきたい。

〈参考文献〉

Edmund Terence Gomez and Jomo K. S, (1997) *Malaysia's Political Economy: Politics, Patronage and Profits*, Cambridge: Cambridge University Press.

(なかむら・まさし アジア経済研究所)

【書評】

Janet Steele, *Malaysiakini: And the Power of Independent Media in Malaysia*
(NUS Press, 2023)

伊賀司

本書は、1999年に設立されたマレーシア初の専門ジャーナリストによるウェブベースのニュースサイトである『マレーシア Kini』の歴史を詳細に描いている。本書はメディア研究者やジャーナリストに特に向けられているが、1990年代末以降のマレーシアの政治的・社会的変容に関心を持つ幅広い読者にとっても、きわめて興味深い1冊である。『マレーシア Kini』の発展そのものに加え、その背景にある政治的、経済的、社会的文脈、さらに同媒体が直面してきた課題についても包括的に論じている点が特筆される。著者の言葉を借りれば、本書は「『マレーシア Kini』というレンズを通してマレーシアの現代史を探求し」、「民族、宗教、政治、市民権といった日常生活に埋め込まれた『敏感な問題』に『マレーシア Kini』がいかに対応してきたか」を明らかにすることを目指している（4頁）。

著者であるジャネット・スティールは、『マレーシア Kini』の編集者や記者へのインタビュー、ニュースルームでの観察、ウェブサイトの精読といった調査手法を長期間にわたって実践している。この手法は、文化人類学的フィールドワークを想起させるものであり、スティールの過去の著作においても一貫して採用されてきた（Steele 2005; 2018）。本書には、編集者や記者の直接の語りが多く引用されており、ノンフィクション作品としての側面も強い。『マレーシア Kini』に関する学術論文や記事は既に数多く存在するが、本書はその歴史を1冊の書籍として体系的に記録している点で独自性を有している。

本書の構成は以下の通りである。短い序章に続き、第1章から第3章では『マレーシア Kini』の誕生に至る経緯が述べられる。この部分では、創設者である編集長のスティーブン・ガンとCEOのプレメッシュ・チャンドランの半生に焦点が当てられている。特に、彼らが留学先のオーストラリアで学生運動やその後の国際的な人権・平和運動に関与した経験が、『マレーシア Kini』の設立を支える感性や人的ネットワーク形成に生きてきたことが明らかにされている。また、1990年代末のレフォルマシ運動やアンワル・イブラヒムの

政治的浮沈といった文脈の中で『マレーシアキニ』がどのように発展したかも描かれている。第4章から第6章では、『マレーシアキニ』の理念、実践、経済的基盤といった内情が明らかにされる。同媒体が最も重視するジャーナリズムの価値観は、正確性、公平性、独立性であり、客観性には重点を置いていない。この価値観に基づき、記事の細部に至るまで正確性が追求され、対立する見解も公平に取り扱われている。こうした実践を可能にしているのが、非党派性と政府からの独立性である。この独立性は、1990年代半ばからマレーシア政府がオンラインコンテンツの検閲を行わない方針を維持してきたことに支えられている。また、デジタル購読システムの導入、多言語対応、ビデオジャーナリズムの採用、市民ジャーナリストの育成といった革新的な取り組みによって、経営基盤を強化し、独立性を維持することに成功している。第7章から第9章では、民族、宗教、政治に関するニュースを『マレーシアキニ』がどのように扱ってきたのかが具体例とともに論じられている。

本書の記述は広範な読者層にとってアクセスしやすい一方、その意義は読者の背景知識や関心によって大きく異なるだろう。特にマレーシアの政治・社会に関心を持つ英語圏の一般読者にとっては魅力的なノンフィクション作品である一方で、メディア研究者やマレーシアをフィールドとする地域研究者にとっては、分析の深さに物足りなさを感じる部分があるかもしれない。

その理由は、全般的に見れば、本書が学術書で想定されがちな明確な主張をデータから証明し、結論を導き出すというスタイルで書かれていないことに起因しており、読者の読みやすさや歴史記述での多様な解釈を意識しているためだと考えられる。同時に、本書が断片的なヒントや示唆を与えているものの、『マレーシアキニ』をめぐる最大の問いにまとまった形で明示的に答えていないことも評者のような研究者に物足りなさを与えている原因にもなっている。その問いとは、1999年に設立され既に四半世紀近くを経た現在からみて、『マレーシアキニ』はマレーシアの政治と社会の変革の担い手 (agent of change) となってきたのだろうか、という問いであり、それに付随する問いとして、もし『マレーシアキニ』が変化の担い手としての役割を果たしてきたなら (他のメディアと比較して) どのようにその役割を果たしてきたのか、という問いである。これらの問いへの筆者の直接的な回答は、記述から断片的に読み取れるにとどまり、全体として物語性を重視するスタイルのため、体系的に提示されていない。

評者がここで問うたこれらの問いの前提となっているのは、『マレーシアキニ』が中立・客観主義的な報道機関や利益を生み出す手段としてのメディア企業としての側面に先行して、明確な理念に基づいて社会や政治の変革を起こそうとする、いわば社会運動体としての側面を強く持っているとの認識である。以下、本書の記述だけでなく評者の観察も踏まえて社会運動体としての『マレーシアキニ』の特質を指摘しておこう。

創設者の過去の社会運動との関わりはもちろんのこと、他の大手メディア企業と比べても低い給与水準にもかかわらず熱意を持って献身的に働くスタッフ、マレーシアには存在しなかった市民ジャーナリストの育成活動、政府や与党などからの訴訟費用や新社屋建設のための費用をまかなうために実施された寄付金集めに典型的にみられる読者からの安定した支持は他のメディア企業にはみられない『マレーシアキニ』の組織的特徴である。社会運動体としての『マレーシアキニ』が敵手としてターゲットにしたのは、長期与党を維持してきた国民戦線（BN）体制やそのもとで維持・拡大されてきた民族や宗教に基づいて分断された社会構造である。

さらに、他のメディアと比較して『マレーシアキニ』に特徴的なのは、BN体制やその社会構造に対抗するために採用した戦略が、正確性、独立性、公平性といった専門主義的ジャーナリズムの理念と実践であったことである。著者スティールはガンスやタックマンといったジャーナリズム研究の古典を引用しながら、ジャーナリズムの専門主義は真実を追求するというよりも、批判からジャーナリストを守るための手段であることを指摘している（2頁）。2018年の政権交代まで長期の権威主義的体制を維持してきたマレーシアのような国においては、専門主義ジャーナリズムは、メディアを統制することで批判や異論を抑制しようとする政府からの介入に抵抗するための強力な盾となってきた。ただし、同時にBN体制下でみられたように、テレビや新聞などマスメディアが全て政府の統制下にあつて国家の目標を支援し、体制を正当化する手段として使われる「開発ジャーナリズム」が浸透していたメディア環境下では、『マレーシアキニ』による専門主義ジャーナリズムの理念や実践はそれ自体が体制への挑戦としての積極的な意味も持っていたのである。

本書で著者スティールは、上述のような社会運動的な側面を持つ『マレーシアキニ』が1990年代末以降のマレーシアの政治や社会の変化をもたらしたのか、という問いに肯定的に答えている節はあるものの、非常に抑制的である。そのため、マレーシアの政治や社会の知識がそれほどない読者にとっては、『マレーシアキニ』が成し遂げてきたことへのインパクトが本書だけでは十分伝わらないのではないかと評者は懸念する。

また、メディア史研究の観点からすれば、他のメディアとの比較において『マレーシアキニ』をどうとらえて位置づけるかという「比較メディウム」研究の視点¹が欠かせないが、本書では『マレーシアキニ』以外のメディアは記述に支障が出ない最低限の扱いにとどまっていることも評者にとって残念な点であった。

とはいえ、本稿冒頭に指摘したように、本書はマレーシアの政治や社会に関心を持つ研究者やジャーナリストなどの限られた読者層だけでなく、メディア、社会運動、政治変化などに関心を持つ一般の読者にも得るところが多く、様々な読み方に開かれている好著であるといえよう。

〈参考文献〉

Steele, Janet (2005) *Wars Within: The Story of Tempo, an Independent Magazine in Soeharto's Indonesia*. Jakarta: Equinox and ISEAS.

Steele, Janet (2018) *Mediating Islam: Cosmopolitan Journalisms in Muslim Southeast Asia*. Seattle: University of Washington Press.

佐藤卓己 (2018) 『現代メディア史 新版』岩波書店。

(いが・つかさ 名古屋大学)

¹ メディア史の研究課題を論じるなかで、佐藤 (2018: 47) はメッセージ内容 (内容分析=効果論) から比較メディウム研究 (異なる媒体によって生み出される異なる文化環境の分析) へのパラダイム転換の重要性を指摘している。

【書評】

Kevin Blackburn, *The Comfort Women of Singapore in History and Memory*
(NUS Press, 2022)

渡辺洋介

1. はじめに

本書は、管見の限り、シンガポールの慰安婦について書かれた初めての単著である。著者のケビン・ブラックバーンは、シンガポールの南洋理工大学国立教育研究所 (National Institute of Education, Nanyang Technological University) で長らく教鞭をとっている。シンガポール、マレーシア、オーストラリアにおける戦争と追悼、教育史、スポーツ史を専門とする歴史学者であるが、慰安婦問題を扱ったのは本書が初めてである¹。それにも関わらず、本書は非常に素晴らしい作品に仕上がっている。本書が2023年シンガポール・ブック・アワード・最優秀ノンフィクション作品賞を受賞したのもうなずける。

2. 本書の構成

本書は序論と結論を含め、9章で構成されている。以下でその内容を簡単に紹介したい。

序論 (Introduction) では、本書の研究課題などが書かれている。周知の通り、1991年に韓国の元慰安婦・金学順 (キム・ハクスン) が慰安婦であったことを公表したことを契機にアジア各地の元慰安婦が次々と声を上げた。マレーシアも例外ではなく、元慰安婦が自らの体験を記者や学者に語るようになった。ところが、シンガポールでは誰も声を上げず、今日まで沈黙が続いている。なぜそうなってしまったのか。また、シンガポールの慰安婦

¹ ケビン・ブラックバーンの主な著書は以下の通り。

戦争と追悼について: Blackburn and Hack (2012)、Blackburn and Hack eds. (2008)、Hack and Blackburn (2004)。

教育史について: Blackburn (2017)、Blackburn and Wu (2019)。

戦争、スポーツ、教育の関係について: Blackburn (2012; 2016)。

は戦後どのように記憶されてきたのか。本書は以上の研究課題を明らかにするものである。

第1章「リー・クアンユーと男性優位主義者の慰安婦の記憶 (Lee Kuan Yew and Masculinist Memories of the Comfort Women)」では、この疑問に対する1つの答えが示されている。著者によると、関西財界セミナーでのリー・クアンユー首相の演説(1992年2月13日)が、シンガポールの元慰安婦が名乗り出ることを難しくしたという。リー首相は演説で、彼が1942年の2月か3月にシンガポールの繁華街に近いケーンヒル・ロードの慰安所で日本兵が長い行列を作っているのを見て、「その時、これが多くのシンガポールの少女の貞操を守っているのだと思った。ただ、彼女たちが自ら進んでなった娼婦ではなく、拉致・徴用された朝鮮の生徒や若い女性だったとは知らなかった」と述べた。著者によると、この発言により、シンガポール人の貞操が朝鮮人慰安婦によって守られ、強制的に慰安所で働かされたシンガポール人女性はいなかったという印象がシンガポール社会に広がった²。またそうした印象は、戦後直後のシンガポール社会に存在した見方を1990年代のシンガポール社会に再び広めることとなった。戦後直後のシンガポール社会には、日本軍の性産業に従事していたシンガポール人は従来から娼婦であったという見方があった。そうした状況が、シンガポールの元慰安婦が名乗り出るのを難しくしてしまったと著者は指摘する。

第2章「性産業におけるシンガポール女性の役割 (The Role of the Women of Singapore in the Sex Industry)」では、慰安所に限らず、料亭や娼館を含めた日本占領期におけるシンガポール性産業の様子が描かれている。シンガポールで性産業に従事するに至った女性の背景は多様であった。朝鮮やインドネシアから騙されたり、拉致されたりして性産業に従事させられた女性もいた。地元の業者に騙されて従事させられたシンガポール人女性もいた。日本人女性は料亭などで日本軍将校の相手をさせられた。

第3章「シンガポール慰安所の内側 (Inside the Comfort Stations of Singapore)」は、当事者や目撃者の日記やオーラル・ヒストリーに基づいて、シンガポール各地にあった慰安所の実態を明らかにしている。こうした資料によると、シンガポールの慰安婦は、1日30人から50人の日本兵の相手をするなど、非常に困難な状況にあった。

第4章「シンガポールにおける朝鮮とインドネシアの慰安婦 (Korean and Indonesian Comfort Women in Singapore)」は、シンガポールに連れて来られた慰安婦のうち、数が最も

² 本稿では便宜上「シンガポール人」「インドネシア人」など第二次世界大戦時に存在していなかった国家の名前を冠した名称を用いているが、これはそれぞれ「シンガポール地域の出身者」「インドネシア地域の出身者」という意味で使用している。

多かった朝鮮人慰安婦とそれに次いで目立ったインドネシア人慰安婦の実態を取り上げている。両地域からの慰安婦が多かった要因の1つは、朝鮮と日本の間およびインドネシアとシンガポールの間に戦前から形成されていた人身売買ネットワークの存在である。このネットワークを通じて、例えば、工場で働ける、看護師になれるなどと称して若い女性が集められ、シンガポールへ連れて来られた後、実際には慰安所などで働かせられた。

第5章「戦後社会で生きるために帰郷した慰安婦 (The Comfort Women Returning to Live in Postwar Society)」は、戦後に慰安婦が置かれた状況を論じている。リュウ・カン (Liu Kang) が1946年に刊行した『チョプスイ (Chop Suey)』に見られるように、終戦直後のシンガポールでは、慰安婦は自ら好んで日本軍の娼婦となり、日本兵と幸せな生活を送っていたと見られており、慰安婦に対して否定的な見方があった。慰安婦や娼婦に対して否定的であったのは、インドネシア社会も同様であった。帰郷して慰安婦だったことが発覚することを恐れ、郊外のタンジョン・カトンおよびカトンの慰安所で働かされていた50人のインドネシア人慰安婦のうち、戦後に帰郷することを希望したのは20人に過ぎなかったという。シンガポール社会もインドネシア社会も共に慰安婦や娼婦をネガティブに見ていたにもかかわらず、なぜシンガポールに残るインドネシア慰安婦が多かったかについて著者は論じていないが、インドネシア人慰安婦が故郷に戻れば、おそらくそこには家族、親族、友人がいるはずで、そこで慰安婦であったことが発覚することを恐れ、多くのインドネシア人慰安婦がシンガポールに残る選択をしたのではないかと思われる。

第6章「シンガポール出身慰安婦の沈黙 (The Silence of the Local Comfort Women of Singapore)」は、1991年に金学順が実名で慰安婦だったことを明らかにした後、記者らがシンガポール出身の元慰安婦にインタビューを試みたにも関わらず、なぜ1人も応じなかったのかについて論じている。この章の議論は結論での議論と重なるため、そこで紹介する。

第7章「『ダーク・ヘリテージ』としてのシンガポール慰安婦 (The Comfort Women of Singapore as 'Dark Heritage')」は、シンガポールの慰安婦に関する演劇とテレビドラマおよび慰安所として使われた建物の保存などについて述べている。慰安婦を扱った演劇としては、「ハヤティの生活」(Hayat Hayatie、2002年初演)、「霊戯」(The Spirits Play、1998年初演)、「ホテル・シンガポール」(Hotel Singapore、2015年初演)を、テレビドラマとしては、「暗闇のベール」(Veil of Darkness、1994年)、「ある戦争の日記」(A War Diary、2001年)、「昭南の名もなき女性たち」(The Nameless Women in Syonan、2002年)などを紹介してい

る。この章の後半では、シンガポールで慰安所として使われた建物が、戦後、どのように保存されてきたかを述べるとともに、2013年に慰安婦問題を扱う韓国の市民団体・挺身隊問題対策協議会がシンガポールに慰安婦の少女像を設置しようとしたところ、日韓間の争いに巻き込まれることを嫌ったシンガポール政府に拒否されたエピソードなどが紹介されている。

3. 本書の結論

結論 (Conclusion) では、まず、慰安婦をめぐる 3 つの論争を紹介したうえで、シンガポールの事例に基づいて、それぞれの議論に対する著者の見解を示している。そのうえで、なぜシンガポールの慰安婦が戦後沈黙を貫き通したか、著者の結論を述べている。この章は本書のエッセンスといえるので、詳しく紹介したい。

慰安婦問題をめぐる第 1 の論争は、慰安婦は日本軍によって強制的に徴集されたか否かである。この点については、第 3 の論争と内容的に重なるため、そこでまとめて議論したい。

第 2 の論争は、慰安所は日本軍にコントロールされていたか、あるいは日本軍とは関係のない民間業者だったのか、である。日本には、慰安所は日本軍と関係のない民間業者によって経営されており、主に朝鮮人の経営者が自らのネットワークを使って慰安婦を募集していたと主張する者もいる。しかし、吉見義明らはその見方を否定する。日本帝国には、様々なタイプの慰安所があり、程度の違いこそあれ、慰安所は日本軍とつながりがあったことを明らかにしている。最も多かったのは、形式的には民間業者が経営しているが、実質的に日本軍の管理下にあり、日本軍兵士のみが利用できるというタイプであった (Yoshimi, 1993: 84)。著者は、シンガポールの慰安所は多様であったが、ほとんどは日本軍と強いつながりがあったと結論づけている。例えば、将校らに性サービスを提供していた料亭は、軍直営ではなかったが、開店の許可を得る際に日本軍との密接な関係が必要であった。また、シンガポール周辺の離島に設置された慰安所は日本海軍直営であった。

シンガポール人女性が元慰安婦であったことの公表をためらったのは、彼女たちの多くが、地元の人身売買ネットワークを通じて慰安婦や娼婦となった事情があったからでもあった。シンガポールで募集された慰安婦は、戦後も慰安婦募集に関わった人たちと同じコミュニティの中で暮らしていた。そのため、彼らに対して声を上げにくかったと著者

は主張する。

第3の論争は、慰安婦は性奴隷だったのか、あるいは報酬をもらって働いていた娼婦だったのかという点である。この議論は、上述の通り、慰安婦は金銭を支払われずに日本軍によって強制的に徴集されたか否かという第1の論争と重なる。この論争に関して、日本では、慰安婦は金銭を支払われて雇われた娼婦に過ぎず、慰安婦の募集にあたり強制連行のようなことはなかったと主張する人たちがいる。

著者は、この点について、シンガポールにおける慰安婦の募集方法は多様であった点を強調する。例えば、朝鮮の女性はレストランや工場での仕事だと騙されて、インドネシアの女性は看護師になれると騙されてシンガポールに連れて来られた。日本の女性はシンガポールに着いてから、性的な仕事につかされることに気づいた者が多かった。チャイナタウンで娼婦として働いていたシンガポール出身の女性らは、日本占領後すぐに集められ、強制的に日本軍の性産業で働かされた。他のシンガポール出身の女性は、貧困が深刻化する中で人身売買されて慰安婦となった。

著者によると、シンガポール出身の女性たちが日本軍の性産業に従事するに至った経緯の多様さが、戦後のシンガポールで元慰安婦が長らく沈黙を保っている一因となっている。シンガポールの場合、戦前より娼婦であった女性が慰安婦になったケースが多かった。そのため、多くのシンガポールの元慰安婦は過去を暴かれることを恐れ、声を上げにくかったのだろうと著者は主張する。

また、著者は、シンガポールの慰安婦が報酬をもらって働いていた娼婦とみなせるかについて、否定的な見解を示している。なぜなら、少なくとも慰安婦が、ブローカーらからの借金（シンガポールまでの渡航費、服飾費、食事代など）を差し引かれ、賃金をほとんど、あるいは全くもらっていなかったからである。一方で、少数のケースと思われるが、ケーンヒル・ロード慰安所では、もらった賃金を貯金して朝鮮に送金していた慰安婦もいたという。慰安婦の状況は慰安所経営者の人柄によって大きく異なったのだ。

著者は、シンガポールの元慰安婦が今日まで名乗り出て来ない要因として、すでに紹介した議論に加え、最後に以下の点を指摘している。第1に、シンガポール政府は、マレーシア政府などと異なり、慰安婦が声を上げて日本政府に賠償を求めることを支持しなかった。第2に AWARE などのシンガポールの女性団体も政府と衝突することを避けるために元慰安婦を支援しなかった。第3に、マレーシアと異なり、すでに経済成長を達成したシンガポールでは、慰安婦であったことを名乗り出ることによって日本から得られる賠償という利

益よりも社会的に失う不利益の方が大きいと考えられた。こうした要因のため、シンガポールの元慰安婦は今日まで名乗り出ていないと著者は結論づけている。

4. 本書に対する評価

本書は、シンガポール慰安婦自身による証言がない中で、膨大な量の一次資料と研究成果を踏まえたうえで、シンガポール慰安婦の実態に迫った大変な力作である。最も感銘を受けたのは、本書を執筆するにあたって収集した文献と資料の膨大さと幅の広さである。本書は、英語だけでなく、日本語、韓国語、中国語、マレー語で書かれた関連文献に目を通し（英語以外は翻訳者に英訳させたものと思われる）、研究書に加えて、膨大な数の新聞記事やオーラル・ヒストリーの記録を参照したうえで執筆されている。大変な労力と時間を要したであろうことは容易に想像でき、この点に対して心より敬意を表したい。また、シンガポールに関するどの議論も具体的な一次資料を根拠に展開しており、学問に対する著者の真摯な姿勢が感じられる。さらに、慰安婦問題に関する3つの論争を挙げ、シンガポールの事例に基づいて、それぞれの論点に回答したうえで、それとの関連で、なぜシンガポールの元慰安婦は名乗りを出なかったのか、説明を試みている点も高く評価できる。本書は著者の強い情熱を反映した大変な力作であることは間違いない。

一方で、改善の余地を感じた点もある。第1に、慰安婦の演劇とテレビドラマを扱った第7章は、無くてもよかったのではなかろうか。この章だけフィクションを扱っており、少し異質なものと感じた。また、章の後半は慰安所だった建物を保存するに至った経緯、韓国の活動家がシンガポールに慰安婦の少女像と設置しようとして断念した話、その後、韓国の歴史家と活動家がシンガポールの慰安所を訪れた時のエピソードである。これらはエピソードとしては面白く、本書の内容を豊富にしてはいる。しかし、「シンガポール出身の元慰安婦はなぜ長らく沈黙を保ってきたのか」という本書の研究課題を解き明かすという本筋とは異なる話である。話の流れをすっきりさせるために、この章は本書から外してもよかったではなかろうか。

第2に、結論の最後が尻切れトンボという印象を拭えなかった。本書の最後の段落は、シンガポール出身の慰安婦は今後も沈黙を続けるだろうし、実名で自らの経験を語った慰安婦はごく一部の勇敢な女性だけであるという趣旨の内容である。これは本書の最後を飾る言葉として印象的とはいえない。最後は著者が本書で最も言いたいことで締めてほし

かった。

とはいえ、本書は、繰り返しになるが、シンガポール慰安婦の実態に迫った大変な力作である。また、日本人慰安婦について考える際に非常に参考になる作品でもある。シンガポールと同様に、自らが慰安婦であったと証言した慰安婦は日本にはほぼいない。管見の限り、城田すず子、山内馨子の2人のみである。なぜ日本人慰安婦は、他のアジア諸国と異なり、戦後長らく沈黙を守ってきたのだろうか。本書で展開されている議論の多くは日本のケースにも当てはまるように思われる。こうした点からも、日本の読者にぜひ一読いただきたい1冊である。

〈参考文献〉

- Blackburn, Kevin (2012) *The Sportsmen of Changi*, University of New South Wales Press.
- Blackburn, Kevin (2016) *War, Sport and the Anzac Tradition*, Palgrave Macmillan.
- Blackburn, Kevin (2017) *Education, Industrialization and the End of Empire in Singapore*, Routledge.
- Blackburn, Kevin and Karl Hack eds. (2008) *Forgotten Captives in Japanese Occupied Asia*, Routledge.
- Blackburn, Kevin and Karl Hack (2012) *War Memory and the Making of Modern Malaysia and Singapore*, NUS Press.
- Blackburn, Kevin and Wu ZongLun (2019) *Decolonizing the History Curriculum in Malaysia and Singapore*, Routledge.
- Hack, Karl and Kevin Blackburn (2004) *Did Singapore Have to Fall?*, Routledge.
- Yoshimi, Yoshiaki (1993) “Historical Understandings of the ‘Military Comfort Women’ Issue”, in The Executive Committee, International Public Hearing ed., *War Victimization and Japan: International Public Hearing Report*, Toho Shuppan, pp.81-93.

(わたなべ・ようすけ 大阪経済法科大学／アジア太平洋研究センター)

【フォーラム】

インドネシアがハラール食品の国家認証制度開始

マレーシアとともにイスラム経済けん引

野沢康二

世界最多のイスラム教徒人口を抱えるインドネシア政府がハラール食品に対する認証表示の義務制度を開始した。国内のハラール産業の発展を後押しするのが狙いである。本稿では先行して政府が前面に立って認証制度を整えてきたマレーシアとの戦略の違いを考える。

ハラールとは神（アッラー）に「許されたもの」で、食品においてはイスラムの教義で口にすることが禁じられる豚由来や酒の成分などを含まないほか、鶏や牛などもイスラム式の屠畜法で処理された肉に限定される（富沢, 2019）。信者の意識変化や人口増加などを背景に、ハラールだと明記した食品の需要が世界で拡大している。

インドネシアは2024年10月、国内で流通するハラールの食品と飲料を対象に宗教省傘下のハラール製品保証実施機関（Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal : BPJPH）から認証を取得して表示することを食品・飲料を扱う企業に義務付ける措置を始めた。2014年施行のハラール製品保証法による制度変更の第1弾で、これ以降、医薬品や化粧品などの義務化も段階的に進むことになる。インドネシアでは従来、イスラムの宗教学者で構成するインドネシア・ウラマー評議会（Majelis Ulama Indonesia : MUI）がハラール認証を担い、企業による認証の取得と表示は任意だった。今回、認証発行の権限が政府機関であるBPJPHに移管され、しかもハラール製品の認証取得と表示が義務になったことがこれまでとの大きな違いである。実務的には食品・飲料メーカーなどは検査機関のチェックを受け、BPJPHから証明書の発行を受ける。そして製品のパッケージなどに認証を示すマークを表示する仕組みになっている（日本貿易振興機構, 2024）。ただし国内の中小企業に対しては期限が延期された。

インドネシア政府の狙いは、自国のハラール認証の信用力を引き上げることにある。認証する組織を民間から政府機関の管理下に移し、イスラム教徒の国内消費者の安心感を高めると同時に、自国産ハラール製品の国際競争力を向上させるという戦略である（Isti Fatonah, Agus Trihartono and Abubakar Eby Hara, 2023）。

インドネシアの制度をハラル認証で先行してきたマレーシアと比べてみよう (表 1)。最大の違いはマレーシアが任意としている認証の表示を義務にした点だ。しかも認証を受けていない場合は「非ハラル製品」と明示する必要がある。ハラル認証の使用拡大という視点に立つと、インドネシアがマレーシアをこの部分で追い越したとも言える。また、マレーシアでは認証の有効期間が 2 年間で、そのたびに更新しなければならないのに対して、インドネシアは期限を設けていない。

マレーシアは 1970 年代から徐々に制度を深化させて世界最高水準の認証とされ、国際的な信用力が高い (Lever, 2016)。ハラル製品の輸出拠点「グローバル・ハラル・ハブ」になる目標を掲げ、金融分野も含めた世界のイスラム経済をけん引してきた。担当部局である首相府のイスラム開発局 (Jabatan Kemajuan Islam Malaysia : JAKIM) が他国にある認証機関を承認してきた。2024 年 5 月現在で自国の基準に合致しているという 49 カ国・地域の 88 機関を承認している (JAKIM, 2024)。マレーシア政府によるハラル戦略の先進性を評価する外国企業も多く、スイス食品大手ネスレや日本のキューピーなどがマレーシアに工場を持ち、国内だけでなくイスラム教徒が多い近隣諸国などにハラル食品を輸出している。

表 1 : インドネシアとマレーシア両政府の食品に関するハラル認証制度

	インドネシア	マレーシア
政府の担当部局	BPJPH	JAKIM
政府による認証制度の開始	2024 年 10 月	2009 年に現在の認証基準を導入
表示義務	義務。認証を取得していない製品にはその旨の表示も義務	任意
認証の有効期間	期限なし	2 年間
外国組織へのハラル認証	24 カ国以上の 92 機関	49 カ国・地域の 88 機関

出所：各種資料から筆者作成。外国組織の認証は (BPJPH, 2024) と (JAKIM, 2024)。

一方インドネシアも、マレーシアの背中を追ってハラル・ハブになることを目指しており、他国の認証機関の承認を進めている。承認済みなのは 24 カ国以上の 92 機関 (発言から国の数は正確には不明) (BPJPH, 2024) に上り、単純に機関数で見るとマレーシアを既に上回っている。インドネシアの強みは自国市場の大きさだ。インドネシアとマレーシアの人口、イスラム教徒数の経済規模を表 2 で示した。インドネシアは人口と経済規模ともに東南アジア諸国連合

(ASEAN) のおよそ 4 割を占める域内最大の国である。マレーシアより人口ははるかに多い上に、人口に占めるイスラム教徒の割合も高いため、信者数で見ると 11 倍にもなる。1 人当たり GDP では見劣りするものの、経済規模でも大きく上回っている。

表 2：インドネシアとマレーシアの総人口・イスラム教徒人口・経済規模

	インドネシア	マレーシア
総人口	2 億 6,653 万人(2019 年)	3,244 万人(2020 年)
イスラム教徒の人口と 総人口に占める割合	2 億 3,106 万人、86.6%	2,060 万人、63.5%
名目 GDP	1 兆 3,711 億ドル(2023 年)	3,996 億ドル(2023 年)
1人当たり名目 GDP	4,940ドル(2023 年)	1 万 1,648ドル(2023 年)

出所：両政府と世界銀行の統計から筆者作成

両国のイスラム経済に対する実力はどうか。調査会社ディナールスタンダードは、世界のハラル関連事業やイスラム金融について報告書を刊行している。その 2023 年・2024 年版 (DinarStandard, 2023) に収められている「世界イスラム経済指標」において、マレーシアは国別で首位を守り、インドネシアはアラブ首長国連邦を抜き 3 位に浮上した。分野別でみると、インドネシアは「ハラル食品」ではマレーシアに続く 2 位につけただけでなく、「イスラム経済への投資」では首位になっており、インドネシア内外の企業がイスラム経済に関わる事業をインドネシアで展開することに関心を高めていることが分かる (DinarStandard, 2023)。実際、食品分野に強みを持つタイ大手財閥のチャロン・ポカパン・グループ (Charoen Pokphand Group : CP Group) は、ジャカルタ郊外のハラル製品向け工業団地用地を買い上げていて、インドネシアでのハラル食品生産に力を入れる姿勢が見て取れる。インドネシアでは認証表示の義務化スタートと同じ 10 月、プラボウォ・スビアント大統領が就任した。ジョコ前政権を引き継いで、5 年間の任期中にハラル産業の振興に力を入れる方針を示している。

インドネシアとマレーシアは 2023 年、BPJPH と JAKIM が協力する文書を取り交わし、相手国で認証された商品の自国での流通・販売を相互に承認することを決めた。研究開発なども含めて協力し、両国間のハラル製品の貿易を活性化させるだけでなく、世界市場での販売拡大を期待しているという。両国は協力と競争しながら世界のイスラム経済の拡大をけん引することになりそうだ。

〈参考文献〉

- 富沢寿勇 (2019) 「ハラールの定義, 認証制度と日本の取り組み」民谷栄一、富沢寿勇監修『ハラールサイエンスの展望』シーエムシー出版、3-9。
- 日本貿易振興機構 (ジェトロ) (2024) 「インドネシアにおける水産物等の食品に係る新ハラール認証制度への対応状況について」ジェトロ (2024 年 10 月 8 日最終アクセス、<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/02/44c73f4c6a3f52c3.html> よりダウンロード)。
- DinarStandard (2023) “State of the Global Islamic Economy Report 2023/24”, DinarStandard (2024 年 10 月 11 日最終アクセス、<https://www.dinarstandard.com/post/state-of-the-global-islamic-economy-report-2023> よりダウンロード)。
- Jabatan Kemajuan Islam Malaysia (JAKIM) (2024) “The Recognised Foreign Halal Certification Bodies & Authorities”, JAKIM (2024 年 10 月 14 日最終アクセス、<https://www.halal.gov.my/v4/pdf/cb/CBLIST-20May2024.pdf> よりダウンロード)。
- Lever, John (2016) “Re-imagining Malaysia: a postliberal halal strategy?”, Florence Bergeaud-Blackler, Johan Fischer and John Lever eds. (2016) *Halal Matters: Islam, Politics and Markets in Global Perspective*, Routledge, 19-37.
- Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal (BPJPH) (2024) “H20 2024 Ditutup, Hasilkan 52 MRA hingga Komunike Penguatan Ekosistem Halal Global”, BPJPH (2024 年 10 月 24 日最終アクセス、<https://bpjph.halal.go.id/detail/h20-2024-ditutup-hasilkan-52-mra-hingga-komunike-penguatan-ekosistem-halal-global> よりダウンロード)。
- Isti Fatonah, Agus Trihartono and Abubakar Eby Hara (2023) “Industri Makanan Halal: Perbandingan Indonesia dan Malaysia”, *Global Focus*, Vol.03. No.02 (2024 年 10 月 7 日最終アクセス、<https://pdfs.semanticscholar.org/d58d/79438bd3ea54ae16736fc7a5ef9f0d7ac528.pdf> よりダウンロード)。

(のざわ・こうじ 日本経済新聞)

【エッセイ】

知識探訪——多民族社会マレーシアの横顔を読む

マレーシアは、世界のさまざまなものを内に取り入れ、新しいアイデアを常に世界に向けて発信している社会です。

植民地化やそれ以前の経験から民族混成社会として形成されたマレーシアは、世界遺産として認められるほどの民族的多彩さを持つとともに、イスラム経済の分野で世界を先導しようとする積極性も備えています。国内では、ブミプトラ政策によって安定と成長をはかる一方で、教育を通じて人材育成の努力を重ねてきました。多数派であるマレー人はイスラム教を日々の暮らしの参照点としていますが、主要3民族のほかに多彩な民族世界があり、また、近隣諸国出身の外国人も成長と多様化をもたらす存在としてマレーシア社会に欠かせない存在です。このように多種多様な人々が集まるマレーシアでは、いろいろなメディアを利用して意見の調整がはかられてきました。

「知識探訪——多民族社会マレーシアの横顔を読む」では、マレーシアの日常生活で見られるものごとを切り口に、多民族社会マレーシアの横顔を紹介します。

■歴史と社会——混成社会のかたちと成り立ち

シンガポールにおけるパイナップル産業の先駆者、リム・ニースン（安里陽子）

■政治と経済——ブミプトラ政策という挑戦

人民公正党（PKR）とマレーシア政治（伊賀司）

サラワクの開発の光と影：タイブ・マフムド氏がのこしたもの（大室元）

クアラルンプール都市鉄道の発展と今後の展望（田中圭介）

■イスラムと宗教——日々の暮らしを支える参照点

マレーシアの改宗問題の今（光成歩）

■文化とメディア——民族混成社会に公共圏を作る

100年前のマレー語新聞が語るもの（坪井祐司）

マレーシアの少数言語（野元裕樹）

■近隣諸国——近しき仲にも垣を結え

ローレンス・ウォン氏がシンガポールの首相に就任（市岡卓）

インドネシアがハラル食品産業育成へ本腰：国家認証制度スタート、マレーシアと連携（野沢康二）

■日本との関係

エンダウ収容所：日本人抑留者の文集『噴焰』が問いかけるもの（山本博之）

佐賀県で撮影されたマレーシアドラマ「From Saga With Love」（丸山洋子）

金子光晴の「バトパハ」：南洋の日本人遺構は今（舩谷鋭）

このコラムは、JAMSの協力による『The Daily NNAマレーシア版』の月刊コラム「知識探訪——多民族社会の横顔を読む」（2024年3月～2025年2月掲載分）を再掲したものです。再掲にあたり表現を一部変更し、写真や図表は割愛しました。執筆者の所属先は原稿発表時のものです（原稿発表日は本文の末尾参照）。過去の記事はJAMSウェブサイトでご覧いただけます。

シンガポールにおけるパイナップル産業の先駆者、リム・ニースン

安里陽子

パイナップルは、シンガポールやマレーシアではパイナップルタルトなどの菓子でも親しまれている果物の1つだ。19世紀後半から20世紀初めのシンガポールやマレーシアの前身のマラヤではゴムの生産が盛んだったことは知られているが、パイナップル（以下、パインと表記）の栽培も行われており、ハワイに先駆けてパイン缶詰の製造も始まっていた。パイン缶詰の製造は、1920年代にはハワイに追い抜かれることになるものの、1910年代ごろまではシンガポールが世界一の缶詰輸出量を誇っていたほどであった。

シンガポールでパイン缶詰の製造に初めて成功したのはフランス人で、1875年ごろのことであった。その後、イギリス人や日本人もパイン産業に参入したもののうまくいかず、やがてパイン産業は華人がほぼ掌握することとなった。シンガポールの華人はゴムのプランテーションで間作としてパインを栽培し、工場を建設して缶詰製造を行っていた。成長の遅いゴムよりも先に収穫できるパインで収益を確保する算段であったようだ。シンガポールでパイン産業に関わった華人には「ゴム王」とも称されたタン・カーキー (Tan Kah Kee／陳嘉庚、1874～1961年) や、リム・ニースン (Lim Nee Soon／林義順、1879～1936年) らがいる。

2016年から2019年にかけて、シンガポールの孫文南洋記念館 (Sun Yat Sen Nanyang Memorial Hall) とリバー・バレー高校の生徒らが合同で企画した巡回展「農村集落の先駆的な開拓：リム・ニースンの遺産 (Pioneering Rural Settlements: The Legacy of Lim Nee Soon)」が開催された。ゴムの木の幹やパインの葉、果実などが目を引く展示スペースでは、シンガポール社会の発展に貢献したリムの人生とその活動の歴史が写真とと

もにパネルで紹介されていた。

リムは、現在の広東省汕頭市出身の父とシンガポールの名門プラナカン家系出身の母のもとシンガポールで生まれたが、幼少時に両親を亡くし母方の祖父母に育てられた。実業家であった祖父や叔父らの姿を見て成長したリムは、イーシュン (Yishun) やスンバワン (Sembawang) などシンガポール島北部を開発してゴムやパイン産業で成功し、パイン王と称された。

イーシュンは元々ニースンという地名であり、リムの名前がその由来となっていた。ニースンは潮州語の発音で、1980年代に華語の発音であるイーシュンに変更された。リムは築いた財産で学校や病院を設立するなど慈善家としての面も持ち、さらには孫文の支援を熱心に行うなど、政治的な活動でも広く知られた人物であった。

上述の巡回展が開催されたのはシンガポールが独立50年の節目を迎えた時期であった。また、植民地期の歴史も含めシンガポールの発展に貢献したプラナカンをたたえる『偉大なるプラナカンたち：50の特筆すべき人生 (Great Peranakans: 50 Remarkable Lives)』という書籍も2015年に発刊されており、そこでもリムはピックアップされている。MRTイーシュン駅周辺にある公園には、リムの銅像と地域の歴史を紹介するパネルが設置されている。

2024年3月訪問時、直射日光や風雨にさらされたパネルは文字が消えてしまっている箇所もあったが、シンガポール島北部の歴史はここでも、植民地期にゴムやパインのプランテーションを展開し地域を開拓したリムらパイオニアの歴史とともに語られている。[2024.10.29]

(あさと・ようこ 岐阜工業高等専門学校)

人民公正党 (PKR) とマレーシア政治

伊賀司

人民公正党 (PKR) は1990年代末以降のマレーシア政治の表舞台で主役級の存在感がありながら、これまで研究者からも十分な注目を集めてこなかった。PKRの結党は、1998年に当時副首相だったアンワル・イブラヒム氏が当時首相のマハティール氏によって汚職と異常性愛の罪で政府・与党から追放され、改革運動 (レフォルマシ運動) を始めたことにさかのぼる。

アンワル氏の逮捕・投獄後のレフォルマシ運動は、アンワル釈放と反マハティール感情を燃料に拡大したが、次第に当時の与党連合・国民戦線 (BN) による統治体制の包括的改革を求める運動へと発展していった。この運動体を基にPKRの前身政党の国民公正党 (PKN) が設立された。

PKNは2003年に社会主義政党のマレーシア人民党 (PRM) と合併して現在のPKRとなった。PKRは2004年総選挙で連邦下院議席がわずか1議席になった時もあったが、2018年総選挙で47議席を獲得して第一党になった。直近の2022年総選挙では31議席を獲得し、PKRが所属する政党連合の希望連盟 (PH) や、連立を組むBNなどとともに党首のアンワル氏を首相として与党を構成することになった。

最大の党員数を誇る政党は339万人の党員を持つ統一マレー人国民組織 (UMNO) だ。PKRはUMNOに次ぐ116万人の党員を持つ。PKRは過去にマレーシアの13州全てで1議席以上を獲得した唯一の政党で、連邦下院の222選挙区全てに支部を持つ唯一の全国政党でもある。

マレーシアの政党はUMNOを筆頭にそのほとんどが民族政党か東マレーシアの地域政党である。多民族政党を掲げる民主行動党 (DAP) やマレーシア民政運動党 (GERAKAN) も指導層や党員をみれば事実上の華人政党であり、現状ではよくいっても華人系とインド系の非マレー系政党だ。

一方、PKRは多民族政党として自己規定し、

所属の連邦下院議員の構成がマレー系、華人系、インド系、サバ州およびサラワク州の諸民族の人口比に近いことで知られている。

私自身はPKRの軌跡を追うことは、マレーシアのこの20年余りの政治や社会の変化を理解する上で必須だと考え、最近になってPKRの研究を始めた。PKRについて考えるとさまざまな疑問が湧く。

アンワル釈放と反BNの社会運動からどのように組織政党に発展してきたのか。民族政党や地域政党が主流な中、なぜ多民族政党としての特質を維持できているのか。これまでPKRは頻繁に指導層の離党や分裂を経験してきた (最大の分裂劇は2020年2月の当時副総裁だったアズミン・アリ派の離党) が、なぜ分裂が起り、どのように勢力を回復してきたのか。

結党時から党のシンボルで最高指導者のアンワル氏と党との関係も興味深い。現在、党総裁のアンワル氏は、1990年代末以降でいえば、98年から2004年と、14年から18年の2度、約10年間にわたり投獄されていた。党の歴史の半分近くで事実上の最高指導者を欠いていた状況でPKRが生き残り、勢力を着実に拡大してきたのは驚くべきことだ。

その一方で、特に20年の分裂劇以降はPKR内ではアンワル氏やその家族の影響力が一層強まったとも言われ、PKRがアンワル氏の個人政党あるいは家族政党となりつつあるとの見方も強まっている。アンワル氏が急きょ、政治家を引退したり、政治の表舞台に立てなくなったりすれば、PKRはこれまで通り存続できるのかは、今後の注目すべき点だろう。

私の目下の研究関心は以上のような疑問の答えを探すことにある。なるべく早く研究を進めその成果を出したいと思っている。[2024.4.30]

(いが・つかさ 名古屋大学)

サラワクの開発の光と影：タイブ・マフムド氏が遺したもの

大室元

クチン国際空港から車で約20分。町のシンボルである猫の石像の近くに大型のショッピングモールがいくつか建っている。そのうちの1つにある書店を2023年の秋に訪れた。しかし、店の看板は伏せられ、入り口にはシャッターが下りていた。閉業していることを一目で察した。驚いたことに、建物内には同様の空き店舗がたくさんあり、廃虚モール（dead mall）と化しつつあった。

クチン市内で進行する大型モールの廃虚化は、ネット通販などの電子商取引（EC）の普及はもちろん、4年前にリニューアルされたプラザ・ムルデカ（Plaza Merdeka）の活況によって業界内での企業淘汰が起きたことが一因だと思われる。

しかし、州都の中心街にある商業施設が廃れた状態のまま取り残されていることの異様さを鑑みるに、ビジネス環境の変化だけでなく都市開発のあり方自体を巡る矛盾が生じている可能性がある。サラワクは、利権争いや腐敗などの悪しき慣習に囚われ、せっかくの豊かな資源を開発という公共の利益に活かすきれないジレンマに陥っているのではないか。クチンの廃虚モール群にそうした「資源の呪い（resource curse）」の影を感じた。

そんなサラワクは2024年の初めに1つの歴史的な節目を迎えた。1981年から2014年までの33年間、州首相として開発をけん引したタイブ・マフムド氏が2月21日の早朝、首都クアラルンプール市内の病院で亡くなったのである。87歳だった。

タイブ氏は、オイルタウンとして有名なミリで生まれた。オーストラリアのアデレード大学で法学を修めると、帰州して政界に入り、サラワクが独立した年である1963年に27歳の若さで初入閣した。閣僚ポストを歴任した後、叔父であるラフマン・ヤコブ氏に代わって州首相に就いたのは、第1次マハティール政権の発足と同じ1981年だった。

タイブ氏の実績は実に多彩である。フタバガキ科（メランティ）を中心とする南洋材の生産とその輸出、プランテーションによるアブラヤシの大量栽培、水力発電用のダム建設に代表されるメガプロジェクトをはじめ、さまざまな形で熱帯林の開発は多くの雇用を生んだ上に、外貨を獲得する原動力になった。主要都市の後背地に広がる内陸部農村地域においては道路や橋などの生活インフラが少しずつ拡充された。そして1992年には、サラワクでは初の公立大学となるサラワク大学（UNIMAS）がタイブ氏の連邦下院議員としての地元であるコタ・サマラハンに開校するなど、高等教育を通じた人材の育成というソフト面にも力が注がれた。いずれもタイブ氏が「近代サラワクの父」と称される所以だ。

その一方で、タイブ氏による開発には光だけでなく影の側面があった。不透明な金の流れはその典型である。タイブ氏は数十億米ドルといわれる、州首相としての給与では到底稼ぐことができない莫大な富を築いたが、それについては事業権（コンセッション）を開発業者に与える対価として大金が動いたとする見方が多い。ネット上では、幌を開けたベントレーを自ら運転するタイブ氏の写真が出回るなど、ぜいたくな暮らしは有名だった。

公益性と私益性という光と影の2つの要素が絡み合う、タイブ氏による開発についての是非を問い、はっきりとした審判を下すことは困難だろう。いずれにしても、タイブ氏の亡き後の開発がより公益に資すること、すなわち1人1人のサラワキアンの厚生をより高める方向に進むことを切に願う。「サラワキアンのための開発」に期待したい。[2024.3.2]

（おおむろ・はじめ
東京大学大学院博士課程）

クアラルンプール都市鉄道の発展と今後の展望

田中圭介

近年、東南アジア諸都市では、交通渋滞が慢性化していることから、都市鉄道の整備が進められている。例えば、2019年には、インドネシア・ジャカルタにおいて、日本の支援で建設された都市高速鉄道（MRT）南北線が開業、2024年には、ベトナム・ホーチミン市にも都市鉄道（メトロ、地下鉄）1号線が開業した。マレーシアでも早くから都市鉄道の整備が進められており、首都クアラルンプールでは、1996年に最初の都市鉄道である軽量軌道交通（LRT）が整備されて以降、モノレールやMRTなどが順次整備されている。

では、なぜ都市鉄道の建設が推奨されるのか。都市鉄道の最大の利点は、二酸化炭素（CO₂）排出量が自動車に比して、極めて少ないことである。

日本の国土交通省によると、1人を1キロメートル輸送するのに、自家用乗用車では128グラムのCO₂が排出されるのに対し、鉄道の場合は、その6分の1以下である約20グラムであり、都市鉄道は環境に優しい交通手段である。また、都市鉄道は、より安全に多くの人を輸送可能である点も、他の交通モード（自動車やバスなど）に比して優れている点である。

そのため、マレーシア政府は、同国の最上位の開発政策である「第12次マレーシア計画（12MP、2021～2025年）」において、経済成長と人々のウェルビーイング向上のための4つの政策手段（Policy enabler）の1つに「交通インフラの整備」を掲げ、鉄道を含む交通ネットワークの整備に積極的に取り組んでいる。

具体的には、2017年に全長46キロのMRT1号線（カジャン線）が開業、2023年には、全長57.7キロのMRT2号線（プトラジャヤ線）が全線開業

しており、これまで自家用車で通勤していた人々が都市鉄道を利用するようになり、クアラルンプールの都市景観も変化しつつある。

しかし、いまだクアラルンプール市内では交通渋滞が慢性化しているように、現在の都市鉄道網は十分ではない。そのため、マレーシア政府は、「国家運輸政策（NTP、2019～2030年）」において、公共交通の利用者を毎年5%増加させる計画を掲げており、さらなる都市鉄道（MRT環状線）の整備計画を進めている。

ところで、ここで重要なことは、単に鉄道を建設するだけでは、人々はなかなか利用しないということである。なぜなら、駅そのものに居住している人は通常いないため、駅までの交通手段がなければ、よほどの鉄道好き以外は鉄道を日常的に利用しない。

そこで、マレーシア政府は、駅への交通手段（フィーダー輸送：バス路線など）の整備も推進している。また、単に鉄道を整備するだけではなく、駅周辺に住宅、オフィス、ショッピングセンターなども同時に建設する公共交通指向型開発（TOD）も推進することとしており、今後は、日本でも一般的に見られるような駅と一体となった都市開発も進んでいくことが期待される。

2023年に世界第2位の高層ビル「ムルデカ118」が開業するなど、経済成長の力をありありと感じさせるクアラルンプールの街は、今後もより環境に優しい交通インフラの整備を進め、ますます発展していくものと思われる。[2025.1.28]

（たなか・けいすけ 国際協力機構／
東京大学大学院博士課程）

マレーシアの改宗問題の今

光成歩

ムスリムと非ムスリムに異なる法律が適用されるマレーシアでは、改宗をどう扱うかが異なる法律間の調整の焦点となる。2018年のインディラ・ガンディー判決以来、一方当事者（片方の親）による子どものイスラム教改宗に関する裁判が続いている。この中で、裁判に自らも出廷して地元紙に顔写真入りで報道されてきたインディラ・ガンディーやロー・シュエホン¹は、子の改宗をめぐる社会的な議論のアイコンとなっている。

インディラ・ガンディー判決は、連邦裁判所が、一方当事者による子の改宗が違憲であるとの解釈を初めて示した歴史的判決である。しかし、判決後、今日まで法律の見直しには至っていない。

インディラ・ガンディー判決の後も子どもの改宗の運用が大きく変わっていないことを示したのが、ロー・シュエホンの事案である。

ヒンドゥー教徒の男性と結婚したローは、離婚手続き中の夫が3人の子どもを連れてイスラム教に改宗したことを知った。離婚成立時に夫は収監されており、ローは子どもの親権を得たが、州の宗教局は改宗の取り消しを拒否してローの親権の見直しを裁判所に申し立てた。第一審の高等裁判所の判決は、子どもの改宗を「福祉の観点から」有効とするものだった。

控訴審はインディラ・ガンディー判決を踏襲して子どもの改宗の無効を認め、2024年5月の連邦裁判所もこれを支持したことで、ローは子をヒンドゥー教徒として育てることが可能になったものの、親の一方の同意がなくても子どもを改宗させることができる状況は変わっていないことが明らかになった。

2023年3月、インディラ・ガンディーは、幼少期に親によって改宗した2人の原告らとともに一方当事者による子どもの改宗を認める複数の州の条例改正と、2018年1月29日以降になされた全ての一方当事者による子どもの改宗を無効とすることを求めて訴訟を提起した。インディラ・ガンディーは、判決の後も元夫が連れ去った末

娘（改宗が発覚した2009年当時、生後11カ月）と再会できないまま、すでに15年が経過している。

幼少期、親によって改宗した当事者による訴訟に、2024年5月に結審したDの裁判がある。匿名の37歳女性Dは4歳のときにイスラム教に改宗した母とともに改宗したが、父の同意のない改宗だったこと、その後もヒンドゥー教を信仰してきたことを根拠として改宗の無効を訴えた。Dはこれ以前にシャリーア裁判所に棄教認定を求める訴訟を起こし、8年間（2013～2021年）の手続きの末に訴えを棄却されていた。2024年の連邦裁判所も、改宗そのものが無効であってもムスリムの母親の庇護下で生きてきたDは法律上ムスリムであると結論して訴えを棄却した。

一方で、2021年には連邦裁判所においてムスリム男性と仏教徒女性の間に生まれた非嫡出子の女性ロスリザ²の宗教的帰属に関し、インディラ・ガンディー判決を適用してムスリムでないとする判決が示されている。Dとロスリザの裁判では、宗教的帰属の認定において生活の形式や実態を判断材料とするかどうか揺れがあることが表れており、この差をついた裁判はこの後も提起される余地があると考えられる。

宗教によって適用される法律が異なる社会において、改宗は、共同体のくびきから解放されるための戦略的手段と捉えられる場合もあるが、マレーシアでは、選択の余地がないままそのような動きに巻き込まれる家族の問題として議論されてきた。

2000年代には宗教と法律の壁によって子どもを奪われる母親たちがもつぱらの焦点となってきたが、今般、改宗当時に子どもだった人が自分の宗教的帰属を問う声を上げ始めた。この動向は、1980年代のスージー・テオの改宗論争を経て変更されてきた未成年者の改宗をめぐる制度が、改めて俎上にのぼる新しい機会となるかもしれない。[2024.9.24]

（みつなり・あゆみ 津田塾大学）

100年前のマレー語新聞が語るもの

坪井祐司

今からおよそ100年前は、現在のマレーシア・シンガポールにおけるメディアのあり方が大きく変わった時代であった。イギリスの植民地統治下において、クアラルンプールなどの都市が発展し、近代的な技術も導入された。その1つが印刷技術であり、多数のマレー語の新聞・雑誌が発刊された。

現在のマレー語はローマ字で表記されるが、独立以前はジャウィと呼ばれるアラビア文字を基にした表記法が優勢であった。ジャウィによる定期刊行物は、1930年代に急増した。1931年にクアラルンプールで発刊されたマレー語紙『マジュリス』を見ると、イラストをふんだんに使用した広告も見られ、消費社会が徐々に出現しつつあったことが分かる。

『マジュリス』の発行部数は創刊号で2,000部といわれる。現在の感覚では少ないと感じられるが、当時としては多い方であった。識字率を考慮すれば、誰もが新聞を読めたわけではないが、ロコミによる情報伝達により、新聞は部数以上の影響力を持ったという指摘もある。多くの新聞は短期間で停刊に追い込まれ、長続きするものは少なかったが、次々と新たな新聞の創刊が繰り返された。

当時の新聞は競うように政治的意見を発信しており、単なるニュースの供給者というだけではなかった。植民地統治下において、ナショナリズムなどの政治的主張は、新聞・雑誌の成長とともに展開された。ジャーナリズムが生まれた時代でもあったのである。

この時代の新聞・雑誌の特徴の1つは、言論空間の開放性、相互作用性である。この時代の新聞は相互に参照し合っており、他紙の記事を引用したり、意見に対して反論したりすることもあった。

マレー語紙は、マレー人の政治的意見を代表した。『マジュリス』は、ペナンやシンガポールのマレー語紙に連帯を呼びかける一方で、クアラルンプールの『マレーメール』やシンガポールの『ストレーツタイムス』などの英語紙がマレー人を批判する記事を載せると、即座に反論した。都市や言語をまたいで、複数のメディアが1つの言論空間を形成したのである。

もう1つの特徴は、新聞と読者との距離の近さである。当時の紙面には読者投稿が多く見られる。投稿者は、さまざまな事象に対して自分の意見を開陳した。常連の投稿者も見られ、投書をきっかけに読者間の論争が巻き起こることもあった。常連投稿者が編集に携わってジャーナリストになることもあり、読者もまた言論空間の一部をなした。

紙面では、マレー人の行政上の優位性はどこまで認められるべきかといった民族問題から、イスラム教徒であるマレー人女性の社会進出はどこまで認められるべきかといったジェンダー問題など、いま議論されてもおかしくないようなトピックも見られた。ジェンダーを巡る議論が白熱すると、女性名の投稿が実際には男性によって書かれているのでは、という投書が来て、今でいう「なりすまし」が疑われたりもした。現在のメディアのあり方はさらに大きく変化し、多くの人がインターネットを使用して個人の意見を発信する時代となった。そうした時代に100年前の新聞を読んでいると、当時の人びともまた文字を通じて人とつながることに興奮を覚えていたのではないかと想像されるのである。

[2024.7.30]

(つばい・ゆうじ 名桜大学)

マレーシアの少数言語

野元裕樹

マレーシアの言語についてよく話題に上るのは、「英語が通じる」とか「華人が英語・華語・マレー語を流ちょうに話せる」とかいった都市部の言語状況に基づく言説だろう。しかし、マレーシアには現地人ですら知らない少数言語が数多く存在する。ここでは話者数が100万人未満の言語を少数言語とし、さらに土着の言語に話を限定する。

キリスト教系の少数言語の研究団体である国際SILが刊行する『エスノログ』2023年版によると、マレーシアには131の言語がある。ただし、言語と方言の区別は必ずしも明瞭ではなく、この数字はあくまで概数だ。『エスノログ』の示す言語数は多くなりがちと言われる。

表は上述の基準に従って筆者が少数言語をカウントしたものだ（話者数不明のものは筆者の知識で少数言語を認定）。サバ州・サラワク州の言語はすべてマレー語と同じオーストロネシア語族に属す。半島部の言語のうちマラッカ・マレー語クレオールは16世紀に移住してきた南インド出身者と現地人の婚姻の結果生じたマレー語変種だ。その他はオランアスリの言語で、ドゥアノ語はオーストロネシア語族、他3言語はベトナム語と同じオーストロアジア語族に属す。

イバン語とセマイ語以外は、言語の活力の指標EGIDSでレベル6「危機にひんする」またはより危機的なレベルにある。従来、危機言語の記録・再活性化は専ら欧米の言語学者や国際SILにより行われてきた。国内はというと、マレー語にすら無関心、それどころか敵対心を抱くマレーシア人（主に華人）が結構いた（筆者は「マレー語なんて研究して意味があるの？」と言われたし、マレーシアの大学に留学した学生はルームメイトに「マレー語を話さないで！」と言われたらしい）。そんなわけで、少数言語への関心は一部当事者を除けば皆無だった。

だが近年、マレーシア人自身による少数言語再活性化の動きが見られ始めた。筆者はインターネットの普及と持続可能な開発目標（SDGs）を二大要因だと見ている。真偽は定かでないが

少数言語の研究はKPI（重要業績評価指標）の点数が高いらしく、少数言語を研究する現地研究者が増えてきた。

表：マレーシアの少数言語

話者数	言語数	例		
		サバ州	サラワク州	半島部
～百万	4	カダザン・ドゥスン語、スルー語	イバン語、中央ムラナウ語	
～十万	22	西海岸バジャウ語	ピアタ・ピダユ語、東ブナン語	セマイ語
～一万	32	バルアン・ムルット語	バラム・カヤン語、クラビット語	パテツ語
～千	22	スルガイ・ムルット語	スカパン語、ロンワット語	ドゥアノ語
～百	3		スイハン語、バトゥ・ブナン語	デンエン語
不明	25	サバ・ビサヤ語、ボンギ語	ナロム語	マラッカ・マレー語クレオール

インターネット上の少数言語再活性化の取り組みを3つ紹介する。（1）ケント・ウィキクラブ：米ウィキメディア財団が運営するインターネット百科事典「ウィキペディア」でカダザン・ドゥスン語の記事を執筆したり、同財団が運営する辞書「ウィクショナリー」に同言語の単語を追加したりする活動を行う学生団体。（2）オランアスリ女性の声（Apa Kata Wanita Orang Asli）：ユーチューブを中心にオランアスリの言語・文化を紹介する映像を発表するオランアスリ女性グループ。（3）ロセリンド・ワン博士：自身のウェブサイトや消滅の危機にひんする言語・文化のためのアーカイブPARADISECに自らの母語カヤン語の映像・文字資料を多数公開。

英語が通用するのがマレーシアの強みだが、それに依存し過ぎるとマレー語の経済的価値が上らず、結果的に多数の少数言語を含む言語的多様性も危うくなる。マレーシアに携わる中で心に留めておきたい。[2024.6.25]

（のもと・ひろき 東京外国語大学）

ローレンス・ウォン氏がシンガポールの首相に就任

市岡卓

2024年5月15日、ローレンス・ウォン氏がシンガポールの第4代首相に就任した。前任のリー・シェンロン首相が2004年に就任して以来、約20年ぶりの首相交代である。

ウォン氏は、1972年12月生まれの51歳で「第4世代指導者」の1人である。元官僚で、財務省などで勤務し、リー元首相の秘書官を経験するなど頭角を現して、2011年に政界入りしている。一般家庭で育った「非エリート」とされる。バイクを愛し、ギターを弾く趣味人で、庶民的でフレンドリーな人柄と評されている。

2020年3月には、新型コロナウイルス禍の国会での演説の途中、医療関係者など献身的な働きをした人々に触れるところで、声に詰まり、涙を流し、しばらく演説が途切れるという場面があった。こうしたことも、「人間味のある温かい人物」という好印象につながっていると思われる。

ウォン氏は2020年1月からコロナ対策の政府タスクフォース（特別作業部会）の共同委員長を務め、国民に向けて政府の対応策について説明し、存在感を高めた。2022年6月からは未来の国家のあり方を模索する官民対話「フォーワード・シンガポール」をリードし、「国民の声を聞く政治家」としてのイメージを印象づけた。

今回退任したリー氏は、現在72歳である。リー氏はもっと早く退任するつもりだったが、首相候補と公認されたヘン・スイキヤット財務大臣（当時）が、2021年4月に年齢（当時60才）を理由に辞退したこと、また、コロナ禍を乗り切ることを優先したことから、交代を遅らせていた。この間、ウォン氏がコロナ対策や国民との対話で評価を高め、イメージアップに成功し、首相

の座を確実にした。

建国以来59年近く政権に就いてきた人民行動党（PAP）は、貧しかったシンガポールを一代で先進国に変えたリー・クアンユー氏のカリスマ性に統治の正統性を依存してきた。2023年には国立博物館でリー・クアンユー氏生誕100周年を記念する企画展示が行われるなど、同氏のカリスマ性を維持しようとする動きも見られる。しかし、こうした手法は長くは続けられないだろう。

ウォン新首相は、就任式の演説で「私たちは、より包摂的で、優しく、寛大になるだろう」と述べた。このように「包摂的な社会」という方向性を打ち出すことが、今後のPAPによる統治の正統性を支えることになるだろう。また、政府のイメージをソフトなものにしてくれるウォン氏の「感じのいい人」キャラも、統治のための資源として活用されるだろう。

しかし、ウォン氏が言うように、シンガポールは「包摂的な社会」になるのだろうか。政府の統治スタイルについてみれば、確かに現在では議会で野党が一定のプレゼンスを持つようになり、かつてのような露骨な野党の排除はみられない。ただ、フェイクニュース防止法（POFMA）を通じたネットメディアの規制により言論の自由が制限される状況も見られ、形を変えて権威主義体制は続いている。

シンガポール政府の統治手法は「感じのいい」ものばかりではない。首相になったウォン氏は、どこまで「感じのいい人」でい続けることができるだろうか。[2024.5.28]

（いちおか・たかし 流通経済大学）

インドネシアがハラル食品産業育成へ本腰：
国家認証制度スタート、マレーシアと連携

野沢康二

インドネシア政府がハラル食品に対する認証表示の義務制度をスタートした。国内のハラル産業の発展を後押しするのが狙いだ。政府が前面に立って認証制度を整えてきたマレーシアとの戦略の違いはどこにあるのか。

ハラル食品とは、イスラムの教義で口にすることが禁じられる豚由来や酒の成分などを含まないもので、鶏や牛などであってもイスラム式のと畜法で処理された肉に限定される。信者の意識変化や人口増加などを背景に世界で需要が拡大している。

インドネシアは2024年10月、国内で流通するハラルの食品と飲料を対象に宗教省傘下のハラル製品保証実施機関（BPJPH）から認証を取得して表示することを食品・飲料を扱う企業に義務付ける措置を始めた。これまではインドネシア・ウラマ評議会（MUI）が認証を担い、企業の取得と表示は任意だった。認証発行が政府に移り、認証取得と表示が義務になったことが大きな変化だ。狙いは自国のハラル認証の信用力を引き上げることで、国内信者の安心感を高めるとともに、自国産ハラル食品の国際競争力を向上させることを目指す。マレーシアとの最大の違いは認証の表示を義務にした点で、認証の使用拡大という視点に立つと、マレーシアをこの部分で追い越したとも言える。

マレーシアは1970年代からハラル製品に関する制度を深化させ、認証は国際的な信用力が高い。ハラル製品の輸出拠点になる目標を掲げ、世界をけん引してきた。担当部局であるイスラム開発局（JAKIM）は、2024年5月現在で自国の基準に合致しているという49カ国・地域の88機関を承認している。ネスレやキューピーなどはマレーシアにある工場から近隣諸国などにハラル食品を輸出している。

一方、インドネシアも他国の認証機関の承認を進め、承認済みなのは24カ国以上の92機関に上り、承認した機関数で見るとマレーシアを上回っている。インドネシアの強みは自国市場の

大きさだ。人口、経済規模ともに東南アジアのおよそ4割を占める域内最大の国で、マレーシアより人口がはるかに多い上に、イスラム教徒の比率も高いため、信者数で見ると11倍にもなる。

表：インドネシアとマレーシア両政府の
食品に関するハラル認証制度

	インドネシア	マレーシア
政府の担当部局	BPJPH	JAKIM
政府による認証制度の開始	2024年10月	2009年に現在の認証基準を導入
表示義務	義務。認証を取得していない製品にはその旨の表示も義務。	任意
認証の有効期間	期限なし	2年間
外国組織へのハラル認証	24カ国以上の92機関	49カ国・地域の88機関

（出所）各種資料から筆者作成。

世界のハラル関連事業やイスラム金融などを扱う調査会社ディナールスタンダードがまとめた「世界イスラム経済指標」（2023/24年版）によると、マレーシアが国別で首位だったが、インドネシアも3位につけた。分野別でも、インドネシアは「ハラル食品」でマレーシアに続く2位で、「イスラム経済への投資」では首位になっている。

インドネシアでは認証表示の義務化スタートと同じ10月、プラボウォ大統領が就任し、5年間の任期中にハラル産業の振興に力を入れる方針を示している。インドネシアとマレーシアは2023年、この分野で協力する文書を取り交わした。両国間のハラル製品の貿易を活性化させ、世界市場での販売拡大を期待しているという。両国は競争しながら世界のイスラム経済の拡大をけん引することになりそうだ。[2024.11.26]

（のざわ・こうじ 日本経済新聞）

エンダウ収容所：日本人抑留者の文集『噴焰』が問いかけるもの

山本博之

日本では8月15日が終戦の日として広く認識されているが、1945年8月15日を境に戦時中から戦後に一斉に切り替わったわけではない。英国は日本軍人を抑留して戦後の復興事業に使い、マレーシア（当時はマラヤ）でもエンダウ収容所で強制労働を課した。

エンダウはジョホール州の東海岸に位置する広大な湿地帯だった。1939年に英国植民地政府が食糧増産のため水田化を試みたが、失敗して開拓事業を放棄した。戦争中にマラヤとシンガポールを占領統治した日本は1943年、食糧問題の解消のためシンガポールの中華系住民をエンダウに移住させる開拓計画を進めた。しかし、入植者には米作の知識がなく、戦争が終わるとシンガポールに戻った。

戦後、英国植民地政府は食糧問題解決のためエンダウ開拓事業を計画した。1946年4月に日本人抑留者から成る作業隊を送り込み、1947年5月までに3,000～5,000人が労役に服した。酷暑の中、湿地を切り拓き、灌漑設備を作って荒地を水田にすることが主な作業内容だった。食糧の配給は極端に少なく、作業地で休憩中に食べ物を採した。地元の行商人が物々交換に来て、わずかな衣服が1枚ずつ剥がされるように食べ物とたばこに替えられた。畑を作って芋を植えて自活する人もいた。作業地で拾った木片でげたを作り、町で食べ物やたばこに替える人もいた。

作業隊では俳句や短歌の同好会が作られた。乾パンの包装紙を小さく切ってとじた句帳を作り、短い鉛筆と一緒にふんどしのひもに下げて作業に出た。休憩中に思い浮かんだ句や歌を書き、夜は宿舎で薄暗いヤシ油の明かりを囲んで句会を開いた。

俳句や短歌を発表する演芸会が行われ、そのうちにニッパヤシでふいた舞台が建てられて演

劇も行われるようになった。作業の合間に稽古を重ねて、作業隊どうしで競うように演劇が披露された。近隣地域の人たちも子連れで観劇に来た。

作業隊員の文芸作品を集めた文集を作ることになり、1947年3月に『噴焰』が刊行された。表紙には手すきの紙が使われ、作業隊が開拓した水田で育った稲の穂が織り込まれた。刊行直後に抑留者の帰還が始まり、『噴焰』の刊行はこの1号限りとなった。

エンダウ収容所は1947年5月に閉鎖された。日本人抑留者は、戦争中に日本が計画した開拓事業が対象とした2,715エーカー（約11平方キロメートル）の作業を行い、1年間で1,616エーカーの伐採、焼却、清掃を終え、そのうち1,238エーカーの耕作と植え付けを完了した。1,099エーカーは耕作に至らず、それと別に7,285エーカーが人跡未踏の原始林として残った。『噴焰』は、その全てを開拓するには今後50年の歳月と延べ5,400万人の労働力が必要になるだろうと記している。

『噴焰』の記事から浮かび上がるのは、戦争が終わって多くの日本軍人が帰国し、故郷の家族や友人と再会を果たし、祖国再建に取り組んでいるとき、なぜ自分は故郷から遠く離れたこの地に留め置かれ、自由を奪われて飢餓と重労働に耐えなければならないのか、そして、もしこの状態に積極的な意味があるとするならば、どのような意味なのか、という抑留者たちの問いである。

『噴焰』は、これらの問いを、抑留した英国人ではなく同胞である日本人に向けて時を越えて問いかけている。[2024.8.27]

（やまもと・ひろゆき 京都大学）

佐賀県で撮影されたマレーシアドラマ「From Saga With Love」

丸山洋子

昨今「ロケツーリズム」に取り組んでいる自治体は多いが、佐賀県は2013年よりタイを皮切りに東南アジアからのロケ誘致に注力しており、同県で撮影を行う海外の制作会社に対し最大500万円の助成金を提供している。撮影作品のヒットもあり、同県を訪れたタイ人の宿泊者数は6年間で20倍以上増加した。

映像を通じて県の認知度向上と観光振興を図る佐賀県フィルムコミッションは2019年よりマレーシア作品のロケ誘致を行っていたが、新型コロナウイルスのまん延により動きの取れない状態が2年以上続いた。しかし、コロナ前に下見で佐賀県を訪れ、その美しさに感銘を受けたプロデューサーの希望で海外との往来が可能になった2022年秋以降より具体的な打ち合わせを始め、翌2023年6月に「From Saga With Love」というマレーシアドラマが佐賀県で撮影された。

本作は家族関係や恋愛、仕事などそれぞれの葛藤を抱えた4人のマレーシアの若者が佐賀県で出会い、さまざまな問題を乗り越えながら成長するラブコメディ。主人公の1人は有田焼の窯元で修行中という設定である。

1話30分計10話のうち、7割以上の撮影が有田や嬉野など県内6市町10カ所で行われ、2023年9月に本作がマレーシアをはじめとした東南アジア、中東など16カ国・地域で展開する動画配信サービスViuで放映されるとマレーシアで瞬く間に大ヒットし、TikTokでの関連動画再生回数が1億回を超え、シーズン2を望む視聴者の声がSNSにあふれた。

そして2024年5月に、シーズン2の撮影が前作を大幅に上回る県内8市町30カ所で約3週間にわたり行われた。当方はコーディネーターとして下見のアテンド、撮影の日程調整、台本やシーンごとの撮影内容の和訳を日本側の関係者へ共有、ワッツアップやオンライン会議などにおける日マ間のコミュニケーションの補助などを行った。また、同作では現地および日本人俳優による日本語のセリフがかなり多く、原語版を基に日本語の台本を作成し、撮影現場では通訳

に加え撮影時のセリフの発音チェックなども行った。加えて彼らのスケジュール管理、移動の手配などの付き人的な役割も任され、非常に貴重な経験となった。

現地、国内スタッフ、俳優など計30人を超える大所帯で県内各地を移動しながらの撮影であったが、佐賀県フィルムコミッションをはじめ、国内制作会社、撮影地の方々の見事な連携プレーで、宿泊、車両、宗教に配慮した食事の手配、空港や警察署を含むさまざまな撮影地への撮影許可申請などを行い、大きなトラブルもなく無事に撮影を終了した。

撮影はしばしば早朝から深夜、夕方から翌朝までなどの長時間に及んだが、毎回撮影開始前に皆でお祈りをし、撮影中も声を荒らげるようなこともなく、慣れない異国での状況の中にも笑いのネタを見つけ終始和やかな雰囲気の中で撮影を進めるマレーシア人たちの適応能力、コミュニケーション能力の高さに改めて感服した。

マレーシアでは2000年代初頭頃までは現地で日本のドラマが放映されることもあったが、その後は韓国ドラマに席巻されている。今回同作の大ヒットにつながったのは、日本のコンテンツをそのまま輸入するのではなく、マレーシア人から見た佐賀県や日本の魅力を盛り込んだ作品であったことが要因の一つであったと考える。偶然にも「SAGA」は国産車の名称にも使用されているマレー語で、マレーシア人にとっては受け入れやすい。

シーズン1は日本国内でも日本のインターネットテレビ「ABEMA」にて2024年10月から1年間限定で字幕付きで無料視聴可能で、佐賀県では同作の日本語、英語、マレー語に対応したデジタルロケ地マップを制作し、マレーシア人はもちろん、同作を視聴した日本人も誘客につながる狙いを立てている。[2025.2.25]

(まるやま・ようこ 通訳・翻訳、通訳ガイド、マレーシアロケ誘致コーディネーター)

金子光晴の「バトパハ」：南洋の日本人遺構は今

舛谷鋭

反骨流浪の詩人として知られる金子光晴（1895～1975年）は、20代の欧州行きの後、30代での5カ月に及ぶ海外放浪でジャワ島やマレー半島にも足跡と詩を残している。

当時の南洋（東南アジア）では1942年に日本軍政が始まる以前に、40年に及ぶ民間によるゴム園、鉄鉱業など商業に留まらない日本人移民が居住していた。からゆきさんや商業移民を除く農業関係人口に限っても、大戦前夜でシンガポール・英領マラヤ・北ボルネオ含め8,839人という人口統計がある（原不二夫『英領マラヤの日本人』1986年）。

光晴はこうした南洋移民に画文を売って先への旅費をあがなった。『女たちへのエレジー 南方詩集』（1949年）には「洗面器のなかのさびしい音よ。くれてゆく^{タンジョン}岬の雨の碇泊。」などとマレー語ルビを付した詩作が含まれる。

マレーシア・ジョホール州のマラッカ海峡都市「バトパハ」（光晴表記のまま）が日本語ガイドブックに登場することがあるのは、彼の足跡を『マレー蘭印紀行』（1940年）や『西ひがし』（1974年）に求める文学散歩・聖地巡礼のためだろう。光晴は1930年前後の旅を『マレー蘭印紀行』で10年後、『西ひがし』などの自伝紀行三部作で40年後に語り直し、特に後者は魅力を高めた「創作」と言える。

こうしたマレー半島のコンテンツツーリズムは沢木耕太郎『深夜特急』（1986～1992年）に引き継がれたが、沢木はシンガポールで手にした光晴詩集の「巻末に附された年譜を眺めているうちに、彼が私とほとんど同じような土地を放浪していることを知って、にわかに興味が湧いてきた」（『深夜特急』1巻6章）というから、あえてなぞったわけではないのだろう。その後も光晴以来の「ユーラシア大陸横断」翻案は、日本テレビ系「電波少年」（1996年）や『深夜特急』の映像、ラジオドラマ化など、現在まで持続している。

バトパハ含むジョホール州の日本人遺構は、光晴も宿泊した旧日本人倶楽部は辛うじて健在で、アートツーリズムの対象としてウォールアートの素材にもなっている。こうした遺構はまだ場所の特定はできるが、現地では南洋移民の記憶は途絶えつつある。例えば、スリメダンの石原産業遺構（2000年からジョホール植物園）のように、なぜそこに鉄鉱業が起こり1985年まで持続していたか、起点である1919年の日本人開拓がすっぽり抜け落ちたまま伝承されている。

地元のマレーシア・トゥン・フセイン・オン大学（UTHM）では、南洋移民の記録を含め「ジョホール文化と遺産の研究と革新」（RICHER）プロジェクトとして、半常設の図書館展示「スリメダン、パリスロンの歴史遺産」を行っている。光晴が『マレー蘭印紀行』の「スリメダン 鉄」章で、

——やつは、三五公司の雇人夫頭で、わしらのしたにいて、埒もない奴じゃったが、兄貴というやつがぬけめない奴で、それに話して、毛唐の掘りちらしたろうず山を買ったのが、いまのスリメダンですや。（中略）バトパハとスリメダンの中間にあるパリスロンの駅へ着いた。

と記し、ねぐらのバトパハから通った南洋移民ゆかりの地だ。皮肉にもパリスロンは、その後1942年1月にシンガポールへ進軍する日本軍とオーストラリア軍が衝突し、激しい戦闘で多くの犠牲者を出し、今もオーストラリアでは慰霊の場所として知られている。

これらのパネルは立教大学新座図書館での2025年6～7月の翻訳展示を目指し、若い学生らと共に準備中である。南洋移民から遠くひ孫の代に当たる彼らが、UTHMの主にもマレー人学生らと連携しつつどのような感触を得るか、日マ交流の一環としても注目したい。[2024.12.24]

（ますたに・さとし 立教大学）

【Summary】

**Expansion of Myanmar Migrant Workers into Malaysia:
Intersecting Legal Statuses and Migrant Networks**

MIZUNO Atsuko

This paper examines the increasing number of Myanmar migrant workers in Malaysia, focusing on the institutional and social factors behind this trend, as well as the processes through which migrants with diverse legal statuses have settled and become embedded in local contexts. Since the 2000s, migration from Myanmar to Malaysia has grown rapidly, driven by economic growth and chronic labour shortages. A notable characteristic of this migration is not only the rise in regular temporary workers (under the PL(KS) scheme) but also the substantial presence of irregular migrants and refugees.

To examine this complex situation, the study adopts an integrated framework that combines migration systems theory and migration infrastructure theory. It analyses the interaction of state institutions, intermediaries, support organisations, and migrant networks from a cross-border perspective, encompassing both Myanmar and Malaysia. The analysis is based on extensive fieldwork conducted in both countries, including interviews with migrants, returnees, brokers, and support organisations.

On the Myanmar side, an overly centralised labour export regime and inadequate information provision have contributed to irregular migration. On the Malaysian side, restrictive employment systems and repeated regularisation measures have produced structural ambiguity and driven many migrants into irregular status.

Despite lacking formal legal status, many refugees in urban areas are engaged in employment. Mutual aid organisations formed by migrants and refugee associations offer differentiated yet complementary forms of support, thereby forming a network that bridges institutional gaps. These networks function as common resources within migrant communities and encompass individuals with varied legal statuses and ethnic backgrounds.

This study demonstrates that the Myanmar migrant population in Malaysia has expanded through the coevolution of a market-mediated migration system and mutual aid social networks. It argues that, despite policy constraints and changes in external conditions, migration is likely to continue owing to the resilient feedback mechanisms embedded within the migration infrastructure. Finally, the study underscores the importance of policy approaches that treat regular, irregular migrants and refugees as part of an interconnected migrant community, rather than separating them into distinct categories.

投稿募集

『マレーシア研究』への投稿を募集しています。下記の投稿要領および JAMS ウェブサイトに掲載されている募集要項に沿って原稿をお送りください。

投稿先：編集委員会 (malaysia_studies@jams21.sakura.ne.jp)

投稿要領

『マレーシア研究』は日本マレーシア学会の会誌であり、広い意味でのマレーシア研究に関する会員による研究成果の発表およびこれに関連する情報を提供するため、1年に1回刊行されます。(この投稿要領における「マレーシア研究」はすべて広い意味でのマレーシア研究を指します。) 投稿は随時受け付けています。

1. 投稿資格：会費を納めた会員（以下、会員）および編集委員会が依頼した執筆者とします。連名による投稿は執筆者の1名以上が会員であることとします。
2. 投稿内容：未発表のものに限ります（学会や研究会での口頭発表は未発表の成果として扱います）。また、同一の原稿を本誌以外に同時に投稿することはできません。
3. 使用言語：投稿原稿で使用できる言語は原則として日本語とします。ただし、注記などにおいてはその他の言語を使用することができます（英語およびローマ字表記のマレー語以外の文字を使う場合は編集委員会にご相談ください）。
4. 投稿原稿の種別：論文、書評論文、書評、フォーラムの4種類とします。投稿原稿の枚数は、40字×30行を1枚として数え、論文が10～20枚程度、書評論文が5～10枚程度、書評が2～5枚程度、フォーラムが1～3枚程度とします（いずれも注・図表を含みます）。各種別の要件は以下の通りです。
 - (1) 論文：次の①から④のいずれかに該当するもの
 - ①マレーシア研究の理論的・方法論的課題を踏まえ、マレーシア研究に関する新たな理論的知見、価値、事実、方法論等をデータや資料に基づき実証的に示し、マレーシア研究の発展への寄与が期待できるもの
 - ②データや資料に基づき実証的に結論を導き出しており、将来の発展を期待させる構想および一定の研究成果を含み、マレーシア研究の発展に寄与することが期待できるもの
 - ③マレーシアに関する既存研究をテーマや方法論などにそくして体系的に整理し、マレーシア研究の理論的・方法論的課題を指摘するとともに、マレーシア研究の将来の方向性に示唆を与え、マレーシア研究の発展への寄与が期待できるもの
 - ④その他、マレーシア研究の発展への寄与が期待できるもの
 - (2) 書評論文：テーマ等が共通する書籍を2冊以上（うち1冊は近刊書とする）取り上げ、既存研究の意義を論じたうえで、マレーシア研究の理論的・方法論的課題を提示し、今後の研究の方向性を論じるもの
 - (3) 書評：近刊の書籍1冊を取り上げて紹介・論評するもの
 - (4) フォーラム：マレーシア研究に関する学術的な交流を図るための記事や、学術的な情報を共有するための記事。例：国内外での学会やセミナーの紹介、資料の紹介、現在進行中の研究プロジェクトの紹介、会誌に掲載された論文等に対する意見やそれに対する著者のリアクション、選挙や時事的な話題の解説、現地滞在者によるレポートなど。
5. 特集：「特集にあたって」と2本以上の論文から構成されるもの。そのほかに書評論文、書評、フォーラムを含めることもできます。特集企画者は会員とし、「特集にあたって」を執筆します。また、論文の少なくとも1本を会員が執筆します（特集企画者と重複可）。論文と書評論文は査読の対象とします。査読の結果、掲載可となった論文の数が2本を下回った場合には、特集は掲載不可となりますが、掲載可となった論文は執筆者が会員であることを条件に単独の論文として掲載することができます。
6. 執筆要領：投稿に際しては、本学会のホームページに掲載された「執筆要領」に準拠した完成原稿を提出してください。また、論文等については、査読作業の円滑化のため、要旨（1,200字程度）を提出してください。
7. 査読制度：論文、書評論文として投稿された原稿は、査読者による査読意見を考慮の上、編集委員会が掲載の可否を決定します。
8. 査読のない原稿：前項に該当するもの以外の原稿については、編集委員会が内容の適切さや学会の目的に照らした妥当性にもとづき掲載の可否を判断します。
9. 英文要旨：論文として掲載可となった場合には約400語の英文要旨を提出していただきます。英文要旨は提出

前に英文校閲を受けてください。英文校閲にかかる経費は投稿者が負担するものとします。また、編集委員会が必要と考えた場合、同委員会は投稿者の経費負担による英文校閲を掲載の条件とすることがあります。

10. 著作権: 本誌に掲載されたすべての原稿の著作権(複製権、公衆送信権を含む)は日本マレーシア学会会長に帰属します。原著者が本誌に掲載された文章を他の出版物に再録する場合は、編集委員長を通じて会長の許可を得てください。

11. ホームページ上での公開: 『マレーシア研究』に掲載されたすべての原稿は、日本マレーシア学会のホームページにて公開します。

12. 投稿先: 投稿先および問い合わせ先は編集委員会メールアドレスとします。なお、投稿に際して、投稿者は、名前(フリガナ)、所属・身分、E-mail アドレス、投稿題目、原稿の種別を明記してください。所属先がない場合は、所属・身分は「JAMS 会員」と書いてください。

編集後記

学会誌の査読に関して地域研究系の学会では、投稿者と査読者のディシプリンが異なることも少なくなく、投稿者の意図したところとは別の観点から査読意見が出され、議論がかみ合わないケースがあるという問題が指摘されています。また、研究内容の評価は論文の公開後に読者の判断に委ねることにして、査読では議論の内容に立ち入らず、先行研究の引用が不適切な切り取られ方をしていないかなどの研究上のルールが守られているかを確認すること限定すべきではないかとの意見もあります。これらのことを受けて JAMS は、2024 年度に投稿要領と執筆要領を改訂するとともに、査読規程と査読ガイドラインを新たに導入しました。査読者には、投稿原稿が持つ価値や可能性の有無についての判断、誤りや問題点の発見、投稿原稿の内容を改善するための適切な助言の案出などを行うことに専念してもらい、投稿原稿の掲載の可否は査読者の意見を踏まえて編集委員会が決定する体制を明確にしました。これにより、投稿者、査読者、編集委員の負担が軽減されることを期待するとともに、『マレーシア研究』が多様な専門や関心を持つ会員による研究成果をさらに幅広く発信することを期待します。

本号には、論文1本と書評7本、エッセイ13本を掲載しました。ご寄稿くださった皆様に、また論文の査読をお引き受けくださった皆様に、心より感謝申し上げます。(篠崎)

〔第14号編集委員会〕篠崎香織(委員長)、坪井祐司、河合文、松岡昌和

『マレーシア研究』第14号

発行: 2025年6月30日

発行者: 日本マレーシア学会(JAMS)

(ウェブサイト) <http://jams92.org/>

(連絡先) 〒187-0025

東京都小平市津田町2丁目1-1

津田塾大学学芸学部国際関係学科

光成歩研究室

日本マレーシア学会事務局

発行責任者: 山本博之

編集責任者: 篠崎香織

Malaysian Studies Journal

Vol.14 (June 30, 2025)

Editorial Office:

Japan Association for Malaysian Studies (JAMS),

c/o Mitsunari Ayumi,

Department of International and Cultural Studies,

College of Liberal Arts, Tsuda University,

2-1-1 Tsuda-machi, Kodaira,

Tokyo, 187-8577, Japan

Website: <http://jams92.org/>

©2025 Japan Association for Malaysian Studies (JAMS)

Malaysian Studies Journal

Vol.14

2025

CONTENTS

〈Article〉

- Expansion of Myanmar Migrant Workers into Malaysia:
Intersecting Legal Statuses and Migrant Networks ----- MIZUNO Atsuko

〈Book Reviews〉

- KUMAGAI Satoru and NAKAMURA Masashi, *Economic Development Strategies: Insights from Malaysia on Overcoming the 'Middle-Income Trap'* ----- KAMBARA Kentaro
TORII Takashi ed., *58 Chapters to Understand Malaysia* ----- TOMIZAWA Hisao
FUSHIKI Kaori and SAKURADA Ryoko eds.,
Anthropology through the Experience of the Physical Body ----- ITAGAKI Akemi
Wan Aida Wan Yahaya ed. *Malaysian Cinema and Beyond:*
Genre, Representation and the Nation ----- YAMAMOTO Hiroyuki
The Center to Combat Corruption & Cronyism,
State of Corruption: Power, Politics, and Policies in Malaysia ----- NAKAMURA Masashi
Janet Steele, *Malaysiakini: And the Power of Independent Media in Malaysia* ----- IGA Tsukasa
Kevin Blackburn, *The Comfort Women of Singapore in History and Memory*
----- WATANABE Yosuke

〈Forum〉

- Indonesia Launched National Certification System for Halal Products:
Driving the Growth of Islamic Economy with Malaysia ----- NOZAWA Koji

〈Essays〉

- Malaysian Bricolage: 12 Short Essays on Multi-Ethnic Society

〈Summaries in English〉

Japan Association for Malaysian Studies (JAMS)

<http://jams92.org/>